

## 【附属資料】（Aランクあり）

## 合併協定項目の現況・課題・調整方針

提案番号	協定項目		ページ
	番号	項目名	
協議第19号	8	地方税の取扱い	1～13
協議第20号	12	特別職の職員の身分の取扱い	14～15
協議第21号	17	公共的団体等の取扱い	16～17
協議第22号	20	慣行の取扱い	18～19
協議第23号	(24- 1)	男女共同参画事業	20～21
協議第24号	(24-12)	国民健康保険病院	22～23
協議第25号	(24-28)	建設関係事業	24～29
協議第26号	(24-30)	都市計画・区画整理事業	30～36
協議第27号	(24-32)	下水道事業	37～46
協議第28号	(24-35)	学校給食関係事業	47～48
協議第29号	(24-36)	幼稚園関係事業	49～50
協議第30号	(24-37)	文化振興関係事業	51～56
協議第31号	(24-40)	図書館関係事業	57～59
協議第32号	(24-43)	姉妹都市交流事業	60～62
協議第33号	(24-47)	人口問題対策事業	63～64

平成19年10月23日  
日南市・北郷町・南郷町合併協議会  
（第2回 協議会 資料）

## 附属資料の説明

### 1 様式1「合併協定項目の調整方針」

- (1) 参考までに、「前回の合併協議会での調整方針」も掲載しています。
- (2) 前回と今回の調整方針の相違点  
 変更箇所には、下線を施しています。  
 前回にはあるが、今回にはない調整方針の場合は、前回の調整方針に取り消し線を施しています。

### 2 様式2「現況・課題・調整方針整理表」

「調整区分」欄については、次の区分を記載しています。その区分決定の主な理由については、次のとおりです。

ランク	調整区分	区分決定の主な理由
Aランク = 合併協議会で調整すべき事項	A 1	住民生活に大きな影響を及ぼす事項
	A 2	合併の是非に関わる事項
	A 3	課題解決に新たな予算措置を伴う事項
	A 4	調整に困難が予想される事項
	A 5	その他、合併協議会で調整すべき事項
Bランク = 事務（幹事会）レベルで調整可能な事項	B 1	課題解決に新たな予算措置が伴うが、事務的な検討で調整が可能な事項
	B 2	その他、幹事会レベルで調整可能な事項
Cランク = 事務（専門部会）レベルで調整可能な事項	C 1	現行事業の見直しで課題解決や調整が可能な事項
	C 2	現行事業の見直しが必要ない事項
	C 3	その他、専門部会レベルで調整可能な事項

### 3 調整方針における主な語句の取扱い

#### (1) 当分の間

合併後、ある程度近い将来に調整する場合に使用しています。なお、期間としては概ね5年程度を目途とします。

<使用例> 「                    については、当分の間、現行どおりとする。」

#### (2) 速やかに

合併後、早い時期に調整する場合に使用しています。なお、期間としては概ね2年程度を目途とします。

<使用例> 「                    については、合併後速やかに廃止する。」

#### (3) 合併時

合併した際に実施するものですが、合併の期日（平成21年3月30日）、新市の最初の議会の議決を得られるまでの期間、平成21年度当初を含みます。

<使用例> 「                    については、合併時に、                    市（町）の例により統一する。」

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
8	地方税の取扱い	1 個人住民税

専門部会

番号	部会名
3	税務部会

現 況			課 題	調整方針	調整区分																								
日 南 市	北 郷 町	南 郷 町																											
1. 個人市町民税 (1) 納税義務者 ・市内に住所を有する個人 均等割 + 所得割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 均等割	1. 個人市町民税 (1) 納税義務者 ・町内に住所を有する個人 均等割 + 所得割 ・町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者 均等割	1. 個人市町民税 (1) 納税義務者 ・町内に住所を有する個人 均等割 + 所得割 ・町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者 均等割	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2																								
(2) 均等割 ・税率：3,000円/年(標準税率) ・非課税基準：控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×28万円 +16万8千円	(2) 均等割 ・税率：3,000円/年(標準税率) ・非課税基準：控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×28万円 +16万8千円	(2) 均等割 ・税率：3,000円/年(標準税率) ・非課税基準：控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×28万円 +16万8千円	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2																								
(3) 所得割 ・税率：標準税率 ・非課税基準：35万円。控除対象配偶者及び扶養親族がいる場合は人数×35万円 +32万円を加算	(3) 所得割 ・税率：標準税率 ・非課税基準：35万円。控除対象配偶者及び扶養親族がいる場合は人数×35万円 +32万円を加算	(3) 所得割 ・税率：標準税率 ・非課税基準：35万円。控除対象配偶者及び扶養親族がいる場合は人数×35万円 +32万円を加算	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2																								
(4) 納期 <table border="1"> <tr><td>第1期</td><td>6月1日から同月30日まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>8月1日から同月31日まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>10月1日から同月31日まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>1月1日から同月31日まで</td></tr> </table>	第1期	6月1日から同月30日まで	第2期	8月1日から同月31日まで	第3期	10月1日から同月31日まで	第4期	1月1日から同月31日まで	(4) 納期 <table border="1"> <tr><td>第1期</td><td>6月1日から同月30日まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>8月1日から同月31日まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>10月1日から同月31日まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>1月1日から同月31日まで</td></tr> </table>	第1期	6月1日から同月30日まで	第2期	8月1日から同月31日まで	第3期	10月1日から同月31日まで	第4期	1月1日から同月31日まで	(4) 納期 <table border="1"> <tr><td>第1期</td><td>6月1日から同月30日まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>8月1日から同月31日まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>10月1日から同月31日まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>12月1日から同月25日まで</td></tr> </table>	第1期	6月1日から同月30日まで	第2期	8月1日から同月31日まで	第3期	10月1日から同月31日まで	第4期	12月1日から同月25日まで	相違あり	個人市町民税の納期については、税源移譲により税額が増加したため、合併時に調整する	A 1
第1期	6月1日から同月30日まで																												
第2期	8月1日から同月31日まで																												
第3期	10月1日から同月31日まで																												
第4期	1月1日から同月31日まで																												
第1期	6月1日から同月30日まで																												
第2期	8月1日から同月31日まで																												
第3期	10月1日から同月31日まで																												
第4期	1月1日から同月31日まで																												
第1期	6月1日から同月30日まで																												
第2期	8月1日から同月31日まで																												
第3期	10月1日から同月31日まで																												
第4期	12月1日から同月25日まで																												
(5) 納税通知書 ・普通徴収：個人に1期から4期分までの納税通知書を送付。 <del>(但し、納税組合加入者は納税組合長へ配布)</del> ・市外の納税者で管外の納税者については郵便振替用紙同封	(5) 納税通知書 ・普通徴収：個人に1期から4期分までの納税通知書を送付。(但し、納税組合加入者は納税組合長へ配布) ・町外の納税者で管外の納税者については郵便振替用紙同封	(5) 納税通知書 ・普通徴収：個人に1期から4期分までの納税通知書を送付。 <del>(但し、納税組合加入者は納税組合長へ配布)</del> ・町外の納税者で管外の納税者については郵便振替用紙同封	相違あり	納税通知書については、合併時に日南市及び南郷町の例により調整する。	A 1																								
(6) 減免規定 次の者のうち市長が必要があると認める者 ・生活保護法の規定による保護を受ける者 ・所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒 ・災害により特に著しい被害を受けた者	(6) 減免規定 次の者のうち町長が必要があると認める者 ・生活保護法の規定による保護を受ける者 ・所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒 ・災害により特に著しい被害を受けた者	(6) 減免規定 次の者のうち町長が必要があると認める者 ・生活保護法の規定による保護を受ける者 ・所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒 ・災害により特に著しい被害を受けた者	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ	C 2																								

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	番号	項目名
8	地方税の取扱い	2	法人市民税

専門部会

番号	部会名
3	税務部会

現 況			課 題	調整方針	調整区分
日 南 市	北 郷 町	南 郷 町			
2. 法人市町民税 (1) 納税義務者 ・ 市内に事務所又は事業所を有する法人 : 均等割 + 法人税割 ・ 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの: 均等割	2. 法人市町民税 (1) 納税義務者 ・ 市内に事務所又は事業所を有する法人 : 均等割 + 法人税割 ・ 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの: 均等割	2. 法人市町民税 (1) 納税義務者 ・ 市内に事務所又は事業所を有する法人 : 均等割 + 法人税割 ・ 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの: 均等割	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ	C 2
(2) 均等割 ・ 税率: 標準税率	(2) 均等割 ・ 税率: 標準税率	(2) 均等割 ・ 税率: 標準税率	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ	C 2
(3) 法人税割 ・ 税率: 14.7% (制限税率)	(3) 法人税割 ・ 税率: 14.7% (制限税率)	(3) 法人税割 ・ 税率: 14.7% (制限税率)	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ	C 2
(4) 減免規定 ・ 民法第34条の公益法人 ・ 法第312条第3項第3号に掲げる公共法人等 (収益事業を行うものを除く)	(4) 減免規定 ・ 民法第34条の公益法人 ・ 管理組合法人及び団地管理組合法人 ・ 地縁による団体 ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 (収益事業を行うものを除く)	(4) 減免規定 ・ 民法第34条の公益法人	相違あり	合併時に、日南市の例により調整する。	C 1

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	番号	項目名
8	地方税の取扱い	3	固定資産税

専門部会

番号	部会名
3	税務部会

現況			課題	調整方針	調整区分
日南市	北郷町	南郷町			
3. 固定資産税 (1) 納税義務者 ・ 固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	3. 固定資産税 (1) 納税義務者 ・ 固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	3. 固定資産税 (1) 納税義務者 ・ 固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ	C2
(2) 税率 ・ 1.6%	(2) 税率 ・ 1.4%	(2) 税率 ・ 1.6%	相違あり	固定資産税の税率については、日南市及び南郷町の例により合併時に1.6%とする。ただし、北郷町においては、合併特例法第16条の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り不均一課税を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く4年度間は1.4%とし、5年度は1.5%とする。	A1
(3) 課税標準 ・ 固定資産税の基準年度の価格(土地、家屋、償却資産)	(3) 課税標準 ・ 固定資産税の基準年度の価格(土地、家屋、償却資産)	(3) 課税標準 ・ 固定資産税の基準年度の価格(土地、家屋、償却資産)	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ	C2
(4) 納期 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 12月1日から同月31日まで	(4) 納期 第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで	(4) 納期 第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 11月1日から同月30日まで	相違あり	合併時に、日南市の例により調整する。	C1
(5) 納税通知書 ・ 個人に1期から4期分までの納税通知書を送付。 <del>(但し、納税組合加入者は納税組合長へ配布)</del> ・ 市外の納税者で管外の納税者については郵便振替用紙同封	(5) 納税通知書 ・ 個人に1期から4期分までの納税通知書を送付。(但し、納税組合加入者は納税組合長へ配布) ・ 町外の納税者で管外の納税者については郵便振替用紙同封	(5) 納税通知書 ・ 個人に1期から4期分までの納税通知書を送付。 <del>(但し、納税組合加入者は納税組合長へ配布)</del> ・ 町外の納税者で管外の納税者については郵便振替用紙同封	相違あり	納税通知書については、合併時に日南市及び南郷町の例により調整する。	A1
(6) 課税明細書 ・ 平成8年度から納税通知書と同封して送付	(6) 課税明細書 ・ 平成6年度から納税通知書と同封して送付	(6) 課税明細書 ・ 平成8年度から納税通知書と同封して送付	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ	C2
(7) 不均一課税 ・ (税条例) 国際観光ホテル整備法の規定に基づく登録ホテルに対する固定資産税の不均一課税税率:1.067%(5ヶ年) ・ 対象ホテル数 1社 20年度まで ・ (企業立地促進条例) 条例の対象要件を満たすもの。 新設: 3年間免除 増設: 税率 0.533/100 3年間	(7) 不均一課税 ・ (税条例) 国際観光ホテル整備法の規定に基づく登録ホテルに対する固定資産税の不均一課税税率:1.00%(3ヶ年) ・ 対象ホテル数1社 16年度まで	(7) 不均一課税 ・ (企業立地促進条例) 観光施設(専ら観光・スポーツ・レクリエーション事業に寄与することを目的 税率:初年度0%、第2年度0.35%、第3年度0.7%	相違あり	合併時に、日南市の例により調整する。	C1

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	番号	項目名
8	地方税の取扱い	3	固定資産税

専門部会

番号	部会名
3	税務部会

現況			課題	調整方針	調整区分
日南市	北郷町	南郷町			
<p>3. 固定資産税</p> <p>(8) 地籍調査後の固定資産税の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地籍調査後の地積が増となる場合は、<b>平成21年度まで調査前の地積で課税する。</b></li> <li>地籍調査後の地積が減となる場合は、調査後の地積で課税している。</li> <li><b>平成22年度(吾田地区完了後)より随時地籍調査成果にて課税</b></li> </ul>	<p>3. 固定資産税</p> <p>(8) 地籍調査後の固定資産税の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地籍調査後が、全地区完了のため、調査後の地積で課税している。</li> </ul>	<p>3. 固定資産税</p> <p>(8) 地籍調査後の固定資産税の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地籍調査後の地積が増となる場合は、町内全地区が調査完了するまで調査前の地積で課税している。</li> <li>地籍調査後の地積が減となる場合は、調査後地積で課税している。</li> <li><b>平成22年度で地籍調査が完了し、平成23年度から課税する。</b></li> </ul>	相違あり	地籍調査後の固定資産税の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐ。	A1
<p>(9) 減免規定</p> <p>次の固定資産のうち市長が必要があると認めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産</li> <li>公益のために直接専用する固定資産</li> <li>市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産</li> <li>特別の事情がある者の所有する固定資産(災害等)</li> </ul>	<p>(9) 減免規定</p> <p>次の固定資産のうち町長が必要があると認めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産</li> <li>公益のために直接専用する固定資産</li> <li>町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産</li> <li>特別の事情がある者の所有する固定資産(災害等)</li> </ul>	<p>(9) 減免規定</p> <p>次の固定資産のうち町長が必要があると認めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産</li> <li>公益のために直接専用する固定資産</li> <li>町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産</li> <li>特別の事情がある者の所有する固定資産(災害等)</li> </ul>	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ	C2
<p>(10) 固定資産評価審査委員会 委員 3人</p>	<p>(10) 固定資産評価審査委員会 委員 3人</p>	<p>(10) 固定資産評価審査委員会 委員 3人</p>	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ (新市で3人)	C1

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
8	地方税の取扱い	4 軽自動車税

専門部会

番号	部会名
3	税務部会

日南市		北郷町		南郷町		課題	調整方針	調整区分	
4. 軽自動車税 (1) 納税義務者 ・軽自動車等の所有者又は使用者		4. 軽自動車税 (1) 納税義務者 ・軽自動車等の所有者又は使用者		4. 軽自動車税 (1) 納税義務者 ・軽自動車等の所有者又は使用者		相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	C2	
(2) 税率		(2) 税率		(2) 税率		相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	C2	
区分	種別 年額	区分	種別 年額	区分	種別 年額				
原動機付自転車	二輪のもので総排気量の0.05L以下又は定格出力0.6KW以下	1,000円	二輪のもので総排気量の0.05L以下又は定格出力0.6KW以下	1,000円	二輪のもので総排気量の0.05L以下又は定格出力0.6KW以下	1,000円			
	二輪のもので総排気量の0.05L超0.09L以下又は定格出力0.6KW超0.8KW以下	1,200円	二輪のもので総排気量の0.05L超0.09L以下又は定格出力0.6KW超0.8KW以下	1,200円	二輪のもので総排気量の0.05L超0.09L以下又は定格出力0.6KW超0.8KW以下	1,200円			
	二輪のもので総排気量0.09L超又は定格出力0.8KW超	1,600円	二輪のもので総排気量0.09L超又は定格出力0.8KW超	1,600円	二輪のもので総排気量0.09L超又は定格出力0.8KW超	1,600円			
	三輪以上のもの総排気量0.02L超又は定格出力0.25KW超	2,500円	三輪以上のもの総排気量0.02L超又は定格出力0.25KW超	2,500円	三輪以上のもの総排気量0.02L超又は定格出力0.25KW超	2,500円			
二輪の小型自転車 4,000円		二輪の小型自転車 4,000円		二輪の小型自転車 4,000円					
小型特殊自動車	農耕作業用のもの 1,600円 その他のもの 4,700円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの 1,600円 その他のもの 4,700円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの 1,600円 その他のもの 4,700円				
軽自動車	二輪(側車付を含む)	2,400円	二輪(側車付を含む)	2,400円	二輪(側車付を含む)	2,400円			
	三輪	3,100円	三輪	3,100円	三輪	3,100円			
	四輪以上	貨物	営業用 3,000円 自家用 4,000円	四輪以上	貨物	営業用 3,000円 自家用 4,000円	四輪以上	貨物	営業用 3,000円 自家用 4,000円
		乗用	営業用 5,500円 自家用 7,200円		乗用	営業用 5,500円 自家用 7,200円		乗用	営業用 5,500円 自家用 7,200円
(3) 納期 5月1日から同月31日まで		(3) 納期 4月11日から同月30日まで		(3) 納期 4月11日から同月30日まで		相違あり	合併時に、日南市の例により調整する。	C1	
(4) 標識の再交付 弁償金100円 年間0件		(4) 標識の再交付 弁償金100円 年間0件		(4) 標識の再交付 弁償金 実費 年間0件		相違あり	合併時に、日南市及び北郷町の例により調整する。	C1	
(5) 減免規定 ・公益のために直接専用する軽自動車等 ・生活保護法の規定によって生活扶助を受ける者が所有し、かつ、使用する軽自動車等 ・身体障害者等の所有又は利用に係る軽自動車等		(5) 減免規定 ・公益のために直接専用する軽自動車等 ・身体障害者等の所有又は利用に係る軽自動車等 ・生活保護法の規定によって生活扶助を受ける者が所有し、かつ、使用する軽自動車等		(5) 減免規定 ・公益のために直接専用する軽自動車等 ・身体障害者等の所有又は利用に係る軽自動車等		相違あり	合併時に、日南市の例により調整する。	C1	
(6) 軽自動車事務取扱要綱 無		(6) 軽自動車事務取扱要綱 有		(6) 軽自動車事務取扱要綱 無		相違あり	合併時に、北郷町の例により調整する。	C1	
(7) 軽自動車税減免取扱要領 有		(7) 軽自動車税減免取扱要領 有		(7) 軽自動車税減免取扱要領 無		相違あり	合併時に、日南市及び北郷町の例により調整する。	C1	

(様式2)

## 現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
8	地方税の取扱い	5・6 たばこ税・特別土地保有税

専門部会

番号	部会名
3	税務部会

現 況			課 題	調整方針	調整区分
日 南 市	北 郷 町	南 郷 町			
5. たばこ税 (1) 納税義務者 ・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者	5. たばこ税 (1) 納税義務者 ・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者	5. たばこ税 (1) 納税義務者 ・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2
(2) 税率 ・旧3級品以外の紙巻たばこ1,000本につき 3,298円 ・旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき 1,564円	(2) 税率 ・旧3級品以外の紙巻たばこ1,000本につき 3,298円 ・旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき 1,564円	(2) 税率 ・旧3級品以外の紙巻たばこ1,000本につき 3,298円 ・旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき 1,564円	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2
(3) 納期 ・当月の販売分につき 翌月末日まで	(3) 納期 ・当月の販売分につき 翌月末日まで	(3) 納期 ・当月の販売分につき 翌月末日まで	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2
6. 特別土地保有税 (1) 納税義務者 ・取得後10年を経過していない土地又は土地の取得に対し、当該土地の所有又は取得者	6. 特別土地保有税 (1) 納税義務者 ・取得後10年を経過していない土地又は土地の取得に対し、当該土地の所有又は取得者	6. 特別土地保有税 (1) 納税義務者 ・取得後10年を経過していない土地又は土地の取得に対し、当該土地の所有又は取得者	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2
(2) 税率 ・保有分：100分の1.4 ・取得分：100分の3	(2) 税率 ・保有分：100分の1.4 ・取得分：100分の3	(2) 税率 ・保有分：100分の1.4 ・取得分：100分の3	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2
(3) 課税標準 ・土地の修正取得価額	(3) 課税標準 ・土地の修正取得価額	(3) 課税標準 ・土地の修正取得価額	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2
(4) 免税点 ・5.000㎡未満	(4) 免税点 ・10.000㎡未満	(4) 免税点 ・5.000㎡未満	相違あり	合併時に、日南市及び南郷町の例により調整する。	C 1



(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
8	地方税の取扱い	7・8 鉱産税・入湯税

専門部会

番号	部会名
3	税務部会

現況			課題	調整方針	調整区分
日南市	北郷町	南郷町			
7. 鉱産税 (1) 納税義務者 ・無	7. 鉱産税 (1) 納税義務者 ・鉱物の掘採事業鉱業者	7. 鉱産税 (1) 納税義務者 ・鉱物の掘採事業鉱業者	相違あり	合併時に、北郷町及び南郷町の例により調整する。	C 1
(2) 税率 ・無	(2) 税率 ・1% (課税標準額が200万円以下の場合0.7%)	(2) 税率 ・1% (課税標準額が200万円以下の場合0.7%)	相違あり	合併時に、北郷町及び南郷町の例により調整する。	C 1
(3) 課税標準額 ・無	(3) 課税標準額 ・掘採鉱物の価格	(3) 課税標準額 ・掘採鉱物の価格	相違あり	合併時に、北郷町及び南郷町の例により調整する。	C 1
(4) 納期 ・無	(4) 納期 ・前月の掘採物につき、当月15から同月末日までに申告して納付	(4) 納期 ・前月の掘採物につき、当月15から同月末日までに申告して納付	相違あり	合併時に、北郷町及び南郷町の例により調整する。	C 1
8. 入湯税 (1) 納税義務者 ・鉱泉浴場における入湯客に課税する	8. 入湯税 (1) 納税義務者 ・鉱泉浴場における入湯客に課税する	8. 入湯税 ・条例なし	相違あり	合併時に、日南市及び北郷町の例により調整する。	C 1
(2) 税率 ・入湯客1人1日について、150円 ・日帰りの入湯客1人1日 50円	(2) 税率 ・入湯客1人1日について、150円		相違あり	その他(合併時に検討する)	B 2
(3) 課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・学校教育の一環として行われる修学旅行等の行事に参加中の者 ・公益上その他の事由により規則で定める者(日帰客のうち市内に居住するもの)	(3) 課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・学校教育の一環として行われる行事に参加中の者		相違あり	その他(合併時に検討する)	B 2

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	番号	項目名
8	地方税の取扱い	9	納税組合

専門部会

番号	部会名
3	税務部会

現況			課題	調整方針	調整区分
日南市	北郷町	南郷町			
<p>9. 納税組合</p> <p><del>(1) 納税組合報奨金</del></p> <p><del>・報奨金</del></p> <p><del>最終納期限までに完納した組合</del></p> <p><del>(納付額の3%)</del></p> <p><del>3月15日までに完納した組合</del></p> <p><del>(納付額の2%)</del></p> <p><del>但し、納税義務者ごとの税目別の</del></p> <p><del>納付額は10万円を限度とし、口座</del></p> <p><del>振替による場合は2/1とする。</del></p> <p><del>・奨励金</del></p> <p><del>納税通知書1枚当たり40円</del></p>	<p>9. 納税組合</p> <p>(1) 納税組合補助金</p> <p>・補助金</p> <p>納期限までに完納した組合3%</p> <p>納期限経過後10日以内に完納した組合 2%</p>	<p>9. 納税組合</p> <p><del>(1) 納税組合報奨金</del></p> <p><del>・報奨金</del></p> <p><del>納期限までに完納した組合3%</del></p> <p><del>納期限40日以内に完納した組合2%</del></p> <p><del>算出した税目別の報奨金の額は、</del></p> <p><del>20,000円を限度とする。</del></p> <p><del>→組合長事務費として1組合に対し一律</del></p> <p><del>2,000円を交付する。</del></p>	相違あり	納税組合については、合併時に日南市及び南郷町の例により調整する。	A1
<p><del>(2) 組合数</del></p> <p><del>→370組合</del></p>	<p>(2) 組合数</p> <p>・73組合</p>	<p><del>(2) 組合数</del></p> <p><del>→250組合</del></p>	相違あり	納税組合については、合併時に日南市及び南郷町の例により調整する。	A1

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
8	地方税の取扱い	10～15 口座振替制度～国民健康保険税徴収嘱託

専門部会

番号	部会名
3	税務部会

現況			課題	調整方針	調整区分
日南市	北郷町	南郷町			
10. 口座振替制度 ・口座振替制度 有 ・口座振替推進要綱 有 新規加入口座振替手数料 税目ごと 1件につき100円 金融機関に交付 ・平成19年度から全口座振替者に再振替を実施	10. 口座振替制度 ・口座振替制度 有 ・口座振替推進要綱 無	10. 口座振替制度 ・口座振替制度 有 ・口座振替推進要綱 無	相違あり	合併時に、日南市の例により調整する。	C1
11. 課税台帳 ・電算による	11. 課税台帳 ・電算による	11. 課税台帳 ・電算による	相違あり	合併時に、日南市の例により調整する。	C1
12. 各種様式 ・電算による	12. 各種様式 ・電算による	12. 各種様式 ・電算による	相違あり	合併時に、日南市の例により調整する。	C1
13. 軽自動車ナンバー交付及び廃車 ・税務課窓口	13. 軽自動車ナンバー交付及び廃車 ・税務課窓口	13. 軽自動車ナンバー交付及び廃車 ・税務課窓口	相違なし	現行のまま、新市に引き継ぐ	C2
14. 申告受付 ・公民館等 20箇所です受付 ・申告支援システム 有	14. 申告受付 ・平成15年度から役場のみ受付 ・申告支援システム 有	14. 申告受付 ・公民館等 20箇所です受付 ・申告支援システム 無	相違あり	合併時に、日南市の例により調整する。	C1
15. 国民健康保険税徴収嘱託 ・国民健康保険税徴収嘱託員設置要綱 無	15. 国民健康保険税徴収嘱託 ・国民健康保険税徴収嘱託員設置要綱 平成15年度から有	15. 国民健康保険税徴収嘱託 ・国民健康保険税徴収嘱託員設置要綱 無	相違あり	現行のまま、新市に引き継ぐ	C1

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	番号	項目名
8	地方税の取扱い	16	税証明手数料

専門部会

番号	部会名
3	税務部会

現 況			課 題	調整方針	調整区分																																																																																																																					
日 南 市	北 郷 町	南 郷 町																																																																																																																								
<p>16. 税証明手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>納税に関する証明</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td>資産に関する証明</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td>所得に関する証明</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td>公課に関する証明</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td>固定資産公課証明</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td>固定資産評価証明</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td>資産台帳の証明(名寄帳)</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td>公募、公文書及び図面の閲覧</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td>土地評価調書の閲覧</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td>家屋調書図面の閲覧</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td>公簿公文書及び図面の謄抄本</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td>住宅用家屋証明申請手数料</td><td>1件</td><td>1,300円</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>納税に関する証明：1年度1税目当たり1件とする。</li> <li>資産に関する証明：1名義人当たり1件とする。</li> <li>所得に関する証明：1名義人当たり1件とする。</li> <li>公簿に関する証明：1年度1税目当たり1件とする。</li> <li>固定資産公課証明：土地 5筆当たり1件とし、5筆に満たないものは、1件とみなす。</li> <li>固定資産公課証明：家屋 5棟当たり1件とし、5棟に満たないものは、1件とみなす。</li> <li>固定資産評価証明：土地 5筆当たり1件とし、5筆に満たないものは、1件とみなす。</li> <li>固定資産評価証明：家屋 5棟当たり1件とし、5棟に満たないものは、1件とみなす。</li> <li>資産台帳の証明：1名義人当たり5枚まで1件とし、1枚増すごとに100円を加算する。</li> <li>土地評価調書の閲覧：1台帳当たり1件とする。</li> <li>家屋調書図面の閲覧：1棟当たり1件とする。</li> </ul>	手数料の種類	単位	金額	納税に関する証明	1件	300円	資産に関する証明	1件	300円	所得に関する証明	1件	300円	公課に関する証明	1件	300円	固定資産公課証明	1件	300円	固定資産評価証明	1件	300円	資産台帳の証明(名寄帳)	1件	300円	公募、公文書及び図面の閲覧	1件	300円	土地評価調書の閲覧	1件	300円	家屋調書図面の閲覧	1件	300円	公簿公文書及び図面の謄抄本	1件	300円	住宅用家屋証明申請手数料	1件	1,300円	<p>16. 税証明手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>諸証明</td><td>1通</td><td>300円</td></tr> <tr><td>公募、公文書及び図面の閲覧</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td>公簿公文書及び図面の謄抄本</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	手数料の種類	単位	金額	諸証明	1通	300円	公募、公文書及び図面の閲覧	1件	300円	公簿公文書及び図面の謄抄本	1件	300円																												<p>16. 税証明手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>納税証明</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td>資産証明</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td>所得証明</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td>課税証明</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td>評価証明</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td>課税台帳の証明(名寄帳)</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td>公簿、公文書の閲覧</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td>図面の閲覧</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td>公簿、公文書及び図面の写し</td><td>1件</td><td>300円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>課税台帳の証明：1名義人当たり5枚まで1件とし、1枚増すごとに100円を加算する。</li> </ul>	手数料の種類	単位	金額	納税証明	1件	300円	資産証明	1件	300円	所得証明	1件	300円	課税証明	1件	300円	評価証明	1件	300円	課税台帳の証明(名寄帳)	1件	300円	公簿、公文書の閲覧	1件	300円	図面の閲覧	1件	300円	公簿、公文書及び図面の写し	1件	300円										相違あり	合併時に、日南市の例により調整する。	C1
手数料の種類	単位	金額																																																																																																																								
納税に関する証明	1件	300円																																																																																																																								
資産に関する証明	1件	300円																																																																																																																								
所得に関する証明	1件	300円																																																																																																																								
公課に関する証明	1件	300円																																																																																																																								
固定資産公課証明	1件	300円																																																																																																																								
固定資産評価証明	1件	300円																																																																																																																								
資産台帳の証明(名寄帳)	1件	300円																																																																																																																								
公募、公文書及び図面の閲覧	1件	300円																																																																																																																								
土地評価調書の閲覧	1件	300円																																																																																																																								
家屋調書図面の閲覧	1件	300円																																																																																																																								
公簿公文書及び図面の謄抄本	1件	300円																																																																																																																								
住宅用家屋証明申請手数料	1件	1,300円																																																																																																																								
手数料の種類	単位	金額																																																																																																																								
諸証明	1通	300円																																																																																																																								
公募、公文書及び図面の閲覧	1件	300円																																																																																																																								
公簿公文書及び図面の謄抄本	1件	300円																																																																																																																								
手数料の種類	単位	金額																																																																																																																								
納税証明	1件	300円																																																																																																																								
資産証明	1件	300円																																																																																																																								
所得証明	1件	300円																																																																																																																								
課税証明	1件	300円																																																																																																																								
評価証明	1件	300円																																																																																																																								
課税台帳の証明(名寄帳)	1件	300円																																																																																																																								
公簿、公文書の閲覧	1件	300円																																																																																																																								
図面の閲覧	1件	300円																																																																																																																								
公簿、公文書及び図面の写し	1件	300円																																																																																																																								

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	番号	項目名
8	地方税の取扱い	17	システム導入状況

専門部会

番号	部会名
3	税務部会

現 況			課 題	調整方針	調整区分
日 南 市	北 郷 町	南 郷 町			
17. システム導入状況 ・滞納整理システム 有 ・家屋評価システム 有 ・地理情報システム 有 ・課税(申告)支援システム 有  ・税更正システム 無	17. システム導入状況 ・滞納整理システム 無 ・家屋評価システム 有 ・地理情報システム 有 ・課税(申告)支援システム 有 ・税更正システム 有	17. システム導入状況 ・滞納整理システム 無 ・家屋評価システム 有 ・地理情報システム 無 ・課税(申告)支援システム 無 ・税更正システム 無	相違あり	合併時に、統合する。	B 1
18. 窓口業務 (1) 昼休みの対応 ・各係で当番等を決め、自主的に対応	18. 窓口業務 (1) 昼休みの対応 ・勤務時間の変更で対応	18. 窓口業務 (1) 昼休みの対応 ・各係で当番等を決め、自主的に対応	相違あり	合併時に、日南市及び南郷町の例により調整する。	C 1
(2) 支所・出張所等の証明事務 ・市民課の窓口で取扱をしている証明のみの証明 所得証明 課税証明 納税証明 資産証明 評価証明	(2) 支所・出張所等の証明事務 支所なし	(2) 支所・出張所等の証明事務 ・市民課の窓口で取扱をしている証明のみの証明 所得証明 課税証明 納税証明 資産証明 評価証明	相違あり	現行のまま、新市に引き継ぐ。	C 2

(様式1)

合併協定項目の調整方針

合併協定項目		協議項目		専門部会		提案年月日	確認年月日
番号	項目名	番号	項目名	番号	部会名		
8	地方税の取扱い			3	税務部会	平成19年10月23日	
【参考】 前回の合併協議会での調整方針	<p>固定資産税の税率については、日南市及び南郷町の例により合併時に1.6%とする。ただし、北郷町においては、合併特例法第10条の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り不均一課税を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く4年度間は1.4%とし、5年度は1.5%とする。</p> <p>納期については、日南市の例により合併時に統一する。</p> <p>固定資産税の課税における地籍調査後の地積の取扱いは、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>納税組合については、現行のまま引き継ぎ、新市において調整する。</p> <p>減免規定については、日南市の例により合併時に統一する。</p>						
調整方針 (調整の内容)	<p>個人市町民税の納期については、税源移譲により税額が増加したため、合併時に調整する。</p> <p>固定資産税の税率については、日南市及び南郷町の例により合併時に1.6%とする。ただし、北郷町においては、合併特例法第16条の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り不均一課税を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く4年度間は1.4%とし、5年度は1.5%とする。</p> <p>地籍調査後の固定資産税の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>納税組合及び納税通知書については、合併時に日南市及び南郷町の例により調整する。</p>						
解 説 (語句の説明、関係法令など)		留 意 事 項 (選択肢に対するメリット、デメリットなど)			先 進 事 例 (参考にした他市、先進協議会の状況など)		
<p>1 地方税法 (1)第320条(抜粋) 普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。</p> <p>(2)第350条 固定資産税の標準税率100分の1.4とする。</p> <p>(3)固定資産税実務提要(第388条関係) 地籍調査前後における地積の相違による固定資産税額の変動の程度等を総合的に考慮して、判断すべきである。</p> <p>2 市町村の合併の特例に関する法律第16条 地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、</p>		<p>1 各市町で課税している税目や税率、納期等が異なっている場合、統一する必要がある。特に個人市町民税については、税源移譲により税額が増加しており納期の回数や期日を含め調整する。</p> <p>ただし、税率については、合併時に均一課税することで、著しく衡平を欠くと認められる場合、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年間に限り、不均一課税を行うことができるようになっている。</p> <p>2 納税組合については、これまで果たして来た役割は大きいものの、平成17年度に施行された個人情報保護法の取扱いや税に対する報償金交付金制度の違法判決などにより、合併時に廃止の方向で調整し、今後の徴収方法としては口座振替の充実を図るとともに、新たな収納率向上対策についても検討する。</p>			<p>1 小林市(平成18年3月20日合併)</p> <p>(1) 納期(普通徴収)については、小林市の例により調整する。</p> <p>(2) 納税報奨金は廃止し、新たな収納率向上対策については、今後検討する。</p> <p>2 美郷町(平成17年2月22日合併)</p> <p>(1) 固定資産税 ア 市町村の合併の特例に関する法律第10条に規定する特例を適用し、不均一課税とする。不均一課税の期間は、合併した年度及びこれに続く5年間とする。 イ 税率は、1.7%に統一することとし、北郷村及び南郷村の税率は合併した次年度より5年間で段階的(0.06ポイント/年)に引き上げるものとする。 ウ 課税標準は現行どおりとするが、南郷村においては、国土調査終了後、速やかに実測課税とする。</p>		

(様式1)

合併協定項目の調整方針

合併協定項目		協議項目		専門部会		提案年月日	確認年月日
番号	項目名	番号	項目名	番号	部会名		
8	地方税の取扱い			3	税務部会	平成19年10月23日	
【参考】 前回の合併 協議会での 調整方針							
調整方針 (調整の内容)							
解 説 (語句の説明、関係法令など)		留 意 事 項 (選択肢に対するメリット、デメリットなど)			先 進 事 例 (参考にした他市、先進協議会の状況など)		
<p>その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。</p> <p>3 個人情報の保護に関する法律第1条</p> <p>この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p>							

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
12	特別職の職員の身分の取扱い	

専門部会

番号	部会名
1	総務部会

現況			課題	調整方針	調整区分	
日南市	北郷町	南郷町				
<常勤の特別職> 1 市長の任期 <b>平成20年7月19日</b>	<常勤の特別職> 1 町長の任期 <b>平成21年8月20日</b>	<常勤の特別職> 1 町長の任期 <b>平成23年4月30日</b>	相違あり	市長、副市長及び教育長の設置・任期等については、各法令の定めるところによる。給料の額は、日南市の現行額を基本に合併までに調整する。	A 5	
2 市長の給料 805,000円	2 町長の給料 <b>620,000円</b>	2 町長の給料 718,000円	相違あり		A 5	
3 <b>副市長の給料</b> 656,000円	3 <b>副町長の給料</b> <b>540,000円</b>	3 <b>副町長の給料</b> 585,000円	相違あり		A 5	
4 収入役の給料 590,000円	4 収入役の給料 564,000円	4 収入役の給料 555,000円	なし			
5 教育長の給料 560,000円	5 教育長の給料 <b>520,000円</b>	5 教育長の給料 555,000円	相違あり		A 5	
<法令で定める行政委員会> 6 教育委員会 委員数 5人 報酬額 44,000円 / 月	<法令で定める行政委員会> 6 教育委員会 委員数 <b>3人</b> 報酬額 255,300円 / 年	<法令で定める行政委員会> 6 教育委員会 委員数 5人 報酬額 256,700円 / 年	相違あり	教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会の設置及び委員の数・任期等については、各法令の定めるところによる。報酬額については、日南市の現行報酬額を基本に合併までに調整する。	A 5	
7 監査委員 委員数 2人 報酬額 (識見) 176,000円 / 月 (議会) 46,000円 / 月	7 監査委員 委員数 2人 報酬額 (識見) 9,300円 / 日 (議会) 8,300円 / 日	7 監査委員 委員数 2人 報酬額 (識見) 9,600円 / 日 (議会) 8,600円 / 日	相違あり		A 5	
8 公平委員会 委員数 3人 報酬額 38,000円 / 月	8 公平委員会 委員数 3人 報酬額 6,700円 / 日	8 公平委員会 委員数 3人 報酬額 6,800円 / 日	相違あり		A 5	
9 選挙管理委員会 委員数 4人 報酬額 38,000円 / 月	9 選挙管理委員会 委員数 4人 報酬額 6,700円 / 日	9 選挙管理委員会 委員数 4人 報酬額 6,800円 / 日	相違あり		A 5	
10 固定資産評価審査委員会 委員数 3人 報酬額 6,000円 / 日	10 固定資産評価審査委員会 委員数 3人 報酬額 6,700円 / 日	10 固定資産評価審査委員会 委員数 3人 報酬額 6,800円 / 日	相違あり		A 5	
11 その他審議会 特別土地保有税審議会 公民館運営審議会 総合計画審議会 特別職報酬等審議会 都市計画審議会 下水道審議会 その他	11 その他審議会 総合開発審議会 特別職報酬等審議会 環境審議会 企業立地促進審議会 その他	11 その他審議会 特別土地保有税審議会 公民館運営審議会 総合計画審議会 特別職報酬等審議会 都市計画審議会 水道料金等審議会 その他	相違あり		・その他(合併までに調整する。)	B 2
12 その他委員会 防災会議 民生委員推薦会 社会教育委員 体育指導員 国民健康保険運営協議会 その他	12 その他委員会 防災会議 民生委員推薦会 社会教育委員 体育指導員 国民健康保険運営協議会 その他	12 その他委員会 防災会議 民生委員推薦会 社会教育委員 体育指導員 国民健康保険運営協議会 <del>六・トフルセンター運営委員</del> <b>H16年度廃止</b> 安全で住みよい町づくり推進協議会 図書館協議会 その他	相違あり		・その他(合併までに調整する。)	B 2



(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
12	特別職の職員の身分の取扱い	

専門部会

番号	部会名
1	総務部会

現 況			課 題	調整方針	調整区分	
日 南 市	北 郷 町	南 郷 町				
<常勤の特別職> 1 市長の任期 <b>平成20年7月19日</b>	<常勤の特別職> 1 町長の任期 <b>平成21年8月20日</b>	<常勤の特別職> 1 町長の任期 <b>平成23年4月30日</b>	相違あり	市長、副市長及び教育長の設置・任期等については、各法令の定めるところによる。給料の額は、日南市の現行額を基本に合併までに調整する。	A 5	
2 市長の給料 805,000円	2 町長の給料 <b>620,000円</b>	2 町長の給料 718,000円	相違あり		A 5	
3 <b>副市長の給料</b> 656,000円	3 <b>副町長の給料</b> <b>540,000円</b>	3 <b>副町長の給料</b> 585,000円	相違あり		A 5	
4 収入役の給料 590,000円	4 収入役の給料 564,000円	4 収入役の給料 555,000円	なし			
5 教育長の給料 560,000円	5 教育長の給料 <b>520,000円</b>	5 教育長の給料 555,000円	相違あり		A 5	
<法令で定める行政委員会> 6 教育委員会 委員数 5人 報酬額 44,000円 / 月	<法令で定める行政委員会> 6 教育委員会 委員数 <b>3人</b> 報酬額 255,300円 / 年	<法令で定める行政委員会> 6 教育委員会 委員数 5人 報酬額 256,700円 / 年	相違あり	教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会の設置及び委員の数・任期等については、各法令の定めるところによる。報酬額については、日南市の現行報酬額を基本に合併までに調整する。	A 5	
7 監査委員 委員数 2人 報酬額 (識見) 176,000円 / 月 (議会) 46,000円 / 月	7 監査委員 委員数 2人 報酬額 (識見) 9,300円 / 日 (議会) 8,300円 / 日	7 監査委員 委員数 2人 報酬額 (識見) 9,600円 / 日 (議会) 8,600円 / 日	相違あり		A 5	
8 公平委員会 委員数 3人 報酬額 38,000円 / 月	8 公平委員会 委員数 3人 報酬額 6,700円 / 日	8 公平委員会 委員数 3人 報酬額 6,800円 / 日	相違あり		A 5	
9 選挙管理委員会 委員数 4人 報酬額 38,000円 / 月	9 選挙管理委員会 委員数 4人 報酬額 6,700円 / 日	9 選挙管理委員会 委員数 4人 報酬額 6,800円 / 日	相違あり		A 5	
10 固定資産評価審査委員会 委員数 3人 報酬額 6,000円 / 日	10 固定資産評価審査委員会 委員数 3人 報酬額 6,700円 / 日	10 固定資産評価審査委員会 委員数 3人 報酬額 6,800円 / 日	相違あり		A 5	
11 その他審議会 特別土地保有税審議会 公民館運営審議会 総合計画審議会 特別職報酬等審議会 都市計画審議会 下水道審議会 その他	11 その他審議会 総合開発審議会 特別職報酬等審議会 環境審議会 企業立地促進審議会 その他	11 その他審議会 特別土地保有税審議会 公民館運営審議会 総合計画審議会 特別職報酬等審議会 都市計画審議会 水道料金等審議会 その他	相違あり		・その他(合併までに調整する。)	B 2
12 その他委員会 防災会議 民生委員推薦会 社会教育委員 体育指導員 国民健康保険運営協議会 その他	12 その他委員会 防災会議 民生委員推薦会 社会教育委員 体育指導員 国民健康保険運営協議会 その他	12 その他委員会 防災会議 民生委員推薦会 社会教育委員 体育指導員 国民健康保険運営協議会 <del>六・トフルセンター運営委員</del> <b>H16年度廃止</b> 安全で住みよい町づくり推進協議会 図書館協議会 その他	相違あり		・その他(合併までに調整する。)	B 2

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
17	公共的団体等の取扱い	

専門部会

番号	部会名
1	総務部会

現況			課題	調整方針	調整区分
日南市	北郷町	南郷町			
<p>1.共通する団体(代表例)</p> <p>日南市姉妹都市友好協会 宮崎県自衛隊協力会日南支部 日南市社会福祉協議会 日南市公民館連合会 日南市シルバー人材センター 日南市農業振興対策協議会 日南市観光協会 日南市婦人団体連絡会 日南市PTA連絡協議会 日南市体育協会 日南商工会議所 日南市土地改良区(6地区) 日南市青年団協議会 日南市漁業協同組合</p>	<p>1.共通する団体(代表例)</p> <p>北郷町国際交流協会 宮崎県自衛隊協力会北郷支部 北郷町社会福祉協議会 北郷町自治公民館連絡協議会 北郷町シルバー人材センター 北郷町農業振興対策協議会 北郷町温泉観光協会 北郷町婦人団体連絡会 北郷町PTA連絡協議会 北郷町体育協会 北郷町商工会 北郷町土地改良区</p>	<p>1.共通する団体(代表例)</p> <p>南郷町姉妹市町村友好協会(平成17年解散) 南郷町自衛隊協力会 南郷町社会福祉協議会 南郷町自治公民館連絡協議会 南郷町シルバー人材センター 南郷町農業振興対策協議会 南郷町観光協会 南郷町婦人団体連絡会 南郷町PTA連絡協議会 南郷町体育協会 南郷町商工会 南郷町土地改良区 南郷町青年団協議会 南郷漁業協同組合 栄松漁業協同組合 外浦漁業協同組合</p>	相違あり	<p>各市町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう各団体の実情を尊重しながら調整に努める。</p> <p>統合に時間を要する団体については、合併後速やかに、将来の統合に向けて検討が進められるよう各団体の実情を尊重しながら調整に努める。</p>	A 1
<p>日南市子ども育成連絡協議会 日南市青少年育成市民会議</p>	<p>北郷町子供会育成連絡協議会 北郷町青少年育成町民会議</p>	<p>南郷町子供会育成連絡協議会 南郷町青少年育成町民会議</p>			
<p>2.国・県の指導等により設置している団体</p> <p>国民健康保険運営協議会</p>	<p>2.国・県の指導等により設置している団体</p> <p>国民健康保険運営協議会</p>	<p>2.国・県の指導等により設置している団体</p> <p>国民健康保険運営協議会</p>			
<p>3.独自の団体(代表例)</p> <p>油津港まつり協賛会 油津港振興協会 広島東洋カーブ日南協力会 (財)鉄肥城下町保存会 日南市保健所運営協議会 日南市漁業協同組合</p>	<p>3.独自の団体(代表例)</p> <p>北郷温泉広渡まつり実行委員会 北郷中学校文化財愛護少年団 北郷町おび杉の郷づくり協議会 北郷町農業活性化塾 北郷町棒おどり保存会</p>	<p>3.独自の団体(代表例)</p> <p>なんごう黒潮まつり実行委員会 西武ライオンズ南郷協力会 南郷町大型観光開発推進協議会 南郷海洋少年団</p> <p>南郷漁業協同組合 栄松漁業協同組合 外浦漁業協同組合</p>	相違有り	<p>独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとするが、団体の意義、目的、実情を尊重しながら調整に努める。</p>	A 4

(様式1)

合併協定項目の調整方針

合併協定項目		協議項目		専門部会		提案年月日	確認年月日
番号	項目名	番号	項目名	番号	部会名		
17	公共的団体等の取扱い			1	総務部会	平成19年10月23日	
【参考】 前回の合併協議会での調整方針	各市町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう各団体の実情を尊重しながら調整に努める。統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう各団体の実情を尊重しながら調整に努める。独自の目的を持った団体は原則として現行のとおりとするが、団体の意義、目的、実情を尊重しながら調整に努める。						
調整方針 (調整の内容)	各市町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう、各団体の実情を尊重しながら調整に努める。統合に時間を要する団体については、合併後速やかに、将来の統合に向けて検討が進められるよう、各団体の実情を尊重しながら調整に努める。独自の目的を持った団体は原則として現行のとおりとするが、団体の意義、目的、実情を尊重しながら調整に努める。						
解 説 (語句の説明、関係法令など)		留 意 事 項 (選択肢に対するメリット、デメリットなど)			先 進 事 例 (参考にした他市、先進協議会の状況など)		
1. 市町村の合併の特例等に関する法律 (国、都道府県等の協力等) 第65条 7 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。  2. 地方自治法 (公共的団体等の監督) 第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。		1. 公共的団体等とは、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の地域活動団体や社会福祉協議会など、公共的活動を営む団体はすべて含まれ、法人・任意は問わないとされている。(逐条地方自治法解説)  2. 合併特例法(市町村の合併の特例に関する法律)では、合併関係市町村の区域内の公共的団体等に対して、新市の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努力義務を課している。  3. 地方自治法では、「地方公共団体の長は、地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる」と規定している。			1 小林市、須木村合併協議会 公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。また、国・県の指導等に基づき設置された公共的団体等については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し調整に努めるものとする。 (1) 共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。 (2) 上記(1)の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後、速やかに統合できるよう調整に努めるものとする。 2 南郷村、西郷村、北郷村合併協議会 公共的団体の取扱いについては、新しいまちの一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、以下の方針により調整を行う。 (1) 共通する団体は、それぞれの団体の理解と協力を得ながら、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 (2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて、検討が進められるよう調整に努める。 (3) 独自の目的を持った団体については、それぞれ自主的な判断に委ねる。		

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
20	慣行の取扱い	

専門部会

番号	部会名
1	総務部会

現況			課題	調整方針	調整区分	
日南市	北郷町	南郷町				
1.市章、市旗 	1.町章、町旗 	1.町章、町旗 	相違あり	市章、市旗、市民憲章、市の木等については、合併後速やかに制定する。	A 5	
2.日南市民憲章(昭和44年12月4日制定)	2.北郷町民憲章(昭和53年9月16日制定)	2.南郷町民憲章(昭和55年11月29日告示)			A 5	
3.市の木等 市の木 オビスギ 市の花 ツワブキの花 市の鳥 カワセミ 市の魚 マグロ 市歌 日南市歌	3.町の木等 町木 すぎ 町花 えびねらん 町鳥 めじろ 町歌 北郷町町歌	3.町の木等 町の木 みかん 町の花 百日紅 町の鳥 キジ 町の魚 かつお、まぐろ 町の歌 南郷町歌			A 5	
4.宣言 (1)シートベルト及びヘルメット着用推進の都市宣言 (2)産業安全都市宣言 (3)非核平和のまち日南市宣言 (4)交通安全都市宣言 ほか 8 宣言	4.宣言 (1)交通事故抑止宣言 (2)暴走族追放宣言 (3)非核平和の町宣言 (4)拳銃のない安全な街づくり宣言	4.宣言 (1)シートベルト・ヘルメット着用推進宣言 (2)産業安全の町宣言 (3)非核平和の町宣言 (4)ゆとり宣言 (5)けん銃のない安全な街づくり宣言	相違あり		宣言については、合併後速やかに調整する。	A 5
5.表彰 (1)日南市名誉市民条例(昭和35年3月10日制定) 名誉市民 井戸川 一、服部 新佐、川越 光明、特別名誉市民 親泊 康晴、アイリーン・フォーレイ (2)日南市表彰条例(昭和55年3月24日) (3)その他 日南市民栄誉賞表彰規則、日南市職員表彰規程、日南市教育委員会表彰規則、日南市消防表彰規程	5.表彰 (1)北郷町名誉町民条例(昭和38年6月28日制定) 名誉町民 伊東 岩男、坂本 又夫、高橋 良則、佐藤 棟良 (2)北郷町表彰規程(昭和55年3月24日) (3)その他 北郷町職員表彰規程、北郷町文化祭表彰要綱、北郷町産業まつり産業功労表彰実施要綱、北郷町社会福祉功労表彰要綱	5.表彰 (1)南郷町顕彰条例(昭和63年6月27日公布) 名誉町民 蛭原 長被、隈本 寅次郎、荒武 倉次郎、高橋 萬二、秋森 万次 (2)南郷町表彰規程(平成10年3月1日告示) (3)その他 南郷町職員表彰規程、南郷町文化賞要綱、南郷町自治功労功労者表彰	相違あり		表彰制度については、合併後速やかに調整する。名誉市民・町民は新市に引継ぎ、制度等については合併後速やかに調整する。	A 5

(様式1)

合併協定項目の調整方針

合併協定項目		協議項目		専門部会		提案年月日	確認年月日
番号	項目名	番号	項目名	番号	部会名		
20	慣行の取扱い			1	総務部会	平成19年10月23日	
【参考】 前回の合併協議会での調整方針	<u>市章、市旗、市の木等については、合併後速やかに制定する。</u> <u>市民憲章、市歌については、合併後に制定する。</u> <u>宣言及び表彰制度については、合併後に調整する。</u> 名誉市民・町民は新市に引継ぎ、制度等については合併後に調整する。						
調整方針 (調整の内容)	<u>市章、市旗、市民憲章、市の木等については、合併後速やかに制定する。</u> <u>宣言については、合併後速やかに調整する。</u> <u>表彰制度については、合併後速やかに調整する。</u> 名誉市民・町民は新市に引継ぎ、制度等については合併後速やかに調整する。						
解 説 (語句の説明、関係法令など)	留 意 事 項 (選択肢に対するメリット、デメリットなど)	先 進 事 例 (参考にした他市、先進協議会の状況など)					
	1. 市章、木、花等は、新市のシンボルであり、市民憲章、宣言は、新市の基本姿勢であることからできるだけ早い時期に統一することが適当と考えられる。	1 小林市、須木村合併協議会 (1) 都市宣言については、新市移行後速やかに調整する。 (2) 新市の花・木・鳥については、新市移行後制定する。 (3) 市章については、新市移行時に制定する。 (4) 市民憲章・市の歌については、新市移行後制定する。 (5) 新市のシンボルマーク・キャッチフレーズについては、新市移行後、その必要性等を含め検討する。 2 都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町合併協議会 (1) 市章、市民憲章、市の花木、市歌、都市宣言等については、新市において、速やかに制定める。 3 南郷村、西郷村、北郷村合併協議会 (1) 村章、村民憲章 合併後速やかに学識経験者による検討機関設け、新しく制定する。 (2) 村の花、木、鳥 合併後、制定の是非を含めて検討する。 (3) 村民歌(音頭など) 現在の村民歌及び音頭などについては、愛唱歌として伝承していくものとする。					

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-1	男女共同参画事業	

専門部会

番号	部会名
4	協働推進部会

現況			課題	調整方針	調整区分
日南市	北郷町	南郷町			
<p>1. 日南市男女共同参画社会づくり条例 平成19年4月制定 〔条例に基づく機関〕 (1) 日南市男女共同参画社会づくり審議会 平成19年4月1日設置 委員報酬 180</p>	<p>1. なし</p>	<p>1. なし</p>	<p>日南市のみ</p>	<p>男女共同参画社会づくり条例については、既に制定している日南市の例を基本として、合併後速やかに制定する。</p>	A5
<p>2. 男女共同参画基本計画 平成16年3月策定済 (計画推進機関) (1) 日南市男女共同参画推進委員会 平成14年2月設置</p>	<p>2. 男女共同参画基本計画 未策定</p>	<p>2. 男女共同参画基本計画 未策定</p>	<p>日南市のみ</p>	<p>1 男女共同参画基本計画については、既に策定している日南市の例を基本として、合併後速やかに策定する。  2 各種審議会等における委員の女性登用率目標については、既に目標を定めている日南市の例を基本として、合併後速やかに定める。</p>	A5
<p>3. 啓発事業 講師派遣事業 講師謝礼 225 啓発パンフレットの作成(19年度単年度) 印刷製本費 142 広報紙による啓発</p>	<p>3. 啓発事業 広報紙による啓発</p>	<p>3. 啓発事業 広報紙による啓発</p>		<p>合併時に、日南市の例により調整する。</p>	C1
<p>3. 講演会・学習会等開催事業 講演会の開催</p>	<p>3. 講演会・学習会等開催事業 男女共同参画講演会を年1回開催</p>	<p>3. 講演会・学習会等開催事業 男女共同参画講演会を年1回開催</p>			
<p>4. 講師派遣 女性セミナーの開催</p>	<p>4. 講師派遣 なし</p>	<p>4. 講師派遣 なし</p>			
<p>4. リーダー育成 女性の集いの開催 各種研修会への派遣 男女共同参画推進グループの活動支援 なし。</p>	<p>4. リーダー育成 各種研修会への派遣 男女共同参画推進グループの活動支援 補助金 100</p>	<p>4. リーダー育成 各種研修会への派遣 男女共同参画推進グループの活動支援 補助金 70</p>		<p>合併後、速やかに事業を再構築する。</p>	B2

(様式1)

## 合併協定項目の調整方針

合併協定項目		協議項目		専門部会		提案年月日	確認年月日
番号	項目名	番号	項目名	番号	部会名		
24-1	男女共同参画事業			4	協働推進部会	平成19年10月23日	
【参考】 前回の合併協議会での調整方針	男女共同参画基本計画については、既に策定している日南市の計画を準用し北郷町、南郷町の意見を踏まえ合併後に策定する。政策・方針決定の場での男女共同参画を進めるため、合併時の各種委員の選任時に女性委員の登用率の目標(国・県に準じ30%)を設定し、女性の登用が推進されるよう努める。						
調整方針 (調整の内容)	男女共同参画社会づくり条例については、既に制定している日南市の例を基本として、合併後速やかに制定する。 男女共同参画基本計画については、既に策定している日南市の例を基本として、合併後速やかに策定する。 各種審議会等における委員の女性登用率目標については、既に目標を定めている日南市の例を基本として、合併後速やかに定める。						
解 説 (語句の説明、関係法令など)		留 意 事 項 (選択肢に対するメリット、デメリットなど)			先 進 事 例 (参考にした他市、先進協議会の状況など)		
<p>男女共同参画社会基本法 第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>第14条 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画基本計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。</p> <p>各種審議会等の委員の女性登用目標値</p> <p>1 国 目標設定可能な審議会等は、平成22年度末までに、33.3%以上。</p> <p>2 県 平成21年度末までに、50%以上。</p> <p>3 日南市 (1) 目標設定可能な審議会等は、22年度末までに30%以上。 (2) それ以外の審議会等は、男女いずれかの委員のみの審議会等を0にする。</p>		<p>1 男女共同参画社会づくり条例及び基本計画については、既に制定及び策定している日南市の例があるため、制定等に要する時間が短縮できる。</p> <p>2 日南市の男女共同参画基本計画は、平成16年度に策定し、計画年度は、平成25年度までの10年間である。</p> <p>3 この計画は、平成20年度が中間年度に当たるが、計画の中間見直しは、行わないこととする。</p>			<p>1 都城市 条例及び計画は、都城市の例を基に、新たに策定する。</p> <p>2 豊後大野市 合併後速やかに条例の制定、計画の策定及び事業の推進に努める。</p>		

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-12	国民健康保険病院	

専門部会

番号	部会名
11	健康長寿部会

現況			課題	調整方針	調整区分																																																																																																											
日南市	北郷町	南郷町																																																																																																														
<p>&lt;日南市・南郷町&gt;                      国民健康保険中部病院（開設年次 昭和27年度・現施設の建設年度 平成12年度）                      1. 診療科目 (1)内科 (2)消化器科 (3)外科 (4)整形外科 (5)眼科 (6)耳鼻咽喉科 (7)放射線科 (8)リハビリテーション科                      2. 病床数 (1)一般病床(内科、外科、整形外科)53床 (2)一般病床(回復期リハビリテーション)41床 (3)結核病床5床 計99床                      平成19年4月から、2階病棟41床を回復期リハビリテーション病棟に転換(県内で初めての専門病棟)                      3. 診療受付時間 8:30~11:00、13:30~16:00                      4. 休診日 日曜・祝日・祭日及び土曜日、年末年始(12月29日~1月3日)                      5. 介護保険関係事業 (1)指定居宅介護支援事業 (2)訪問看護事業 (3)訪問リハビリテーション事業 (4)居宅療養管理指導事業                      6. 患者数の現況(平成18年度)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">入院患者数</td> <td colspan="2">外来患者数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延患者数</td> <td>1日平均患者数</td> <td>延患者数</td> <td>1日平均患者数</td> </tr> <tr> <td>日南市</td> <td>10,543人</td> <td>29人</td> <td>34,372人</td> <td>140人</td> </tr> <tr> <td>北郷町</td> <td>600人</td> <td>2人</td> <td>793人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>南郷町</td> <td>5,382人</td> <td>15人</td> <td>23,769人</td> <td>97人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,641人</td> <td>7人</td> <td>5,983人</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19,166人</td> <td>53人</td> <td>64,917人</td> <td>265人</td> </tr> </table>				入院患者数		外来患者数			延患者数	1日平均患者数	延患者数	1日平均患者数	日南市	10,543人	29人	34,372人	140人	北郷町	600人	2人	793人	3人	南郷町	5,382人	15人	23,769人	97人	その他	2,641人	7人	5,983人	25人	計	19,166人	53人	64,917人	265人	構成団体は日南市、南郷町 国民健康保険中部病院は地域の中心的な病院としての役割を担っているため、一部事務組合を解散し、現行のとおり新市に引き継ぐ。 職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。	A1																																																																									
	入院患者数		外来患者数																																																																																																													
	延患者数	1日平均患者数	延患者数	1日平均患者数																																																																																																												
日南市	10,543人	29人	34,372人	140人																																																																																																												
北郷町	600人	2人	793人	3人																																																																																																												
南郷町	5,382人	15人	23,769人	97人																																																																																																												
その他	2,641人	7人	5,983人	25人																																																																																																												
計	19,166人	53人	64,917人	265人																																																																																																												
<p>7. 財政状況</p> <p>(1) 事業収入及び事業費(平成18年度) (2) 欠損金 (3) 企業債</p> <table border="1"> <tr> <td>事業収入</td> <td>医業収益 930,398千円</td> <td>前年度未処理欠損額 544,584千円</td> <td>発行総額 2,440,100千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医業外収益 67,492千円</td> <td>平成18年度純損失 235,596千円</td> <td>償還高累計 219,373千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別収益 836千円</td> <td>平成18年度未処理欠損金 780,181千円</td> <td>うち平成18年度償還額 94,890千円</td> </tr> <tr> <td>収入計</td> <td>998,726千円</td> <td></td> <td>未償還残高 2,220,727千円</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>医業費用 1,165,646千円</td> <td>平成15年度純損失 115,816千円</td> <td>企業債に係る交付税額(平成18年度) 50,268千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医業外費用 68,674千円</td> <td>平成16年度純損失 129,764千円</td> <td>元利償還金の40%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別損失 2千円</td> <td>平成17年度純損失 142,619千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>費計</td> <td>1,234,322千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>収支差引額</td> <td>235,596千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			事業収入	医業収益 930,398千円	前年度未処理欠損額 544,584千円	発行総額 2,440,100千円		医業外収益 67,492千円	平成18年度純損失 235,596千円	償還高累計 219,373千円		特別収益 836千円	平成18年度未処理欠損金 780,181千円	うち平成18年度償還額 94,890千円	収入計	998,726千円		未償還残高 2,220,727千円	事業費	医業費用 1,165,646千円	平成15年度純損失 115,816千円	企業債に係る交付税額(平成18年度) 50,268千円		医業外費用 68,674千円	平成16年度純損失 129,764千円	元利償還金の40%		特別損失 2千円	平成17年度純損失 142,619千円		費計	1,234,322千円			収支差引額	235,596千円																																																																												
事業収入	医業収益 930,398千円	前年度未処理欠損額 544,584千円	発行総額 2,440,100千円																																																																																																													
	医業外収益 67,492千円	平成18年度純損失 235,596千円	償還高累計 219,373千円																																																																																																													
	特別収益 836千円	平成18年度未処理欠損金 780,181千円	うち平成18年度償還額 94,890千円																																																																																																													
収入計	998,726千円		未償還残高 2,220,727千円																																																																																																													
事業費	医業費用 1,165,646千円	平成15年度純損失 115,816千円	企業債に係る交付税額(平成18年度) 50,268千円																																																																																																													
	医業外費用 68,674千円	平成16年度純損失 129,764千円	元利償還金の40%																																																																																																													
	特別損失 2千円	平成17年度純損失 142,619千円																																																																																																														
費計	1,234,322千円																																																																																																															
収支差引額	235,596千円																																																																																																															
<p>(4) 貸借対照表 (単位:円)</p> <table border="1"> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>平成18年度</th> <th>平成17年度</th> <th>増減</th> </tr> <tr> <td rowspan="6">資産の部</td> <td rowspan="3">固定資産</td> <td>有形固定資産</td> <td>2,311,147,093</td> <td>2,406,253,101</td> <td>95,106,008</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>653,635</td> <td>653,635</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>固定資産合計</td> <td>2,311,800,728</td> <td>2,406,906,736</td> <td>95,106,008</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">流動資産</td> <td>現金預金</td> <td>256,399,281</td> <td>378,937,528</td> <td>122,538,247</td> </tr> <tr> <td>未収金</td> <td>122,943,518</td> <td>141,119,549</td> <td>18,176,031</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td>24,073,368</td> <td>27,829,241</td> <td>3,755,873</td> </tr> <tr> <td>繰勘</td> <td>繰勘資産合計</td> <td>403,416,167</td> <td>547,886,318</td> <td>144,470,151</td> </tr> <tr> <td></td> <td>控対外消費税</td> <td>79,104,000</td> <td>85,189,000</td> <td>6,085,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>繰勘延定合計</td> <td>79,104,000</td> <td>85,189,000</td> <td>6,085,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資産合計</td> <td>2,794,320,895</td> <td>3,039,982,054</td> <td>245,661,159</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">負債の部</td> <td rowspan="3">流動負債</td> <td>未払金</td> <td>34,424,311</td> <td>35,394,806</td> <td>970,495</td> </tr> <tr> <td>預り金</td> <td>1,113,139</td> <td>1,076,905</td> <td>36,234</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>負債合計</td> <td>35,537,450</td> <td>36,471,711</td> <td>934,261</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">資本の部</td> <td rowspan="3">資本金</td> <td>自己資本金</td> <td>485,143,456</td> <td>485,143,456</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>借入資本金</td> <td>2,220,726,866</td> <td>2,295,617,269</td> <td>74,890,403</td> </tr> <tr> <td>資本金合計</td> <td>2,705,870,322</td> <td>2,780,760,725</td> <td>74,890,403</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">剰余金</td> <td>資本金剰余金</td> <td>757,011,905</td> <td>691,251,905</td> <td>65,760,000</td> </tr> <tr> <td>利益剰余金</td> <td>704,098,782</td> <td>468,502,287</td> <td>235,596,495</td> </tr> <tr> <td>剰余金合計</td> <td>52,913,123</td> <td>222,749,618</td> <td>169,836,495</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本合計</td> <td>2,758,783,445</td> <td>3,003,510,343</td> <td>244,726,898</td> </tr> <tr> <td></td> <td>負債・資本合計</td> <td>2,794,320,895</td> <td>3,039,982,054</td> <td>245,661,159</td> </tr> </table>			款	項	平成18年度	平成17年度	増減	資産の部	固定資産	有形固定資産	2,311,147,093	2,406,253,101	95,106,008	無形固定資産	653,635	653,635	0	固定資産合計	2,311,800,728	2,406,906,736	95,106,008	流動資産	現金預金	256,399,281	378,937,528	122,538,247	未収金	122,943,518	141,119,549	18,176,031	貯蔵品	24,073,368	27,829,241	3,755,873	繰勘	繰勘資産合計	403,416,167	547,886,318	144,470,151		控対外消費税	79,104,000	85,189,000	6,085,000		繰勘延定合計	79,104,000	85,189,000	6,085,000		資産合計	2,794,320,895	3,039,982,054	245,661,159	負債の部	流動負債	未払金	34,424,311	35,394,806	970,495	預り金	1,113,139	1,076,905	36,234	その他			0		負債合計	35,537,450	36,471,711	934,261	資本の部	資本金	自己資本金	485,143,456	485,143,456	0	借入資本金	2,220,726,866	2,295,617,269	74,890,403	資本金合計	2,705,870,322	2,780,760,725	74,890,403	剰余金	資本金剰余金	757,011,905	691,251,905	65,760,000	利益剰余金	704,098,782	468,502,287	235,596,495	剰余金合計	52,913,123	222,749,618	169,836,495		資本合計	2,758,783,445	3,003,510,343	244,726,898		負債・資本合計	2,794,320,895	3,039,982,054	245,661,159		
款	項	平成18年度	平成17年度	増減																																																																																																												
資産の部	固定資産	有形固定資産	2,311,147,093	2,406,253,101	95,106,008																																																																																																											
		無形固定資産	653,635	653,635	0																																																																																																											
		固定資産合計	2,311,800,728	2,406,906,736	95,106,008																																																																																																											
	流動資産	現金預金	256,399,281	378,937,528	122,538,247																																																																																																											
		未収金	122,943,518	141,119,549	18,176,031																																																																																																											
		貯蔵品	24,073,368	27,829,241	3,755,873																																																																																																											
繰勘	繰勘資産合計	403,416,167	547,886,318	144,470,151																																																																																																												
	控対外消費税	79,104,000	85,189,000	6,085,000																																																																																																												
	繰勘延定合計	79,104,000	85,189,000	6,085,000																																																																																																												
	資産合計	2,794,320,895	3,039,982,054	245,661,159																																																																																																												
負債の部	流動負債	未払金	34,424,311	35,394,806	970,495																																																																																																											
		預り金	1,113,139	1,076,905	36,234																																																																																																											
		その他			0																																																																																																											
	負債合計	35,537,450	36,471,711	934,261																																																																																																												
資本の部	資本金	自己資本金	485,143,456	485,143,456	0																																																																																																											
		借入資本金	2,220,726,866	2,295,617,269	74,890,403																																																																																																											
		資本金合計	2,705,870,322	2,780,760,725	74,890,403																																																																																																											
	剰余金	資本金剰余金	757,011,905	691,251,905	65,760,000																																																																																																											
		利益剰余金	704,098,782	468,502,287	235,596,495																																																																																																											
		剰余金合計	52,913,123	222,749,618	169,836,495																																																																																																											
	資本合計	2,758,783,445	3,003,510,343	244,726,898																																																																																																												
	負債・資本合計	2,794,320,895	3,039,982,054	245,661,159																																																																																																												
<p>8. 職員体制</p> <table border="1"> <tr> <td>定数</td> <td>84人</td> </tr> <tr> <td>医師</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>看護師等</td> <td>39人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19人</td> </tr> </table>			定数	84人	医師	8人	看護師等	39人	その他	19人																																																																																																						
定数	84人																																																																																																															
医師	8人																																																																																																															
看護師等	39人																																																																																																															
その他	19人																																																																																																															



(様式1)

合併協定項目の調整方針

合併協定項目		協議項目		専門部会		提案年月日	確認年月日
番号	項目名	番号	項目名	番号	部会名		
24-12	国民健康保険病院			11	健康長寿部会	平成19年10月23日	
【参考】 前回の合併協議会での調整方針	国民健康保険中部病院は地域の中心的な病院としての役割を担っているため、一部事務組合を解散し、現行のとおり新市に引き継ぐ。 職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。						
調整方針 (調整の内容)	国民健康保険中部病院は地域の中心的な病院としての役割を担っているため、一部事務組合を解散し、現行のとおり新市に引き継ぐ。 職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。						
解 説 (語句の説明、関係法令など)		留 意 事 項 (選択肢に対するメリット、デメリットなど)			先 進 事 例 (参考にした他市、先進協議会の状況など)		
<p>一部事務組合 事務の一部を複数の市町村等が共同で処理するために設置した組合(地方自治法第284条)</p> <p>QOL Quality of Lifeの略。「生活の質」と略されることが多い。医療の場においては、治療効果を優先されるだけでなく、治療後も患者の生活の質がなるべく下がらないような治療を目指すことが重要となっている。</p>		<p>1 経営健全化対策 経営診断 全国自治体病院協議会に依頼した経営診断を踏まえ回復期リハ病棟転換を検討。経営改革 院内の経営会議、構成市町を中心とした経営検討委員会等で協議を行い、回復期リハ病棟転換を決め、議会の同意も得、改革に着手。 現在は回復期リハ病棟への転換が実現し、病院・構成市町が一丸となって経営健全化に努力。</p> <p>2 回復期リハの病棟の特徴 回復期リハ病棟は県南唯一の施設。 県立日南病院等との連携が行われ相乗効果が期待される。 圏域住民の介護予防にも貢献し、住民のQOLの向上につながる。 回復期リハ病棟入院患者は日南・北郷・南郷の住民を中心に広がりをみせている。</p> <p>3 職員体制 現在の職員体制は定数は84人、実数は66人 内訳は医師8、看護師等39、その他19。</p>			<p>香川県さぬき市(H14.4.1合併) 大川総合病院(大川町、寒川町、長尾町)は、大川郡西部の5町(津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町)の合併により、一部事務組合を解散。さぬき市民病院となる。 職員は新市の職員として身分を引き継ぐ。</p>		

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-28	建設関係事業	

専門部会

番号	部会名
14	建設部会

現 況			課 題	調整方針	調整 区分																																																																																																																																	
日 南 市	北 郷 町	南 郷 町																																																																																																																																				
<p>1. 道路・橋りょうの現況</p> <p>道路</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>延長</th><th>改良率</th><th>舗装率</th><th>本数</th></tr> <tr><td>1級</td><td>52,508m</td><td>69.20%</td><td>99.20%</td><td>32</td></tr> <tr><td>2級</td><td>56,406m</td><td>73.30%</td><td>99.90%</td><td>54</td></tr> <tr><td>その他</td><td>303,962m</td><td>54.50%</td><td>92.90%</td><td>730</td></tr> <tr><td>合計</td><td>412,876m</td><td>59.00%</td><td>94.70%</td><td>816</td></tr> </table> <p>橋りょう</p> <table border="1"> <tr><th>区 分</th><th>橋 長</th><th>本 数</th></tr> <tr><td>永久橋</td><td>3,977m</td><td>257</td></tr> <tr><td>石橋</td><td>48m</td><td>2</td></tr> <tr><td>木橋</td><td>121m</td><td>11</td></tr> <tr><td>混合橋</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,146m</td><td>270</td></tr> </table> <p>平成19年4月1日現在</p>	区分	延長	改良率	舗装率	本数	1級	52,508m	69.20%	99.20%	32	2級	56,406m	73.30%	99.90%	54	その他	303,962m	54.50%	92.90%	730	合計	412,876m	59.00%	94.70%	816	区 分	橋 長	本 数	永久橋	3,977m	257	石橋	48m	2	木橋	121m	11	混合橋	0	0	合計	4,146m	270	<p>1. 道路・橋りょうの現況</p> <p>道路</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>延長</th><th>改良率</th><th>舗装率</th><th>本数</th></tr> <tr><td>1級</td><td>15,353m</td><td>95.80%</td><td>100%</td><td>10</td></tr> <tr><td>2級</td><td>19,898m</td><td>26.80%</td><td>76.70%</td><td>5</td></tr> <tr><td>その他</td><td>113,254m</td><td>58.20%</td><td>86.40%</td><td>125</td></tr> <tr><td>合計</td><td>148,505m</td><td>60.27%</td><td>87.70%</td><td>140</td></tr> </table> <p>橋りょう</p> <table border="1"> <tr><th>区 分</th><th>橋 長</th><th>本 数</th></tr> <tr><td>永久橋</td><td>1,969m</td><td>77</td></tr> <tr><td>石橋</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>木橋</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>混合橋</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,969m</td><td>77</td></tr> </table> <p>平成19年4月1日現在</p>	区分	延長	改良率	舗装率	本数	1級	15,353m	95.80%	100%	10	2級	19,898m	26.80%	76.70%	5	その他	113,254m	58.20%	86.40%	125	合計	148,505m	60.27%	87.70%	140	区 分	橋 長	本 数	永久橋	1,969m	77	石橋	0	0	木橋	0	0	混合橋	0	0	合計	1,969m	77	<p>1. 道路・橋りょうの現況</p> <p>道路</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>延長</th><th>改良率</th><th>舗装率</th><th>本数</th></tr> <tr><td>1級</td><td>13,273m</td><td>85.50%</td><td>100.00%</td><td>7</td></tr> <tr><td>2級</td><td>20,915m</td><td>65.70%</td><td>98.60%</td><td>9</td></tr> <tr><td>その他</td><td>111,541m</td><td>59.40%</td><td>92.10%</td><td>188</td></tr> <tr><td>合計</td><td>145,729m</td><td>62.71%</td><td>93.70%</td><td>204</td></tr> </table> <p>橋りょう</p> <table border="1"> <tr><th>区 分</th><th>橋 長</th><th>本 数</th></tr> <tr><td>永久橋</td><td>969.4m</td><td>73</td></tr> <tr><td>石橋</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>木橋</td><td>29.2m</td><td>3</td></tr> <tr><td>混合橋</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>合計</td><td>998.6m</td><td>76</td></tr> </table> <p>平成19年4月1日現在</p>	区分	延長	改良率	舗装率	本数	1級	13,273m	85.50%	100.00%	7	2級	20,915m	65.70%	98.60%	9	その他	111,541m	59.40%	92.10%	188	合計	145,729m	62.71%	93.70%	204	区 分	橋 長	本 数	永久橋	969.4m	73	石橋	0	0	木橋	29.2m	3	混合橋	0	0	合計	998.6m	76	相違あり	市道・町道については、現行のまま市道として新市に引き継ぐ。	C2
区分	延長	改良率	舗装率	本数																																																																																																																																		
1級	52,508m	69.20%	99.20%	32																																																																																																																																		
2級	56,406m	73.30%	99.90%	54																																																																																																																																		
その他	303,962m	54.50%	92.90%	730																																																																																																																																		
合計	412,876m	59.00%	94.70%	816																																																																																																																																		
区 分	橋 長	本 数																																																																																																																																				
永久橋	3,977m	257																																																																																																																																				
石橋	48m	2																																																																																																																																				
木橋	121m	11																																																																																																																																				
混合橋	0	0																																																																																																																																				
合計	4,146m	270																																																																																																																																				
区分	延長	改良率	舗装率	本数																																																																																																																																		
1級	15,353m	95.80%	100%	10																																																																																																																																		
2級	19,898m	26.80%	76.70%	5																																																																																																																																		
その他	113,254m	58.20%	86.40%	125																																																																																																																																		
合計	148,505m	60.27%	87.70%	140																																																																																																																																		
区 分	橋 長	本 数																																																																																																																																				
永久橋	1,969m	77																																																																																																																																				
石橋	0	0																																																																																																																																				
木橋	0	0																																																																																																																																				
混合橋	0	0																																																																																																																																				
合計	1,969m	77																																																																																																																																				
区分	延長	改良率	舗装率	本数																																																																																																																																		
1級	13,273m	85.50%	100.00%	7																																																																																																																																		
2級	20,915m	65.70%	98.60%	9																																																																																																																																		
その他	111,541m	59.40%	92.10%	188																																																																																																																																		
合計	145,729m	62.71%	93.70%	204																																																																																																																																		
区 分	橋 長	本 数																																																																																																																																				
永久橋	969.4m	73																																																																																																																																				
石橋	0	0																																																																																																																																				
木橋	29.2m	3																																																																																																																																				
混合橋	0	0																																																																																																																																				
合計	998.6m	76																																																																																																																																				
<p>2. 道路の認定</p> <p>「基準」市道認定基準により認定 「要件」道路の幅員が4.0m以上あること。 敷地の分筆は、申請者負担</p> <p>市道認定の要綱見直し中</p>	<p>2. 道路の認定</p> <p>「基準」町道認定基準により認定 「要件」道路の幅員が4.0m以上あること。 敷地の分筆は、町負担</p>	<p>2. 道路の認定</p> <p>「基準」町道認定基準により認定 「要件」道路の幅員が2.5m以上あること。 敷地の分筆は、町負担</p>	相違あり	市道の認定基準・要件については、合併時に新しい制度を創設する。	A1																																																																																																																																	
<p>3. 道路占用料</p> <p>「道路占用料徴収条例」 ・道路法に基づき占用料を決定</p> <p>抜粋</p> <table border="1"> <tr><th>占用物件</th><th>単 位</th><th>金 額</th></tr> <tr><td>第2種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>第2種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,500円</td></tr> <tr><td>共架電線</td><td>1mにつき1年</td><td>9円</td></tr> </table>	占用物件	単 位	金 額	第2種電柱	1本につき1年	1,600円	第2種電話柱	1本につき1年	1,500円	共架電線	1mにつき1年	9円	<p>3. 道路占用料</p> <p>「道路占用料徴収条例」 ・道路法に基づき占用料を決定</p> <p>抜粋</p> <table border="1"> <tr><th>占用物件</th><th>単 位</th><th>金 額</th></tr> <tr><td>第2種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>第2種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td>共架電線</td><td>1mにつき1年</td><td>7円</td></tr> </table>	占用物件	単 位	金 額	第2種電柱	1本につき1年	1,200円	第2種電話柱	1本につき1年	1,100円	共架電線	1mにつき1年	7円	<p>3. 道路占用料</p> <p>「道路占用料徴収条例」 ・道路法に基づき占用料を決定</p> <p>抜粋</p> <table border="1"> <tr><th>占用物件</th><th>単 位</th><th>金 額</th></tr> <tr><td>第2種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>第2種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td>共架電線</td><td>1mにつき1年</td><td>7円</td></tr> </table>	占用物件	単 位	金 額	第2種電柱	1本につき1年	1,200円	第2種電話柱	1本につき1年	1,100円	共架電線	1mにつき1年	7円	相違あり	・合併時に、新しい内容等に統一する。	C1																																																																																													
占用物件	単 位	金 額																																																																																																																																				
第2種電柱	1本につき1年	1,600円																																																																																																																																				
第2種電話柱	1本につき1年	1,500円																																																																																																																																				
共架電線	1mにつき1年	9円																																																																																																																																				
占用物件	単 位	金 額																																																																																																																																				
第2種電柱	1本につき1年	1,200円																																																																																																																																				
第2種電話柱	1本につき1年	1,100円																																																																																																																																				
共架電線	1mにつき1年	7円																																																																																																																																				
占用物件	単 位	金 額																																																																																																																																				
第2種電柱	1本につき1年	1,200円																																																																																																																																				
第2種電話柱	1本につき1年	1,100円																																																																																																																																				
共架電線	1mにつき1年	7円																																																																																																																																				
<p>4. 道路工事許可</p> <p>・道路法第24条に基づき許可</p>	<p>4. 道路工事許可</p> <p>・道路法第24条に基づき許可</p>	<p>4. 道路工事許可</p> <p>・道路法第24条に基づき許可</p>	相違なし	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C2																																																																																																																																	
<p>5. 道路境界</p> <p>・境界立会の願出を受けて、現地立会いを実施</p>	<p>5. 道路境界</p> <p>・境界立会の願出を受けて、現地立会いを実施</p>	<p>5. 道路境界</p> <p>・境界立会の願出を受けて、現地立会いを実施</p>	相違なし	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C2																																																																																																																																	
<p>6. 行政手続の電子化</p> <p>・取組は未定</p>	<p>6. 行政手続の電子化</p> <p>・取組は未定</p>	<p>6. 行政手続の電子化</p> <p>・取組は未定</p>	相違なし	・その他(合併後概ね5年後を目途として取り組む。)	C1																																																																																																																																	

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-28	建設関係事業	

専門部会

番号	部会名
14	建設部会

現況			課題	調整方針	調整区分
日南市	北郷町	南郷町			
7. 市町道維持補修 ・請負により実施 ・軽微なものは直営	7. 市町道維持補修 ・請負により実施 ・軽微なものは直営	7. 市町道維持補修 ・請負により実施 ・軽微なものは直営	相違なし	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C2
8. 市町道草刈 ・幹線道路等の市道は、業者等に委託  ・その他の市道は、道路愛護作業として取り組んだ区に対して補助金を支給	8. 市町道草刈 ・幹線道路については作業員2名で実施。地区内道路については、公民館に年2回程度委託。 ・業者にも一部委託	8. 市町道草刈 ・幹線道路は作業員4名と、シルバー人材センターに委託。地区内道路については公民館に委託。 ・必要に応じて業者にも委託	相違あり	・合併時に、新しい内容・体制等に統一する。	C1
9. 市町道パトロール ・シルバー人材センターに、年間120日間委託 ・職員も随時実施	9. 市町道パトロール ・作業員2名と職員で実施	9. 市町道パトロール ・作業員4名と職員で実施	相違あり	・合併時に、新しい内容・体制等に統一する。	C1
10. 法定外公共物維持管理事務 ・譲与申請書の作成は、委託による。 ・法定外公共物維持管理あり ・国土調査後の筆界確定部の図面を委託により修正 ・開拓財産の道路等の管理を行う	10. 法定外公共物維持管理事務 ・譲与申請書の作成は、委託による。 ・法定外公共物維持管理なし	10. 法定外公共物維持管理事務 ・譲与申請書の作成は、委託による。 ・法定外公共物維持管理なし	相違あり	・合併時に、新しい内容・体制等に統一する。	C1
11. 道路台帳整備 図面 ・A-2サイズのマイラーに記載 調整 ・測量および数量算出まで委託 ・数量入力および電算処理は職員で実施 調整の時期 ・年度末に修正 台帳の種類 ・数量調書 ・橋りょう台帳 ・照明台帳 ・トンネル台帳 ・カーブミラー台帳 道路網図 ・平成18年度に修正済、今後は地図ワトにより職員で修正	11. 道路台帳整備 図面 ・A-2サイズのマイラーに記載 調整 ・測量および数量算出まで委託 ・数量入力および電算処理は職員で実施 調整の時期 ・随時 台帳の種類 ・数量調書 ・橋りょう台帳  道路網図 ・必要に応じて業者により修正	11. 道路台帳整備 図面 ・A-2サイズのマイラーに記載 調整 ・測量および数量算出まで委託 ・数量入力および電算処理は職員で実施 調整の時期 ・随時 台帳の種類 ・数量調書 ・橋りょう台帳  道路網図 ・必要に応じて業者により修正	相違あり	・当分の間は現行とおりとする。	C1
12. 河川台帳整備 ・準用河川、普通河川の台帳あり	12. 河川台帳整備 ・準用河川、普通河川の台帳あり	12. 河川台帳整備 ・準用河川、普通河川の台帳あり	相違なし	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C2
13. 土木積算システム ・吉井システムリサーチの積算システムを賃借 ・(単年度リース契約)	13. 土木積算システム ・宮崎県建設技術推進機構の積算システムを賃借 ・(単年度リース契約)	13. 土木積算システム ・宮崎県建設技術推進機構の積算システムを賃借 (5箇年リース契約)	相違あり	・その他(当分の間は、現行どおりとし、調整を図る。)	C1

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-28	建設関係事業	

専門部会

番号	部会名
14	建設部会

現況			課題	調整方針	調整区分
日南市	北郷町	南郷町			
14. 東九州自動車道建設促進日南・串間地区協議会 構成：日南市、串間市、南郷町、北郷町	14. 東九州自動車道建設促進日南・串間地区協議会 構成：日南市、串間市、南郷町、北郷町	14. 東九州自動車道建設促進日南・串間地区協議会 構成：日南市、串間市、南郷町、北郷町	相違なし	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C1
15. 国道220号青島・日南改良促進期成同盟会 構成：宮崎市、日南市	15. 国道220号青島・日南改良促進期成同盟会 なし	15. 国道220号青島・日南改良促進期成同盟会 なし	日南市のみ	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C1
4-6. 国道2-2-2号・牛の峠線道路建設促進協議会 構成：都城市、日南市、三股町 平成18年11月30日 解散	4-6. 国道2-2-2号・牛の峠線道路建設促進協議会 構成：都城市、日南市、三股町	4-6. 国道2-2-2号・牛の峠線道路建設促進協議会 構成：都城市、日南市、三股町			
17. 県道日南高岡線整備促進期成同盟会 構成：北郷町、日南市、田野町、高岡町 平成17年度 解散	17. 県道日南高岡線整備促進期成同盟会 構成：北郷町、日南市、田野町、高岡町 平成17年度 解散	17. 県道日南高岡線整備促進期成同盟会 なし			
18. 県道酒谷榎原線整備促進期成同盟会 構成：日南市、南郷町	18. 県道酒谷榎原線整備促進期成同盟会 なし	18. 県道酒谷榎原線整備促進期成同盟会 構成：日南市、南郷町	日南市・南郷町のみ	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C1
19. 県道都城北郷線整備促進期成同盟会 構成：北郷町、日南市、都城市、三股町	19. 県道都城北郷線整備促進期成同盟会 構成：北郷町、日南市、都城市、三股町	19. 県道都城北郷線整備促進期成同盟会 なし	日南市・北郷町のみ	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C1
2-0. 県道大戸野清武線改良促進期成同盟会	2-0. 県道大戸野清武線改良促進期成同盟会 平成18年度 解散	2-0. 県道大戸野清武線改良促進期成同盟会			
21. 富士郷之原線県道昇格促進期成同盟会 構成：日南市、北郷町	21. 富士郷之原線県道昇格促進期成同盟会 構成：日南市、北郷町	21. 富士郷之原線県道昇格促進期成同盟会 なし	日南市・北郷町のみ	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C1
22. 吉野方地区県道河川整備促進期成同盟会 構成：日南市	22. 吉野方地区県道河川整備促進期成同盟会 なし	22. 吉野方地区県道河川整備促進期成同盟会 なし	日南市のみ	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C1
23. 細田地区県道河川改良促進期成同盟会 構成：日南市	23. 細田地区県道河川改良促進期成同盟会 なし	23. 細田地区県道河川改良促進期成同盟会 なし	日南市のみ	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C1
2-4. 沿道修景樹木保全推進協議会 構成：宮崎県、日南市 平成19年3月31日 解散	2-4. 沿道修景樹木保全推進協議会	2-4. 沿道修景樹木保全推進協議会			
25. 国道220号防災整備促進鶏戸地区協定会 構成：日南市	25. 国道220号防災整備促進鶏戸地区協定会 なし	25. 国道220号防災整備促進鶏戸地区協定会 なし	日南市のみ	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C1
26. 広渡川河川改修促進期成同盟会 構成：日南市、北郷町	26. 広渡川河川改修促進期成同盟会 構成：日南市、北郷町	26. 広渡川河川改修促進期成同盟会 なし	日南市・北郷町のみ	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C1
27. 二級河川及び県道事業整備促進期成同盟会 なし	27. 二級河川及び県道事業整備促進期成同盟会 なし	27. 二級河川及び県道事業整備促進期成同盟会 構成：南郷町	南郷町のみ	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C1
28. 北郷町東九州自動車道建設促進協議会 なし	28. 北郷町東九州自動車道建設促進協議会 構成：北郷町	28. 北郷町東九州自動車道建設促進協議会 なし	北郷町のみ	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C1
28-1. 東九州自動車道日南市建設促進協議会 構成：日南市	29. 東九州自動車道日南市建設促進協議会 なし	29. 東九州自動車道日南市建設促進協議会 なし	日南市のみ	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C1

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-28	建設関係事業	

専門部会

番号	部会名
14	建設部会

現況			課題	調整方針	調整区分
日南市	北郷町	南郷町			
29. 道路・橋りよの継続事業 (平成19年9月補正予算)  公共道路改良事業 国庫補助金等による道路改良事業 8,000千円  ふるさと交流道づくり事業 臨時地方道整備事業債による道路改良事業及び舗装事業 48,100千円  地方特定道路整備事業 国土交通省および総務省が協調し、補助事業と単独事業を組み合わせる道路改良事業 92,500千円  一辺地道路改良事業 一辺地地域において、一辺地債を活用した道路改良事業 46,000千円  単独分改良及び舗装事業 一般財源による改良および舗装事業 7,000千円  災害防除事業 道路災害を未然に防ぐ事業 5,000千円  橋りよ維持事業 道路橋の維持修繕 4,500千円  計 165,100千円	29. 道路・橋りよの継続事業 (平成19年度9月補正予算)  単独分改良及び舗装事業 41,248千円  公共道路改良事業 国庫補助金等による道路改良事業 62,141千円  過疎道路改良事業 過疎債を活用した道路改良事業 15,000千円  計 118,389千円	29. 道路・橋りよの継続事業 (平成19年度9月補正予算)  公共道路改良事業 70,000千円  単独分改良及び舗装事業 10,000千円  橋梁改修事業 0円  計 80,000千円	相違あり	建設関係事業については、新市基本計画に基づき、計画的に実施する。ただし、継続事業については、新市に引き継ぐ。	A1
30. 道路・橋りよの整備計画  公共道路改良事業 小井手黒岩線  ふるさと交流道づくり事業 西迫線、飛ヶ峯線ほか  地方特定道路整備事業 大平線、山川線、宮崎飫肥線ほか  一辺地道路改良事業 小布瀬線  単独分改良及び舗装事業 楠原線ほか  災害防除事業 鷓戸線ほか	30. 道路・橋りよの整備計画  単独分改良及び舗装事業 河原谷線ほか  公共道路改良事業 倉迫山澄線  過疎道路改良事業 曾和田線、細石・筋ヶ迫線ほか	30. 道路・橋りよの整備計画  公共道路改良事業 口ヶ野線  単独分改良及び舗装事業 中央団地支線ほか  橋梁改修事業(落橋防止ほか改修) 瓜倉橋、下講橋ほか	相違あり	建設関係事業については、新市基本計画に基づき、計画的に実施する。ただし、継続事業については、新市に引き継ぐ。	A1

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-28	建設関係事業	

専門部会

番号	部会名
14	建設部会

現 況			課 題	調整方針	調整区分
日 南 市	北 郷 町	南 郷 町			
3 1 . 道路・橋りよの維持事業 ・市道の維持管理に要する事業	3 1 . 道路・橋りよの維持事業 ・町道の維持管理に要する事業	3 1 . 道路・橋りよの維持事業 ・町道の維持管理に要する事業	相違なし	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C2
3 2 . 用排水事業（河川改良事業） ・用排水路整備事業（臨時河川） 普通河川等の改良事業を実施	3 2 . 用排水事業（河川改良事業） ・農林事業で実施	3 2 . 用排水事業（河川改良事業） ・環境・農林事業で実施	相違あり	・その他(継続事業については、 現行のまま新市に引継ぎ、合併時 に調整する。)	B2
3 3 . 里道整備事業 ・里道の舗装等を整備 一部受益者負担金を徴収	3 3 . 里道整備事業 ・里道の舗装等を整備 労務無償提供で実施	3 3 . 里道整備事業 なし	日南市・北郷町 のみ	・合併までに、日南市・北郷町の 例により調整する。	B1
3 4 . 交通安全施設整備事業 ・交通安全施設の新設及び改修を実施	3 4 . 交通安全施設整備事業 ・道路維持事業で実施	3 4 . 交通安全施設整備事業 ・交通安全施設の新設及び改修を実施	相違あり	・合併までに、日南市及び南郷町 の例により調整する。	C1
3 5 . 河川事業 河川総務事務 ・県河川協会及び県砂防協会に要する経費 ・河川維持事業 ・水門等管理費	3 5 . 河川事業 河川総務事務 ・県河川協会及び県砂防協会に要する経費 ・河川維持事業 ・水門等管理費	3 5 . 河川事業 河川総務事務 ・県河川協会及び県砂防協会に要する経費 ・河川維持事業 ・水門等管理費	相違なし	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C2
3 6 . 砂防事業 急傾斜地崩壊対策事業 ・県工事に対する負担金 ・市町村急傾斜地崩壊対策事業を実施 「みんなが知ってる危険箇所」推進事業	3 6 . 砂防事業 急傾斜地崩壊対策事業 ・県工事に対する負担金 ・市町村急傾斜地崩壊対策事業を実施 「みんなが知ってる危険箇所」推進事業	3 6 . 砂防事業 急傾斜地崩壊対策事業 ・県工事に対する負担金 ・市町村急傾斜地崩壊対策事業を実施 「みんなが知ってる危険箇所」推進事業	相違なし	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C2
3 7 . 港湾事業 港湾事務 ・県港湾協会及び海上保安協会に要する負担金 ・県工事に対する負担金	3 7 . 港湾事業 なし	3 7 . 港湾事業 港湾事務 ・県港湾協会及び海上保安協会に要する負担金 ・県工事に対する負担金	日南市・南郷町 のみ	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C2
3 8 . 公共土木施設災害復旧事業 現年補助災害復旧事業に要する経費 ・公共土木施設災害復旧事業（国庫負担法対 象施設）に要する経費 現年単独災害復旧事業に要する経費 ・公共土木施設災害復旧事業の対象になら ない箇所の復旧に要する経費	3 8 . 公共土木施設災害復旧事業 現年補助災害復旧事業に要する経費 ・公共土木施設災害復旧事業（国庫負担法対 象施設）に要する経費 現年単独災害復旧事業に要する経費 ・公共土木施設災害復旧事業の対象になら ない箇所の復旧に要する経費	3 8 . 公共土木施設災害復旧事業 現年補助災害復旧事業に要する経費 ・公共土木施設災害復旧事業（国庫負担法対 象施設）に要する経費 現年単独災害復旧事業に要する経費 ・公共土木施設災害復旧事業の対象になら ない箇所の復旧に要する経費	相違なし	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C2

(様式1)

合併協定項目の調整方針

合併協定項目		協議項目		専門部会		提案年月日	確認年月日
番号	項目名	番号	項目名	番号	部会名		
24-28	建設関係事業			14	建設部会	平成19年10月23日	
【参考】 前回の合併協議会での調整方針	市道・町道については、現行のまま市道として新市に引き継ぐ。 市道の認定基準・要件については、合併時に新しい制度を創設する。 建設関係事業については、新市の建設計画に基づき、計画的に実施する。ただし、継続事業については、新市に引き継ぐ。						
調整方針 (調整の内容)	市道の認定基準・要件については、合併時に新しい制度を創設する。 建設関係事業については、新市基本計画に基づき、計画的に実施する。ただし、継続事業については、新市に引き継ぐ。						
解 説 (語句の説明、関係法令など)		留 意 事 項 (選択肢に対するメリット、デメリットなど)		先 進 事 例 (参考にした他市、先進協議会の状況など)			
1. 道路法 (この法律の目的) 第1条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。 (道路の種類) 第3条 道路の種類は、左に掲げるものとする。 (1) 高速自動車国道 (2) 一般国道 (3) 都道府県道 (4) 市町村道 (市町村道の意義及びその路線の認定) 第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。 3～5 (略) (市町村道の管理) 第16条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。 2～5 (略)		1. 新市における建設計画の一元化 (1) メリット 旧市町間をまたがる道路計画の立案が、比較的容易になる。 重点整備路線を選定し、集中的な道路整備が可能となる。 東九州自動車道の完成に向けた道路網の整備や、高規格道路、アクセス道路の整備が促進される。 (2) 懸念される事項 山間部の道路整備について、現在でも、市街地と比較すると、整備が遅れているが、新市において、市街地内の主要道路にばかり重点を置くと、その整備が引き続き困難となることも考えられる。 道路延長が長くなると、その管理に困難が伴うことも考えられる。 2. 現在継続中の建設事業を新市に引き継ぐ場合 (1) メリット 継続事業を中断することなく、旧市町が推進してきた道路等の整備を実現できる。 (2) デメリット 継続事業を優先した場合、健全な財政運営に努めるためには、新市における新規の重点整備事業への着手が遅れることも考えられる。		1. 小林市(平成18年3月20日 新設合併) (1) 市町村道認定基準 現行のまま新市に引き継ぎ、移行後、新たに認定基準を創設する。 (2) 道路改良事業 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. さぬき市(平成16年4月1日 合併) (1) 町道、港湾関係については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、路線区分については新市で調整するものとする。 (2) 町道・橋梁・港湾工事に係る費用については全額新市の負担とする。 (3) 建設関係事業については、新市の建設計画に基づき、計画的に実施し、継続事業は引き続き実施する。 (4) 道路占用料及び路面復旧費については、香川県に準じるものとするが、橋梁維持管理条例は廃止する。 3. さいたま市(平成13年5月1日 合併) (1) 道路事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努めるものとする。 (2) 河川事業については、新市においても引き続き整備を推進するとともに、適切な管理に努めるものとする。			

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-30	都市計画・区画整理事業	

専門部会

番号	部会名
14	建設部会

日南市		北郷町		南郷町		課題	調整方針	調整区分
1. 都市景観対策 (景観行政団体) ・計画あり ・日南市美しいまちづくり景観基本条例 ・日南市景観基本方針 ・港町油津景観計画		1. 都市景観対策 ・計画なし		1. 都市景観対策 ・計画なし		日南市のみ	②都市景観対策については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、日南市の例を基本として、概ね5年を目途に調整を行う。	A1
2. 都市計画の状況 ・都市計画区域 4,096 ha		2. 都市計画の状況 ・都市計画は該当なし		2. 都市計画の状況 ・都市計画区域 863 ha		日南市・南郷町のみ	その他(現行のまま新市に引き継ぎ、マスタープランを作成する中で調整する。)	B1
3. 用途地域の状況 ・用途地域 943 ha		3. 用途地域の状況 ・都市計画は該当なし		3. 用途地域の状況 ・用途地域 128 ha		日南市・南郷町のみ		
4. 防火地域・準防火地域の状況 ・準防火地域 149 ha		4. 防火地域・準防火地域の状況 ・都市計画は該当なし		4. 防火地域・準防火地域の状況 ・準防火地域 0 ha		日南市・南郷町のみ		
5. 都市計画マスタープラン ・未策定		5. 都市計画マスタープラン ・都市計画は該当なし		5. 都市計画マスタープラン ・未策定		日南市・南郷町のみ	その他(マスタープランを作成する方向で、調整する。)	B1
6. 緑の基本計画 ・未策定		6. 緑の基本計画 ・都市計画は該当なし		6. 緑の基本計画 ・未策定		日南市・南郷町のみ	その他(マスタープランを作成する中で調整する。)	B1
7. 都市計画審議会 ・審議会は委員15人以内で組織する。 (1)学識経験のある者 3人以内 (2)市議会議員 6人以内 (3)県職員 3人以内 (4)関係行政機関の職員 2人以内 (5)市内に居住する者 1人以内 ・委員の任期は4年		7. 都市計画審議会 ・都市計画は該当なし		7. 都市計画審議会 ・審議会は委員10人以内で組織する。 (1)学識経験のある者 2人以内 (2)町議会議員 2人以内 (4)関係行政機関の職員 3人以内 (5)町内に居住する者 1人以内 ・委員の任期は4年		日南市・南郷町のみ	その他(合併時に、都市計画法の規定に基づき見直す)	C1
8. 宅地等開発指導 ・開発行為申請に関する市の窓口 ・申請書等事前審査 ・開発者と許可権者(県)との調整等		8. 宅地等開発指導 ・開発行為申請に関する町の窓口 ・申請書等事前審査 ・開発者と許可権者(県)との調整等		8. 宅地等開発指導 ・開発行為申請に関する町の窓口 ・申請書等事前審査 ・開発者と許可権者(県)との調整等		相違なし	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C2



(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-30	都市計画・区画整理事業	

専門部会

番号	部会名
14	建設部会

日南市		北郷町		南郷町		課題	調整方針	調整区分																																																																																																																																																												
<p>9. 都市公園等の状況</p> <p>・都市公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園種別</th> <th>箇所数</th> <th>面積 (ha)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区</td> <td>24</td> <td>6.6</td> <td>未供用 5箇所</td> </tr> <tr> <td>近隣</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>未供用 1箇所</td> </tr> <tr> <td>総合</td> <td>2</td> <td>9.3</td> <td>未供用 4.9ha</td> </tr> <tr> <td>運動</td> <td>1</td> <td>12.8</td> <td>未供用 15.8ha</td> </tr> <tr> <td>緑地</td> <td>1</td> <td>3.0</td> <td>未供用 7.4ha</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>28</td> <td>31.7</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・その他の公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園種別</th> <th>箇所数</th> <th>面積 (ha)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他一般</td> <td>12</td> <td>4.9</td> <td>※当初計上違い</td> </tr> <tr> <td>福祉施設</td> <td>1</td> <td>0.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅施設</td> <td>19</td> <td>0.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>32</td> <td>5.8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成19年4月1日現在)</p>		公園種別	箇所数	面積 (ha)	備考	街区	24	6.6	未供用 5箇所	近隣	0	0.0	未供用 1箇所	総合	2	9.3	未供用 4.9ha	運動	1	12.8	未供用 15.8ha	緑地	1	3.0	未供用 7.4ha	計	28	31.7		公園種別	箇所数	面積 (ha)	備考	その他一般	12	4.9	※当初計上違い	福祉施設	1	0.1		住宅施設	19	0.8		計	32	5.8		<p>9. 都市公園等の状況</p> <p>・都市公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園種別</th> <th>箇所数</th> <th>面積 (ha)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>近隣</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運動</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緑地</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・その他の公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園種別</th> <th>箇所数</th> <th>面積 (ha)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他一般</td> <td>4</td> <td>3.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉施設</td> <td>13</td> <td>0.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅施設</td> <td>2</td> <td>0.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川公園</td> <td>2</td> <td>14.5</td> <td>整備中 1.2ha</td> </tr> <tr> <td>農村公園</td> <td>2</td> <td>3.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>23</td> <td>22.2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成19年4月1日現在)</p>		公園種別	箇所数	面積 (ha)	備考	街区				近隣				総合				運動				緑地				計	0	0		公園種別	箇所数	面積 (ha)	備考	その他一般	4	3.2		福祉施設	13	0.8		住宅施設	2	0.1		河川公園	2	14.5	整備中 1.2ha	農村公園	2	3.6		計	23	22.2		<p>9. 都市公園等の状況</p> <p>・都市公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園種別</th> <th>箇所数</th> <th>面積 (ha)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区</td> <td>4</td> <td>0.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近隣</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合</td> <td>1</td> <td>13.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運動</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緑地</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5</td> <td>13.8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・その他の公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園種別</th> <th>箇所数</th> <th>面積 (ha)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他一般</td> <td>4</td> <td>0.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅施設</td> <td>9</td> <td>0.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農村公園</td> <td>12</td> <td>3.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25</td> <td>4.3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成19年4月1日現在)</p>		公園種別	箇所数	面積 (ha)	備考	街区	4	0.7		近隣	0	0		総合	1	13.1		運動	0	0		緑地	0	0		計	5	13.8		公園種別	箇所数	面積 (ha)	備考	その他一般	4	0.9		福祉施設				住宅施設	9	0.3		農村公園	12	3.1		計	25	4.3		相違あり	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C2
公園種別	箇所数	面積 (ha)	備考																																																																																																																																																																	
街区	24	6.6	未供用 5箇所																																																																																																																																																																	
近隣	0	0.0	未供用 1箇所																																																																																																																																																																	
総合	2	9.3	未供用 4.9ha																																																																																																																																																																	
運動	1	12.8	未供用 15.8ha																																																																																																																																																																	
緑地	1	3.0	未供用 7.4ha																																																																																																																																																																	
計	28	31.7																																																																																																																																																																		
公園種別	箇所数	面積 (ha)	備考																																																																																																																																																																	
その他一般	12	4.9	※当初計上違い																																																																																																																																																																	
福祉施設	1	0.1																																																																																																																																																																		
住宅施設	19	0.8																																																																																																																																																																		
計	32	5.8																																																																																																																																																																		
公園種別	箇所数	面積 (ha)	備考																																																																																																																																																																	
街区																																																																																																																																																																				
近隣																																																																																																																																																																				
総合																																																																																																																																																																				
運動																																																																																																																																																																				
緑地																																																																																																																																																																				
計	0	0																																																																																																																																																																		
公園種別	箇所数	面積 (ha)	備考																																																																																																																																																																	
その他一般	4	3.2																																																																																																																																																																		
福祉施設	13	0.8																																																																																																																																																																		
住宅施設	2	0.1																																																																																																																																																																		
河川公園	2	14.5	整備中 1.2ha																																																																																																																																																																	
農村公園	2	3.6																																																																																																																																																																		
計	23	22.2																																																																																																																																																																		
公園種別	箇所数	面積 (ha)	備考																																																																																																																																																																	
街区	4	0.7																																																																																																																																																																		
近隣	0	0																																																																																																																																																																		
総合	1	13.1																																																																																																																																																																		
運動	0	0																																																																																																																																																																		
緑地	0	0																																																																																																																																																																		
計	5	13.8																																																																																																																																																																		
公園種別	箇所数	面積 (ha)	備考																																																																																																																																																																	
その他一般	4	0.9																																																																																																																																																																		
福祉施設																																																																																																																																																																				
住宅施設	9	0.3																																																																																																																																																																		
農村公園	12	3.1																																																																																																																																																																		
計	25	4.3																																																																																																																																																																		
<p>10. 11. 公園の整備事業. 公園の整備計画</p> <p>(1)天福公園 (総合)</p> <p>計画面積 9.5ha</p> <p>工期 H13~H19</p> <p>事業費 1,735,000千円</p> <p>事業概要 公園区域の拡大5.2ha追加 メインスタンド改修・投球練習場 サブグラウンド・駐車場等</p>		<p>10. 11. 公園の整備事業. 公園の整備計画</p> <p>(1)河川公園 (Ⅱ期)</p> <p>計画面積 1.2ha</p> <p>工期 H19~H24</p> <p>事業費 140,000千円</p> <p>事業概要 ・駐車場 ・パークゴルフ場 ・カヌー乗り場 ・花の広場 ・管理事務所 ・照明施設 ・周遊管理道路等</p>		<p>10. 11. 公園の整備事業. 公園の整備計画</p> <p>(1)中央公園 (総合)</p> <p>計画面積 13.1ha</p> <p>工期 H14~H17</p> <p>事業費 60,000千円</p> <p>事業概要 野球場外野目隠しフェンス設置 メインスタンド改修 (SBO・時計設置) 弓道場改修 (A=約350m2) 植栽・その他施設整備</p>		相違あり	①都市公園等の整備事業については、新市基本計画に基づき、計画的に実施する。ただし、継続事業については、新市に引き継ぐ。	A3																																																																																																																																																												

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-30	都市計画・区画整理事業	

専門部会

番号	部会名
14	建設部会

日南市		北郷町					南郷町				課題	調整方針	調整区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
12. 公園使用料 ・抜粋 (野球場) (単位：円) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">午前</th> <th colspan="3">午後</th> <th colspan="3">全日</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~</th> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~</th> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">入場料を徴収しない場合</td> <td>一般</td> <td>2,100</td> <td>2,930</td> <td>4,400</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>児童生徒</td> <td>1,050</td> <td>1,460</td> <td>2,100</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td colspan="3">10500</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">入場料を徴収する場合</td> <td>一般</td> <td>8,400</td> <td>10,500</td> <td>15,750</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>児童生徒</td> <td>4,200</td> <td>5,250</td> <td>7,870</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td colspan="3">入場料徴収の3/100 最低30,000</td> <td colspan="6"></td> </tr> </table> (テニスコート) 1コートにつき (単位：円) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">午前</th> <th colspan="3">午後</th> <th colspan="3">全日</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~</th> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~</th> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">入場料を徴収しない場合</td> <td>一般</td> <td>1,050</td> <td>1,670</td> <td>2,720</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>児童生徒</td> <td>520</td> <td>830</td> <td>1,350</td> <td colspan="6"></td> </tr> </table>		区分		午前			午後			全日			8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	入場料を徴収しない場合	一般	2,100	2,930	4,400							児童生徒	1,050	1,460	2,100							職業	10500									入場料を徴収する場合	一般	8,400	10,500	15,750							児童生徒	4,200	5,250	7,870							職業	入場料徴収の3/100 最低30,000									区分		午前			午後			全日			8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	入場料を徴収しない場合	一般	1,050	1,670	2,720							児童生徒	520	830	1,350							12. 公園使用料 ・抜粋 (野球場) (単位：円) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">午前</th> <th colspan="3">午後</th> <th colspan="3">全日</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~</th> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~</th> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">2市2町管内</td> <td>一般</td> <td>1,850</td> <td>2,570</td> <td>4,420</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>児童生徒</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td colspan="3">10500</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td>一般</td> <td>2,570</td> <td>3,290</td> <td>5,860</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>児童生徒</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td colspan="3">10500</td> <td colspan="6"></td> </tr> </table> (テニスコート) 1コートにつき ・使用料は1時間に1,500円 (単位：円) <table border="1"> <tr> <th>時間</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> <th>時間超過</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>8:30~12:00</td> <td>12:00~17:00</td> <td>17:00~</td> <td>8:30~12:00</td> <td>12:00~17:00</td> <td>17:00~</td> <td>1時間</td> <td>時間超過の場合、1時間未満のときは1時間とする。</td> </tr> <tr> <td>芝生広場</td> <td>4時間</td> <td>4時間</td> <td>9時間</td> <td>1時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全面使用</td> <td>(4,800)</td> <td>(4,800)</td> <td>(9,600)</td> <td>(800)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平面使用</td> <td>(2,400)</td> <td>(2,400)</td> <td>(4,800)</td> <td>(600)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1/3使用</td> <td>(1,600)</td> <td>(1,600)</td> <td>(3,200)</td> <td>(400)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>(1,200)</td> <td>(1,200)</td> <td>(2,400)</td> <td>(320)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ランド</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>3,000</td> <td>400</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※上段の( )の額は、中学生・児童の使用料					区分		午前			午後			全日			8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	2市2町管内	一般	1,850	2,570	4,420							児童生徒										職業	10500									その他	一般	2,570	3,290	5,860							児童生徒										職業	10500									時間	午前	午後	全日	時間超過	備考	区分	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	1時間	時間超過の場合、1時間未満のときは1時間とする。	芝生広場	4時間	4時間	9時間	1時間					全面使用	(4,800)	(4,800)	(9,600)	(800)					平面使用	(2,400)	(2,400)	(4,800)	(600)					1/3使用	(1,600)	(1,600)	(3,200)	(400)					野球場	(1,200)	(1,200)	(2,400)	(320)					ランド	1,500	1,500	3,000	400					12. 公園使用料 ・抜粋 (野球場) (単位：円) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">午前</th> <th colspan="3">午後</th> <th colspan="3">全日</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~</th> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~</th> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">入場料を徴収しない場合</td> <td>一般</td> <td>2,000</td> <td>2,800</td> <td>4,200</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td colspan="3">10500</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">入場料を徴収する場合</td> <td>一般</td> <td>8,000</td> <td>10,000</td> <td>15,000</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>4,000</td> <td>5,000</td> <td>7,500</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td colspan="3">入場料徴収の3/100 最低30,000</td> <td colspan="6"></td> </tr> </table> (テニスコート) 1コートにつき (単位：円) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">午前</th> <th colspan="3">午後</th> <th colspan="3">全日</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~</th> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~</th> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">入場料を徴収しない場合</td> <td>一般</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>1,000</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>500</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td colspan="3">10500</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">入場料を徴収する場合</td> <td>一般</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> <td>5,000</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td colspan="6"></td> </tr> </table> ※午前、午後の使用料は1時間につき				区分		午前			午後			全日			8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	入場料を徴収しない場合	一般	2,000	2,800	4,200							学生	1,000	1,400	2,000							職業	10500									入場料を徴収する場合	一般	8,000	10,000	15,000							学生	4,000	5,000	7,500							職業	入場料徴収の3/100 最低30,000									区分		午前			午後			全日			8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	入場料を徴収しない場合	一般	100	100	1,000							学生	50	50	500							職業	10500									入場料を徴収する場合	一般	2,000	3,000	5,000							学生	-	-	-							相違あり	合併後も当分の間、現行どおりとし、新市において見直しを行う。(スポーツ振興関係事業で協議)	B1
区分				午前			午後			全日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
入場料を徴収しない場合	一般	2,100	2,930	4,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	児童生徒	1,050	1,460	2,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	職業	10500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
入場料を徴収する場合	一般	8,400	10,500	15,750																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	児童生徒	4,200	5,250	7,870																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	職業	入場料徴収の3/100 最低30,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
区分		午前			午後			全日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
入場料を徴収しない場合	一般	1,050	1,670	2,720																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	児童生徒	520	830	1,350																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	区分		午前			午後			全日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
8:30~12:00			12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2市2町管内	一般	1,850	2,570	4,420																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	児童生徒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	職業	10500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
その他	一般	2,570	3,290	5,860																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	児童生徒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	職業	10500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
時間	午前	午後	全日	時間超過	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
区分	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	1時間	時間超過の場合、1時間未満のときは1時間とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
芝生広場	4時間	4時間	9時間	1時間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
全面使用	(4,800)	(4,800)	(9,600)	(800)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
平面使用	(2,400)	(2,400)	(4,800)	(600)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1/3使用	(1,600)	(1,600)	(3,200)	(400)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
野球場	(1,200)	(1,200)	(2,400)	(320)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ランド	1,500	1,500	3,000	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
区分		午前			午後			全日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
入場料を徴収しない場合	一般	2,000	2,800	4,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	学生	1,000	1,400	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	職業	10500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
入場料を徴収する場合	一般	8,000	10,000	15,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	学生	4,000	5,000	7,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	職業	入場料徴収の3/100 最低30,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
区分		午前			午後			全日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
入場料を徴収しない場合	一般	100	100	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	学生	50	50	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	職業	10500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
入場料を徴収する場合	一般	2,000	3,000	5,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	学生	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-30	都市計画・区画整理事業	

専門部会

番号	部会名
14	建設部会

日南市		現況				南郷町				課題	調整方針	調整区分																																																																																																
13. 公園占用料 ・抜粋		13. 公園占用料 ・抜粋				13. 公園占用料 ・抜粋				相違あり	・合併時に、新しい内容等に統一する。	C1																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>期間</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第7条各号(第6号を除く)に掲げられる工作物</td> <td colspan="4">日南市道路占用料徴収条例の別表に定める額</td> </tr> <tr> <td>仮設構造物</td> <td>1㎡</td> <td>1日</td> <td colspan="2">露天商30円 売店30円</td> </tr> <tr> <td>競技会、集会その他これに類する催しのため設ける仮設工作物</td> <td>1㎡</td> <td>1日</td> <td colspan="2">2円</td> </tr> <tr> <td>その他の占用(公告を含む)</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">以内 10,000円</td> </tr> </tbody> </table>		占用物件	単位	期間	金額		法第7条各号(第6号を除く)に掲げられる工作物	日南市道路占用料徴収条例の別表に定める額					仮設構造物	1㎡	1日	露天商30円 売店30円		競技会、集会その他これに類する催しのため設ける仮設工作物	1㎡	1日	2円		その他の占用(公告を含む)			以内 10,000円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>期間</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電柱、支柱、支線及び他の柱に類するもの</td> <td>1件</td> <td>1年</td> <td colspan="2">525円</td> </tr> <tr> <td>鉄塔その他に類するもの</td> <td>1基</td> <td>1年</td> <td colspan="2">689円</td> </tr> <tr> <td>地下埋設物</td> <td>1m</td> <td>1年</td> <td colspan="2">119円</td> </tr> <tr> <td>広告板、広告塔類</td> <td>1㎡</td> <td>1年</td> <td colspan="2">939円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮設構造物</td> <td>1㎡</td> <td>1年以上</td> <td colspan="2">136円</td> </tr> <tr> <td>1㎡</td> <td>1月未満</td> <td colspan="2">143円</td> </tr> </tbody> </table>				占用物件	単位	期間	金額		電柱、支柱、支線及び他の柱に類するもの	1件	1年	525円		鉄塔その他に類するもの	1基	1年	689円		地下埋設物	1m	1年	119円		広告板、広告塔類	1㎡	1年	939円		仮設構造物	1㎡	1年以上	136円		1㎡	1月未満	143円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>期間</th> <th colspan="2">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電柱、支柱、標識、その他これらに類するもの</td> <td>1件</td> <td>1年</td> <td colspan="2">680円</td> </tr> <tr> <td>鉄塔その他これに類するもの</td> <td>1基</td> <td>1年</td> <td colspan="2">620円</td> </tr> <tr> <td>地下埋設物</td> <td>1m</td> <td>1年</td> <td colspan="2">500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>条例第3条第1項各号に掲げる行為をする場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>期間</th> <th colspan="2">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行商、その他これに類するもの</td> <td>1件</td> <td>1日</td> <td colspan="2">1,200円</td> </tr> <tr> <td>興業</td> <td>1㎡</td> <td>1日</td> <td colspan="2">12円</td> </tr> <tr> <td>競技会、展示会、その他これらに類するもの</td> <td>1㎡</td> <td>1日</td> <td colspan="2">6円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位	期間	料金		電柱、支柱、標識、その他これらに類するもの	1件	1年	680円		鉄塔その他これに類するもの	1基	1年	620円		地下埋設物	1m	1年	500円		区分	単位	期間	料金		行商、その他これに類するもの	1件	1日	1,200円		興業	1㎡	1日	12円		競技会、展示会、その他これらに類するもの	1㎡	1日	6円
占用物件	単位	期間	金額																																																																																																									
法第7条各号(第6号を除く)に掲げられる工作物	日南市道路占用料徴収条例の別表に定める額																																																																																																											
仮設構造物	1㎡	1日	露天商30円 売店30円																																																																																																									
競技会、集会その他これに類する催しのため設ける仮設工作物	1㎡	1日	2円																																																																																																									
その他の占用(公告を含む)			以内 10,000円																																																																																																									
占用物件	単位	期間	金額																																																																																																									
電柱、支柱、支線及び他の柱に類するもの	1件	1年	525円																																																																																																									
鉄塔その他に類するもの	1基	1年	689円																																																																																																									
地下埋設物	1m	1年	119円																																																																																																									
広告板、広告塔類	1㎡	1年	939円																																																																																																									
仮設構造物	1㎡	1年以上	136円																																																																																																									
	1㎡	1月未満	143円																																																																																																									
区分	単位	期間	料金																																																																																																									
電柱、支柱、標識、その他これらに類するもの	1件	1年	680円																																																																																																									
鉄塔その他これに類するもの	1基	1年	620円																																																																																																									
地下埋設物	1m	1年	500円																																																																																																									
区分	単位	期間	料金																																																																																																									
行商、その他これに類するもの	1件	1日	1,200円																																																																																																									
興業	1㎡	1日	12円																																																																																																									
競技会、展示会、その他これらに類するもの	1㎡	1日	6円																																																																																																									
14. 公園管理方法 ・公園の管理状況 ・清掃・草刈等、シルバー人材センター、つよし共働センター、地元地区に委託、一部専門的管理について業者委託		14. 公園管理方法 ・公園の管理状況 ・シルバー人材センター及び個人2名と地元地区に委託、一部指定管理者制度導入				14. 公園管理方法 ・公園の管理状況 ・シルバー人材センター及び個人2名の者に委託				相違あり	・合併時に、新しい内容・体制等に統一する。	C1																																																																																																
15. 公園台帳 ・あり		15. 公園台帳 ・あり				15. 公園台帳 ・あり				相違あり	・当分の間は、現行どおりとする。	C1																																																																																																
16. 歴史的環境整備街路事業 ・計画面積 170ha ・工期 H15~H21 ・事業費 884,500千円 ・事業概要 西町材木町線他9路線 L=3,030m W=2.0~15.0m		16. まちづくり交付金事業 ・計画なし				16. まちづくり交付金事業 ・計画なし				日南市のみ	③ まちづくり交付金事業については、新市に引継ぎ、合併後も、計画的に実施する。	A1																																																																																																
16. まちづくり交付金事業(油津地区) ・計画面積 370ha ・工期 H17~H21 ・事業費 1,057,000千円 ・事業概要 ・基幹事業 街路事業(2路線) 公園事業(2公園) 高質空間形成施設事業(13路線) ・提案事業 事業活用調査(事後評価) 地域支援事業(下水道事業) (赤レンガ館耐震改修) (景観形成推進事業) まちづくり活動推進(PR手法検討)																																																																																																												
※H22以降事業延伸予定あり																																																																																																												

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-30	都市計画・区画整理事業	

専門部会

番号	部会名
14	建設部会

日南市		北郷町		南郷町		課題	調整方針	調整区分																																																																																												
17. 都市計画道路の整備事業（継続） ・都市計画道路の現況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>街路区分</th> <th>規模</th> <th>路線数</th> <th>計画延長(m)</th> <th>改良済延長(m)</th> <th>進捗率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">幹線</td> <td>22m以上 30m未満</td> <td>1</td> <td>1,220</td> <td>980</td> <td>80.3</td> </tr> <tr> <td>16m以上 22m未満</td> <td>13</td> <td>17,220</td> <td>13,645</td> <td>79.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">街路</td> <td>12m以上 16m未満</td> <td>17</td> <td>27,000</td> <td>18,114</td> <td>67.1</td> </tr> <tr> <td>8m以上 12m未満</td> <td>8</td> <td>17,465</td> <td>13,895</td> <td>79.6</td> </tr> <tr> <td>区画街路</td> <td></td> <td>2</td> <td>470</td> <td>150</td> <td>31.9</td> </tr> <tr> <td>特殊街路</td> <td></td> <td>10</td> <td>3,000</td> <td>799</td> <td>26.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>51</td> <td>66,375</td> <td>47,583</td> <td>71.7</td> </tr> </tbody> </table> (平成19年4月1日現在)		街路区分	規模	路線数	計画延長(m)	改良済延長(m)	進捗率(%)	幹線	22m以上 30m未満	1	1,220	980	80.3	16m以上 22m未満	13	17,220	13,645	79.2	街路	12m以上 16m未満	17	27,000	18,114	67.1	8m以上 12m未満	8	17,465	13,895	79.6	区画街路		2	470	150	31.9	特殊街路		10	3,000	799	26.6	合計		51	66,375	47,583	71.7	17. 都市計画道路の整備事業（継続） ・都市計画道路の現況 ・都市計画道路なし		17. 都市計画道路の整備事業（継続） ・都市計画道路の現況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>街路区分</th> <th>規模</th> <th>路線数</th> <th>計画延長(m)</th> <th>改良済延長(m)</th> <th>進捗率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">幹線</td> <td>22m以上 30m未満</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>16m以上 22m未満</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">街路</td> <td>12m以上 16m未満</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>8m以上 12m未満</td> <td>6</td> <td>11,570</td> <td>10,790</td> <td>93.3</td> </tr> <tr> <td>区画街路</td> <td></td> <td>1</td> <td>2,081</td> <td>2,081</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>特殊街路</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>7</td> <td>13,651</td> <td>12,871</td> <td>94.3</td> </tr> </tbody> </table> (平成19年4月1日現在)		街路区分	規模	路線数	計画延長(m)	改良済延長(m)	進捗率(%)	幹線	22m以上 30m未満	-	-	-	-	16m以上 22m未満	-	-	-	-	街路	12m以上 16m未満	-	-	-	-	8m以上 12m未満	6	11,570	10,790	93.3	区画街路		1	2,081	2,081	100.0	特殊街路		-	-	-	-	合計		7	13,651	12,871	94.3	日南市・南郷町のみ	・その他(現行のまま、新市に引き継ぎ、マスタープランを作成する中で調整する。)	B1
街路区分	規模	路線数	計画延長(m)	改良済延長(m)	進捗率(%)																																																																																															
幹線	22m以上 30m未満	1	1,220	980	80.3																																																																																															
	16m以上 22m未満	13	17,220	13,645	79.2																																																																																															
街路	12m以上 16m未満	17	27,000	18,114	67.1																																																																																															
	8m以上 12m未満	8	17,465	13,895	79.6																																																																																															
区画街路		2	470	150	31.9																																																																																															
特殊街路		10	3,000	799	26.6																																																																																															
合計		51	66,375	47,583	71.7																																																																																															
街路区分	規模	路線数	計画延長(m)	改良済延長(m)	進捗率(%)																																																																																															
幹線	22m以上 30m未満	-	-	-	-																																																																																															
	16m以上 22m未満	-	-	-	-																																																																																															
街路	12m以上 16m未満	-	-	-	-																																																																																															
	8m以上 12m未満	6	11,570	10,790	93.3																																																																																															
区画街路		1	2,081	2,081	100.0																																																																																															
特殊街路		-	-	-	-																																																																																															
合計		7	13,651	12,871	94.3																																																																																															
18. 都市計画道路の整備計画 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>計画延長</th> <th>計画幅員</th> <th>工期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園田平野線(木山工区)</td> <td>154m</td> <td>16m</td> <td>H10~H16</td> </tr> <tr> <td>山瀬東郷線</td> <td>340m</td> <td>16m</td> <td>H11~H16</td> </tr> <tr> <td>平野線</td> <td>850m</td> <td>16m</td> <td>H13~H22</td> </tr> <tr> <td>海田天福線</td> <td>180m</td> <td>16m</td> <td>H15~H19</td> </tr> <tr> <td>園田平野線(平野工区)</td> <td>425m</td> <td>16m</td> <td>H20~</td> </tr> <tr> <td>望洋台線</td> <td>460m</td> <td>16m</td> <td>H23以降</td> </tr> <tr> <td>仮屋線</td> <td>460m</td> <td>16m</td> <td>H23以降</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,665m</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		路線名	計画延長	計画幅員	工期	園田平野線(木山工区)	154m	16m	H10~H16	山瀬東郷線	340m	16m	H11~H16	平野線	850m	16m	H13~H22	海田天福線	180m	16m	H15~H19	園田平野線(平野工区)	425m	16m	H20~	望洋台線	460m	16m	H23以降	仮屋線	460m	16m	H23以降	合計	1,665m			18. 都市計画道路の整備計画 ・整備計画なし		18. 都市計画道路の整備計画 ・整備計画なし		日南市のみ	④都市計画道路等の整備事業については、新市基本計画に基づき、計画的に実施する。ただし、継続事業については、新市に引き継ぐ。	A1																																																								
路線名	計画延長	計画幅員	工期																																																																																																	
園田平野線(木山工区)	154m	16m	H10~H16																																																																																																	
山瀬東郷線	340m	16m	H11~H16																																																																																																	
平野線	850m	16m	H13~H22																																																																																																	
海田天福線	180m	16m	H15~H19																																																																																																	
園田平野線(平野工区)	425m	16m	H20~																																																																																																	
望洋台線	460m	16m	H23以降																																																																																																	
仮屋線	460m	16m	H23以降																																																																																																	
合計	1,665m																																																																																																			
19. 都市計画道路の台帳 ・都市計画決定時の計画図(1/2500) ・整備完成後は道路管理者に移管		19. 都市計画道路の台帳 ・都市計画決定時の計画図(1/2500) ・整備完成後は道路管理者に移管		19. 都市計画道路の台帳 ・都市計画決定時の計画図(1/2500) ・整備完成後は道路管理者に移管		日南市・南郷町のみ	・現行のまま、新市に引き継ぐ。	C2																																																																																												
20. 区画整理の状況 ・区画整理の整備状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>施工者</th> <th>整備面積</th> <th>施工年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>油津第一</td> <td>組合</td> <td>7.19ha</td> <td>S11~S16</td> </tr> <tr> <td>戦災復興</td> <td>県</td> <td>27.03ha</td> <td>S22~S32</td> </tr> <tr> <td>日南第1</td> <td>市</td> <td>36.25ha</td> <td>S30~S42</td> </tr> <tr> <td>日南第2</td> <td>市</td> <td>53.39ha</td> <td>S31~S46</td> </tr> <tr> <td>今町</td> <td>市</td> <td>13.86ha</td> <td>S31~S38</td> </tr> <tr> <td>星倉</td> <td>市</td> <td>35.89ha</td> <td>S38~S51</td> </tr> <tr> <td>洲崎</td> <td>市</td> <td>5.50ha</td> <td>S30~S33</td> </tr> <tr> <td>南平住宅団地</td> <td>県</td> <td>6.56ha</td> <td>S55~S57</td> </tr> <tr> <td>戸高</td> <td>市</td> <td>97.80ha</td> <td>S54~H16</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>283.47ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		地区名	施工者	整備面積	施工年度	油津第一	組合	7.19ha	S11~S16	戦災復興	県	27.03ha	S22~S32	日南第1	市	36.25ha	S30~S42	日南第2	市	53.39ha	S31~S46	今町	市	13.86ha	S31~S38	星倉	市	35.89ha	S38~S51	洲崎	市	5.50ha	S30~S33	南平住宅団地	県	6.56ha	S55~S57	戸高	市	97.80ha	S54~H16	合計		283.47ha		20. 区画整理の状況 ・区画整理の整備状況 ・事業実施なし		20. 区画整理の状況 ・区画整理の整備状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>施工者</th> <th>整備面積</th> <th>施工年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南部第一</td> <td>町</td> <td>121.677ha</td> <td>S28~S45</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>121.677ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		地区名	施工者	整備面積	施工年度	南部第一	町	121.677ha	S28~S45	合計		121.677ha		日南市・南郷町のみ	・現行のまま、新市に引き継ぐ。	C2																																				
地区名	施工者	整備面積	施工年度																																																																																																	
油津第一	組合	7.19ha	S11~S16																																																																																																	
戦災復興	県	27.03ha	S22~S32																																																																																																	
日南第1	市	36.25ha	S30~S42																																																																																																	
日南第2	市	53.39ha	S31~S46																																																																																																	
今町	市	13.86ha	S31~S38																																																																																																	
星倉	市	35.89ha	S38~S51																																																																																																	
洲崎	市	5.50ha	S30~S33																																																																																																	
南平住宅団地	県	6.56ha	S55~S57																																																																																																	
戸高	市	97.80ha	S54~H16																																																																																																	
合計		283.47ha																																																																																																		
地区名	施工者	整備面積	施工年度																																																																																																	
南部第一	町	121.677ha	S28~S45																																																																																																	
合計		121.677ha																																																																																																		

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-30	都市計画・区画整理事業	

専門部会

番号	部会名
14	建設部会

日南市		北郷町		南郷町		課題	調整方針	調整区分																																								
21. 住居表示整備事業 ・住居表示の整備状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施行地区</th> <th>実施日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>油津一丁目～三丁目・春日町</td><td>S54.8.1</td></tr> <tr><td>岩崎一丁目～三丁目・材木町</td><td>S59.8.1</td></tr> <tr><td>西町一丁目～二丁目</td><td></td></tr> <tr><td>木山一丁目～三丁目</td><td>S60.8.1</td></tr> <tr><td>瀬西一丁目～二丁目</td><td></td></tr> <tr><td>材木町、岩崎三丁目の一部</td><td>H2.8.1</td></tr> <tr><td>園田一丁目～三丁目</td><td>H3.8.1</td></tr> <tr><td>瀬貝一丁目～三丁目・油津四丁目</td><td>H4.8.1</td></tr> <tr><td>大堂津一丁目～五丁目</td><td>H5.8.1</td></tr> <tr><td>天福一丁目～二丁目</td><td>H6.8.1</td></tr> <tr><td>今町一丁目～二丁目</td><td>H7.8.1</td></tr> <tr><td>飫肥一丁目～三丁目・梅ヶ浜一丁目～三丁目</td><td>H8.8.1</td></tr> <tr><td>飫肥四丁目～十丁目</td><td>H9.8.1</td></tr> <tr><td>中平野二丁目～四丁目</td><td>H10.8.1</td></tr> <tr><td>星倉二丁目(10～16番)・乙姫町</td><td>H12.8.1</td></tr> <tr><td>星倉五丁目～六丁目</td><td></td></tr> <tr><td>吾田東十丁目～十一丁目</td><td>H13.8.1</td></tr> <tr><td>吾田東一丁目～九丁目</td><td>H14.7.29</td></tr> <tr><td>吾田西一丁目～四丁目</td><td>H15.10.6</td></tr> </tbody> </table>		施行地区	実施日	油津一丁目～三丁目・春日町	S54.8.1	岩崎一丁目～三丁目・材木町	S59.8.1	西町一丁目～二丁目		木山一丁目～三丁目	S60.8.1	瀬西一丁目～二丁目		材木町、岩崎三丁目の一部	H2.8.1	園田一丁目～三丁目	H3.8.1	瀬貝一丁目～三丁目・油津四丁目	H4.8.1	大堂津一丁目～五丁目	H5.8.1	天福一丁目～二丁目	H6.8.1	今町一丁目～二丁目	H7.8.1	飫肥一丁目～三丁目・梅ヶ浜一丁目～三丁目	H8.8.1	飫肥四丁目～十丁目	H9.8.1	中平野二丁目～四丁目	H10.8.1	星倉二丁目(10～16番)・乙姫町	H12.8.1	星倉五丁目～六丁目		吾田東十丁目～十一丁目	H13.8.1	吾田東一丁目～九丁目	H14.7.29	吾田西一丁目～四丁目	H15.10.6	21. 住居表示整備事業 ・住居表示の整備状況 ・住居表示実施なし		21. 住居表示整備事業 ・住居表示の整備状況 ・住居表示実施なし		日南市のみ	・現行のまま、新市に引き継ぐ。	C2
施行地区	実施日																																															
油津一丁目～三丁目・春日町	S54.8.1																																															
岩崎一丁目～三丁目・材木町	S59.8.1																																															
西町一丁目～二丁目																																																
木山一丁目～三丁目	S60.8.1																																															
瀬西一丁目～二丁目																																																
材木町、岩崎三丁目の一部	H2.8.1																																															
園田一丁目～三丁目	H3.8.1																																															
瀬貝一丁目～三丁目・油津四丁目	H4.8.1																																															
大堂津一丁目～五丁目	H5.8.1																																															
天福一丁目～二丁目	H6.8.1																																															
今町一丁目～二丁目	H7.8.1																																															
飫肥一丁目～三丁目・梅ヶ浜一丁目～三丁目	H8.8.1																																															
飫肥四丁目～十丁目	H9.8.1																																															
中平野二丁目～四丁目	H10.8.1																																															
星倉二丁目(10～16番)・乙姫町	H12.8.1																																															
星倉五丁目～六丁目																																																
吾田東十丁目～十一丁目	H13.8.1																																															
吾田東一丁目～九丁目	H14.7.29																																															
吾田西一丁目～四丁目	H15.10.6																																															
22. 住居表示各種証明 ・住居番号設定・変更・廃止 ・住居表示変更証明書 ※発行は無償		22. 住居表示各種証明 ・住居表示実施なし		22. 住居表示各種証明 ・住居表示実施なし		日南市のみ	・現行のまま、新市に引き継ぐ。	C2																																								
23. 花のあるまちづくり事業 ・平成8年から事業実施 ・平成11年からコミュニティー助成事業により実施		23. 花のあるまちづくり事業 ・事業実施なし ・平成19年度から沿道花木植栽事業を実施		23. 花のあるまちづくり事業 ・事業実施なし		日南市のみ	・その他(新市に引き継ぎ、合併後も計画的に実施する。)	B1																																								
24. フェニックス立ち枯れ対策事業 ・公共施設に植栽してある県木フェニックスの立ち枯れを防止する事業		24. フェニックス立ち枯れ対策事業 ・事業実施なし		24. フェニックス立ち枯れ対策事業 ・事業実施なし		日南市のみ	・合併までに、日南市の例により調整する。	B1																																								

(様式1)

合併協定項目の調整方針

合併協定項目		協議項目		専門部会		提案年月日	確認年月日
番号	項目名	番号	項目名	番号	部会名		
24-30	都市計画・区画整理事業			14	建設部会	平成19年10月23日	
【参考】 前回の合併協議会での調整方針	既存の都市公園等及びその継続事業については、新市に引き継ぎ、合併後は、新たに整備計画を策定し、計画的に実施する。 現在の都市景観対策に関する継続事業については、新市に引き継ぎ、合併後も、計画的に実施する。 現在の歴史的環境整備街路事業については、新市に引き継ぎ、合併後も、計画的に実施する。						
調整方針 (調整の内容)	都市公園等の整備事業については、新市基本計画に基づき、計画的に実施する。ただし、継続事業については、新市に引き継ぐ。 都市景観対策については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、日南市の例を基本として、概ね5年を目途に調整を行う。 まちづくり交付金事業については、新市に引き継ぎ、合併後も、計画的に実施する。 都市計画道路等の整備事業については、新市基本計画に基づき、計画的に実施する。ただし、継続事業については、新市に引き継ぐ。						
解 説 (語句の説明、関係法令など)		留 意 事 項 (選択肢に対するメリット、デメリットなど)			先 進 事 例 (参考にした他市、先進協議会の状況など)		
1. 景観行政団体 平成16年6月18日公布の「景観法」に基づく規定の事務処理を行うことを知事と協議し、同意を得て景観行政団体となる。 景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。 2. 日南市美しいまちづくり景観基本条例 (目的) 第1条 この条例は、本市の景観形成に関する施策の基本となる事項を総合的に定めることにより、市、市民及び事業者等が連携、協働し、日南の魅力ある景観の保護、育成及び創造に努め、もって美しいまちづくりに寄与することを目的とする。 3. 日南市景観形成基本方針 本市の景観特性から、市域全体を以下の5つの地域に区分し、それぞれについて景観形成方針を示す。 4. 港町油津景観計画 「景観法」・「日南市美しいまちづくり景観基本条例」に基づき、油津地区において、特に良好な景観を保護・育成する区域で、景観計画を策定した。		1. 現在継続中の事業(公園、街路、まち交)の取扱い (新市でも、引き続き実施する場合) (1)メリット 事業が途中で中断することなく、旧市町が推進してきた公園・道路・町並み等の整備を実現できる。 (2)デメリット 継続事業を優先した場合、健全な財政運営に努めるためには、新市における新規重点整備事業への着手が遅れることも考えられる。 2. 都市景観対策の取扱い 魅力あるまちの景観を保全、育成することにより、快適な生活環境となる。また、観光客の増加により、まちの活性化が期待される。 今後、景観計画等策定する際に、住民への規制等が出てくるため、良好な景観形成に対して十分な理解が必要である。			1. 小林市(平成18年3月20日 新設合併) 都市計画関係 (1)都市計画地域・用途区域・防火地域・準防火地域は、現行のまま新市に引き継ぐ。 (2)都市計画マスタープランについては、当面は現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する。 (3)土地区画整理事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整する。 (4)街路事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整する。 (5)都市公園事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整する。 2. 都城市(平成18年1月1日 新設合併) 都市計画関係事業 (1)都市計画の区域設定及び地域、地区の設定については、現行のとおり新市に引き継ぎ合併後検討する。		

(様式2)

## 現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	番号	項目名
24-32	下水道事業	1	公共下水道

専門部会

番号	部会名
15	上下水道部会

日南市		北郷町		南郷町		課題	調整方針	調整区分																																													
<b>1. 事業概要</b> 設置区域面積 960 ha 事業認可面積 555 ha 整備面積 449 ha 整備率 80.9 % 処理人口 16,552 人 普及率 37.0 %		<b>1. 事業概要 (特定環境保全公共下水道事業)</b> 設置区域面積 157 ha 事業認可面積 157 ha 整備面積 95 ha 整備率 60.5 % 処理人口 2,425 人 普及率 48.1 %		なし		相違あり	①下水道事業（公共下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽）については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、概ね5年を目途に全体計画の見直しを行う。	A 1																																													
<b>2. 受益者負担金</b> 下記に掲げる単位負担金に土地の面積を乗じて得た額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象地域</th> <th>対象区単位負担金(1㎡当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期事業</td> <td>350 円</td> </tr> <tr> <td>第2期事業</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>第3期事業</td> <td>460 円</td> </tr> <tr> <td>第4期事業</td> <td>460 円</td> </tr> <tr> <td>第5期事業</td> <td>460 円</td> </tr> </tbody> </table>		対象地域	対象区単位負担金(1㎡当たり)	第1期事業	350 円	第2期事業	400 円	第3期事業	460 円	第4期事業	460 円	第5期事業	460 円	<b>2. 受益者分担金</b> 徴収していない				相違あり	②下水道等の受益者負担金(分担金)については、旧市町で計画した事業は現行どおりとし、合併後、概ね5年を目途に検討を行う。	A 1																																	
対象地域	対象区単位負担金(1㎡当たり)																																																				
第1期事業	350 円																																																				
第2期事業	400 円																																																				
第3期事業	460 円																																																				
第4期事業	460 円																																																				
第5期事業	460 円																																																				
<b>3. 使用料の算定方法</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金 (1立方メートルにつき)</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>料金</th> <th>汚水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般汚水</td> <td rowspan="4">10㎡まで</td> <td rowspan="4">726円</td> <td>10㎡を超え20㎡まで</td> <td>109円</td> </tr> <tr> <td>20㎡を超え50㎡まで</td> <td>121円</td> </tr> <tr> <td>50㎡を超え100㎡まで</td> <td>133円</td> </tr> <tr> <td>100㎡を超える部分</td> <td>145円</td> </tr> <tr> <td>浴場</td> <td colspan="2">1立方メートルにつき</td> <td colspan="2">32円</td> </tr> </tbody> </table>		種別	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき)		汚水量	料金	汚水量	料金	一般汚水	10㎡まで	726円	10㎡を超え20㎡まで	109円	20㎡を超え50㎡まで	121円	50㎡を超え100㎡まで	133円	100㎡を超える部分	145円	浴場	1立方メートルにつき		32円		<b>3. 使用料の算定方法</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金 (1立方メートルにつき)</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>料金</th> <th>汚水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般汚水</td> <td rowspan="4">8㎡まで</td> <td rowspan="4">1,600円</td> <td>8㎡を超え20㎡まで</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>20㎡を超え50㎡まで</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>50㎡を超え100㎡まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>100㎡を超える部分</td> <td>120円</td> </tr> </tbody> </table>		種別	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき)		汚水量	料金	汚水量	料金	一般汚水	8㎡まで	1,600円	8㎡を超え20㎡まで	80円	20㎡を超え50㎡まで	90円	50㎡を超え100㎡まで	100円	100㎡を超える部分	120円			相違あり	③下水道等の使用料については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、概ね5年を目途に調整する。	A 1
種別	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき)																																																		
	汚水量	料金	汚水量	料金																																																	
一般汚水	10㎡まで	726円	10㎡を超え20㎡まで	109円																																																	
			20㎡を超え50㎡まで	121円																																																	
			50㎡を超え100㎡まで	133円																																																	
			100㎡を超える部分	145円																																																	
浴場	1立方メートルにつき		32円																																																		
種別	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき)																																																		
	汚水量	料金	汚水量	料金																																																	
一般汚水	8㎡まで	1,600円	8㎡を超え20㎡まで	80円																																																	
			20㎡を超え50㎡まで	90円																																																	
			50㎡を超え100㎡まで	100円																																																	
			100㎡を超える部分	120円																																																	
<b>4. 督促手数料</b> ①督促手数料 ・督促手数料 なし		<b>4. 督促手数料</b> ①督促手数料 ・督促手数料の額 一通につき 100 円				相違あり	・合併までに、北郷町の例により調整する。	C 3																																													
<b>5. 指定工事店手数料</b> ・指定工事店の新規指定 1件につき 10,000円 ・指定工事店の指定更新 1件につき 5,000円 ・指定工事店証の再交付 1件につき 2,500円 ・責任技術者の新規登録 1件につき 3,000円 ・責任技術者の登録更新 1件につき 2,000円 ・責任技術者証の再交付 1件につき 2,000円		<b>5. 指定工事店手数料</b> ・指定工事店の新規指定 1件につき 10,000円 ・指定工事店の指定更新 1件につき 5,000円 ・指定工事店証の再交付 1件につき 2,500円 ・責任技術者の新規登録 1件につき 3,000円 ・責任技術者の登録更新 1件につき 2,000円 ・責任技術者証の再交付 1件につき 2,000円				相違なし	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2																																													
<b>6. 排水設備検査手数料</b> なし		<b>6. 排水設備検査手数料</b> ・排水設備検査手数料 1件につき 1,500円				相違あり	・合併までに廃止する方向で検討する。	C 3																																													
<b>7. 占用料</b> ①占用の額及び徴収方法 日南市道路占用料徴収条例の規定を準用		<b>7. 占用料</b> ①占用の額及び徴収方法 北郷町道路占用料徴収条例の規定を準用				相違なし	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2																																													

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	番号	項目名
24-32	下水道事業	1	公共下水道

専門部会

番号	部会名
15	上下水道部会

現況		課題	調整方針	調整区分																
日南市	北郷町																			
8. 延滞金 ①延滞金 ・下水道使用料 規定なし ・受益者負担金 年14.5%の割合を乗じて計算した額	8. 延滞金 ①延滞金 ・下水道使用料 規定なし ・受益者負担金 なし	相違あり	・その他（延滞金については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、概ね5年を目途に調整する。）	C 3																
9. 水洗便所改造資金融資あっせん ①融資あっせんの要件 ・公示の日から5年以内の改造工事 ・1箇所につき40万円以内 ・償還期間 3年以内 ・利率年利 9%以内 ・（長期プライムレートの率に0.3%足した率） ②債務保証制度 規定あり	9. 水洗便所改造資金融資あっせん ①融資あっせんの要件 ・公示の日から3年以内の改造工事 ・1箇所につき50万円以内 ・償還期間 5年以内 ・利率年利 9%以内 ・（長期プライムレートの率に0.8%足した率） ②債務保証制度 規定なし	相違あり	・合併までに、北郷町の例により調整する。	C 3																
10. 水洗便所改造資金融資あっせん利子補給 ①利子補給 <table border="1"> <thead> <tr> <th>下水の処理開始の日から工事完了の日までの期間</th> <th>補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>1年を超え2年以内</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>2年を超え3年以内</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	下水の処理開始の日から工事完了の日までの期間	補給率	1年以内	100%	1年を超え2年以内	80%	2年を超え3年以内	50%	10. 水洗便所改造資金融資あっせん利子補給 ①利子補給 <table border="1"> <thead> <tr> <th>下水の処理開始の日から工事完了の日までの期間</th> <th>補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>1年を超え2年以内</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>2年を超え3年以内</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	下水の処理開始の日から工事完了の日までの期間	補給率	1年以内	100%	1年を超え2年以内	80%	2年を超え3年以内	50%	相違なし	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2
下水の処理開始の日から工事完了の日までの期間	補給率																			
1年以内	100%																			
1年を超え2年以内	80%																			
2年を超え3年以内	50%																			
下水の処理開始の日から工事完了の日までの期間	補給率																			
1年以内	100%																			
1年を超え2年以内	80%																			
2年を超え3年以内	50%																			
11. 私道共同排水設備設置補助金制度 （平成18年4月施行） ①目的 ・水洗化の普及促進を図るため、私道に共同排水設備を設置して、汚水を公共下水道に排除しようとするものに対し、補助金を交付する。 ②補助条件 ・公共下水道の処理区域内であること。 ・私道の幅員が1m以上、かつ、一端が公道に接続していること。 ・汚水を排除する戸数が2戸以上で、所有者が異なること・・・等 ③補助の範囲 ・共同排水管、マンホール、掃除口の設置工事費 ・道路の原形復旧に必要な舗装復旧工事費 ・上記工事に必要となる測量設計及び地下埋設物の移設工事費 ④補助金額 ・補助対象工事費総額の10分の9。ただし、供用開始後3年を経過したものは3分の2。 ・上記に関わらず、平成18年3月末までに供用開始の公示があった区域は、平成21年3月末までは10分の9。	11. 私道共同排水設備設置補助金制度 制度なし	相違あり	・合併までに、日南市の例により調整する。	B 1																
12. 会計制度 ・企業会計 地方公営企業法の財務規定等を適用	12. 会計制度 ・特別会計	相違あり	・合併までに、日南市の例により調整する。	B 1																



(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	番号	項目名
24-32	下水道事業	1	公共下水道

番号	部会名
15	上下水道部会

現 況		課 題	調整方針	調整区分																																		
日 南 市	北 郷 町				南 郷 町																																	
13. 指定工事店制度 ・規定有り	13. 指定工事店制度 ・規定有り		相違なし	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2																																	
14. 公共下水道事業の決算状況	14. 特定環境保全公共下水道事業の決算状況		出典年次：H18 単位：千円																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>収益的</th> <th>資本的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 収 入</td> <td>740,903</td> <td>747,664</td> </tr> <tr> <td>2 支 出</td> <td>746,949</td> <td>959,680</td> </tr> <tr> <td>3 差 引</td> <td>△ 6,046</td> <td>#####</td> </tr> <tr> <td>4 翌年度への繰越財源</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>5 実質収支額</td> <td>△ 6,046</td> <td>#####</td> </tr> <tr> <td>6 備 考</td> <td colspan="2">資本的収支の不足額については、損益勘定留保資金等で補てん</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	収益的	資本的	1 収 入	740,903	747,664	2 支 出	746,949	959,680	3 差 引	△ 6,046	#####	4 翌年度への繰越財源	0	0	5 実質収支額	△ 6,046	#####	6 備 考	資本的収支の不足額については、損益勘定留保資金等で補てん		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 歳入総額</td> <td>294,478</td> </tr> <tr> <td>2 歳出総額</td> <td>290,366</td> </tr> <tr> <td>3 歳入歳出差引額</td> <td>4,112</td> </tr> <tr> <td>4 翌年度へ繰越すべき財源</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>5 実質収支額</td> <td>4,112</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	1 歳入総額	294,478	2 歳出総額	290,366	3 歳入歳出差引額	4,112	4 翌年度へ繰越すべき財源	0	5 実質収支額	4,112				
区 分	収益的	資本的																																				
1 収 入	740,903	747,664																																				
2 支 出	746,949	959,680																																				
3 差 引	△ 6,046	#####																																				
4 翌年度への繰越財源	0	0																																				
5 実質収支額	△ 6,046	#####																																				
6 備 考	資本的収支の不足額については、損益勘定留保資金等で補てん																																					
区 分	金 額																																					
1 歳入総額	294,478																																					
2 歳出総額	290,366																																					
3 歳入歳出差引額	4,112																																					
4 翌年度へ繰越すべき財源	0																																					
5 実質収支額	4,112																																					
(1) 主な収入の内訳 1 受益者負担金 38,463 2 使用料 200,126 3 国・県補助金 191,666 4 一般会計繰入金 604,802 基準内 479,592 基準外 125,210 5 市債 447,700	(1) 主な歳入の内訳 1 受益者負担金 0 2 使用料 18,708 3 国・県補助金 94,190 4 一般会計繰入金 87,049 基準内 19,996 基準外 67,053 5 町債 81,000																																					
(2) 主な支出の内訳 1 管理費 256,753 2 建設改良費 518,832 3 公債費 705,507	(2) 主な歳出の内訳 1 管理費 24,777 2 建設改良費 191,561 3 公債費 74,028																																					
(3) その他 1 起債残高 7,757,425	(3) その他 1 起債残高 1,062,005																																					

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-32	下水道事業	1 公共下水道

番号	部会名
15	上下水道部会

現 況		課 題	調整方針	調整区分																																																																																																																																																																																																								
日 南 市	北 郷 町				南 郷 町																																																																																																																																																																																																							
<p>参考</p> <p>(1) 処理人口1人当たりの繰出し金 (基準外)</p> <table border="1"> <tr> <td>125,210千円</td> <td>=</td> <td>7,565円</td> </tr> <tr> <td>16,552人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		125,210千円	=	7,565円	16,552人																																																																																																																																																																																																							
125,210千円	=	7,565円																																																																																																																																																																																																										
16,552人																																																																																																																																																																																																												
<p>(2) 収益的収支</p> <table border="1"> <tr> <td>営業収益</td> <td>613,196</td> </tr> <tr> <td>内 下水使用料</td> <td>194,715</td> </tr> <tr> <td>内 他会計負担金</td> <td>418,481</td> </tr> <tr> <td>営業外収益</td> <td>127,707</td> </tr> <tr> <td>内 他会計補助金</td> <td>125,210</td> </tr> <tr> <td>内 受取利息及び配当金</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>内 雑収益</td> <td>2,444</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>740,903</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td>465,604</td> </tr> <tr> <td>内 管きよ費</td> <td>12,859</td> </tr> <tr> <td>内 ボンプ場費</td> <td>17,094</td> </tr> <tr> <td>内 処理場費</td> <td>151,067</td> </tr> <tr> <td>内 総係費</td> <td>66,954</td> </tr> <tr> <td>内 減価償却費</td> <td>212,735</td> </tr> <tr> <td>内 資産減耗費</td> <td>4,895</td> </tr> <tr> <td>営業外費用</td> <td>281,345</td> </tr> <tr> <td>内 支払利息</td> <td>277,235</td> </tr> <tr> <td>内 雑支出</td> <td>4,110</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>746,949</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>△ 6,046</td> </tr> </table>		営業収益	613,196	内 下水使用料	194,715	内 他会計負担金	418,481	営業外収益	127,707	内 他会計補助金	125,210	内 受取利息及び配当金	53	内 雑収益	2,444	計	740,903	営業費用	465,604	内 管きよ費	12,859	内 ボンプ場費	17,094	内 処理場費	151,067	内 総係費	66,954	内 減価償却費	212,735	内 資産減耗費	4,895	営業外費用	281,345	内 支払利息	277,235	内 雑支出	4,110	計	746,949	差引額	△ 6,046	<p>参考</p> <p>(1) 処理人口1人当たりの繰出し金 (基準外)</p> <table border="1"> <tr> <td>67,053千円</td> <td>=</td> <td>27,651円</td> </tr> <tr> <td>2,425人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 収益的収支</p> <table border="1"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>18,792</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td>県支出金</td> <td>4,190</td> </tr> <tr> <td>財産収入</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>92,698</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td>5,549</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td>2,249</td> </tr> <tr> <td>町債</td> <td>81,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>294,478</td> </tr> <tr> <td>下水道総務費</td> <td>8,612</td> </tr> <tr> <td>施設管理費</td> <td>16,165</td> </tr> <tr> <td>下水道建設費</td> <td>191,561</td> </tr> <tr> <td>公債費元金</td> <td>58,334</td> </tr> <tr> <td>公債費利子</td> <td>15,694</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>290,366</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>4,112</td> </tr> </table>	67,053千円	=	27,651円	2,425人			使用料及び手数料	18,792	国庫支出金	90,000	県支出金	4,190	財産収入	0	繰入金	92,698	繰越金	5,549	諸収入	2,249	町債	81,000	計	294,478	下水道総務費	8,612	施設管理費	16,165	下水道建設費	191,561	公債費元金	58,334	公債費利子	15,694	計	290,366	差引額	4,112																																																																																																																												
営業収益	613,196																																																																																																																																																																																																											
内 下水使用料	194,715																																																																																																																																																																																																											
内 他会計負担金	418,481																																																																																																																																																																																																											
営業外収益	127,707																																																																																																																																																																																																											
内 他会計補助金	125,210																																																																																																																																																																																																											
内 受取利息及び配当金	53																																																																																																																																																																																																											
内 雑収益	2,444																																																																																																																																																																																																											
計	740,903																																																																																																																																																																																																											
営業費用	465,604																																																																																																																																																																																																											
内 管きよ費	12,859																																																																																																																																																																																																											
内 ボンプ場費	17,094																																																																																																																																																																																																											
内 処理場費	151,067																																																																																																																																																																																																											
内 総係費	66,954																																																																																																																																																																																																											
内 減価償却費	212,735																																																																																																																																																																																																											
内 資産減耗費	4,895																																																																																																																																																																																																											
営業外費用	281,345																																																																																																																																																																																																											
内 支払利息	277,235																																																																																																																																																																																																											
内 雑支出	4,110																																																																																																																																																																																																											
計	746,949																																																																																																																																																																																																											
差引額	△ 6,046																																																																																																																																																																																																											
67,053千円	=	27,651円																																																																																																																																																																																																										
2,425人																																																																																																																																																																																																												
使用料及び手数料	18,792																																																																																																																																																																																																											
国庫支出金	90,000																																																																																																																																																																																																											
県支出金	4,190																																																																																																																																																																																																											
財産収入	0																																																																																																																																																																																																											
繰入金	92,698																																																																																																																																																																																																											
繰越金	5,549																																																																																																																																																																																																											
諸収入	2,249																																																																																																																																																																																																											
町債	81,000																																																																																																																																																																																																											
計	294,478																																																																																																																																																																																																											
下水道総務費	8,612																																																																																																																																																																																																											
施設管理費	16,165																																																																																																																																																																																																											
下水道建設費	191,561																																																																																																																																																																																																											
公債費元金	58,334																																																																																																																																																																																																											
公債費利子	15,694																																																																																																																																																																																																											
計	290,366																																																																																																																																																																																																											
差引額	4,112																																																																																																																																																																																																											
<p>(3) 資本的収支</p> <table border="1"> <tr> <td>企業債</td> <td>447,700</td> </tr> <tr> <td>国庫補助金</td> <td>185,000</td> </tr> <tr> <td>他会計補助金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>他会計負担金</td> <td>61,111</td> </tr> <tr> <td>受益者負担金</td> <td>40,398</td> </tr> <tr> <td>交付金</td> <td>6,666</td> </tr> <tr> <td>基金取崩収入</td> <td>6,789</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>747,664</td> </tr> <tr> <td>建設改良費</td> <td>518,832</td> </tr> <tr> <td>受益者負担業務費</td> <td>5,910</td> </tr> <tr> <td>企業債償還金</td> <td>428,272</td> </tr> <tr> <td>基金</td> <td>6,666</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>959,680</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>△ 212,016</td> </tr> </table> <p>資本的収支の不足額については、 損益勘定留保資金等で補てん</p>		企業債	447,700	国庫補助金	185,000	他会計補助金	0	他会計負担金	61,111	受益者負担金	40,398	交付金	6,666	基金取崩収入	6,789	計	747,664	建設改良費	518,832	受益者負担業務費	5,910	企業債償還金	428,272	基金	6,666	計	959,680	差引額	△ 212,016	<p>(4) 日南市公共下水道事業の起債償還（現在の起債残高に対する償還）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元金</td> <td>428,272</td> <td>443,035</td> <td>461,593</td> <td>489,276</td> <td>479,721</td> <td>430,956</td> <td>387,632</td> <td>357,916</td> <td>329,321</td> <td>337,690</td> <td>346,023</td> <td>344,006</td> <td>342,730</td> <td>326,323</td> <td>316,601</td> <td>305,364</td> </tr> <tr> <td>利子</td> <td>277,235</td> <td>264,571</td> <td>242,392</td> <td>219,060</td> <td>194,887</td> <td>172,129</td> <td>153,346</td> <td>138,110</td> <td>125,340</td> <td>114,270</td> <td>102,838</td> <td>91,179</td> <td>79,894</td> <td>68,970</td> <td>59,073</td> <td>50,003</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>705,507</td> <td>707,606</td> <td>703,985</td> <td>708,336</td> <td>674,608</td> <td>603,085</td> <td>540,978</td> <td>496,026</td> <td>454,661</td> <td>451,960</td> <td>448,861</td> <td>435,185</td> <td>422,624</td> <td>395,293</td> <td>375,674</td> <td>355,367</td> </tr> <tr> <td>起債残高</td> <td>7,757,425</td> <td>7,314,390</td> <td>6,852,797</td> <td>6,363,521</td> <td>5,883,800</td> <td>5,452,844</td> <td>5,065,212</td> <td>4,707,296</td> <td>4,377,975</td> <td>4,040,285</td> <td>3,694,262</td> <td>3,350,256</td> <td>3,007,526</td> <td>2,681,203</td> <td>2,364,602</td> <td>2,059,238</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 北郷町特定環境保全公共下水道事業の起債償還（現在の起債残高に対する償還）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元金</td> <td>58,335</td> <td>68,491</td> <td>76,840</td> <td>79,869</td> <td>81,529</td> <td>79,786</td> <td>79,148</td> <td>74,220</td> <td>61,425</td> <td>50,283</td> <td>43,582</td> <td>39,922</td> <td>35,283</td> <td>31,053</td> <td>26,209</td> <td>26,690</td> </tr> <tr> <td>利子</td> <td>15,694</td> <td>16,366</td> <td>17,161</td> <td>16,375</td> <td>15,227</td> <td>14,073</td> <td>12,915</td> <td>11,805</td> <td>10,784</td> <td>9,880</td> <td>9,059</td> <td>8,308</td> <td>7,605</td> <td>6,985</td> <td>6,438</td> <td>5,957</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>74,029</td> <td>84,857</td> <td>94,001</td> <td>96,244</td> <td>96,756</td> <td>93,859</td> <td>92,063</td> <td>86,025</td> <td>72,209</td> <td>60,163</td> <td>52,641</td> <td>48,230</td> <td>42,888</td> <td>38,038</td> <td>32,647</td> <td>32,647</td> </tr> <tr> <td>起債残高</td> <td>1,062,005</td> <td>993,514</td> <td>916,674</td> <td>836,805</td> <td>755,276</td> <td>675,490</td> <td>596,342</td> <td>522,122</td> <td>460,697</td> <td>410,414</td> <td>366,832</td> <td>326,910</td> <td>291,627</td> <td>260,574</td> <td>234,365</td> <td>207,675</td> </tr> </tbody> </table>				H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	元金	428,272	443,035	461,593	489,276	479,721	430,956	387,632	357,916	329,321	337,690	346,023	344,006	342,730	326,323	316,601	305,364	利子	277,235	264,571	242,392	219,060	194,887	172,129	153,346	138,110	125,340	114,270	102,838	91,179	79,894	68,970	59,073	50,003	計	705,507	707,606	703,985	708,336	674,608	603,085	540,978	496,026	454,661	451,960	448,861	435,185	422,624	395,293	375,674	355,367	起債残高	7,757,425	7,314,390	6,852,797	6,363,521	5,883,800	5,452,844	5,065,212	4,707,296	4,377,975	4,040,285	3,694,262	3,350,256	3,007,526	2,681,203	2,364,602	2,059,238		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	元金	58,335	68,491	76,840	79,869	81,529	79,786	79,148	74,220	61,425	50,283	43,582	39,922	35,283	31,053	26,209	26,690	利子	15,694	16,366	17,161	16,375	15,227	14,073	12,915	11,805	10,784	9,880	9,059	8,308	7,605	6,985	6,438	5,957	計	74,029	84,857	94,001	96,244	96,756	93,859	92,063	86,025	72,209	60,163	52,641	48,230	42,888	38,038	32,647	32,647	起債残高	1,062,005	993,514	916,674	836,805	755,276	675,490	596,342	522,122	460,697	410,414	366,832	326,910	291,627	260,574	234,365	207,675		
企業債	447,700																																																																																																																																																																																																											
国庫補助金	185,000																																																																																																																																																																																																											
他会計補助金	0																																																																																																																																																																																																											
他会計負担金	61,111																																																																																																																																																																																																											
受益者負担金	40,398																																																																																																																																																																																																											
交付金	6,666																																																																																																																																																																																																											
基金取崩収入	6,789																																																																																																																																																																																																											
計	747,664																																																																																																																																																																																																											
建設改良費	518,832																																																																																																																																																																																																											
受益者負担業務費	5,910																																																																																																																																																																																																											
企業債償還金	428,272																																																																																																																																																																																																											
基金	6,666																																																																																																																																																																																																											
計	959,680																																																																																																																																																																																																											
差引額	△ 212,016																																																																																																																																																																																																											
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33																																																																																																																																																																																												
元金	428,272	443,035	461,593	489,276	479,721	430,956	387,632	357,916	329,321	337,690	346,023	344,006	342,730	326,323	316,601	305,364																																																																																																																																																																																												
利子	277,235	264,571	242,392	219,060	194,887	172,129	153,346	138,110	125,340	114,270	102,838	91,179	79,894	68,970	59,073	50,003																																																																																																																																																																																												
計	705,507	707,606	703,985	708,336	674,608	603,085	540,978	496,026	454,661	451,960	448,861	435,185	422,624	395,293	375,674	355,367																																																																																																																																																																																												
起債残高	7,757,425	7,314,390	6,852,797	6,363,521	5,883,800	5,452,844	5,065,212	4,707,296	4,377,975	4,040,285	3,694,262	3,350,256	3,007,526	2,681,203	2,364,602	2,059,238																																																																																																																																																																																												
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33																																																																																																																																																																																												
元金	58,335	68,491	76,840	79,869	81,529	79,786	79,148	74,220	61,425	50,283	43,582	39,922	35,283	31,053	26,209	26,690																																																																																																																																																																																												
利子	15,694	16,366	17,161	16,375	15,227	14,073	12,915	11,805	10,784	9,880	9,059	8,308	7,605	6,985	6,438	5,957																																																																																																																																																																																												
計	74,029	84,857	94,001	96,244	96,756	93,859	92,063	86,025	72,209	60,163	52,641	48,230	42,888	38,038	32,647	32,647																																																																																																																																																																																												
起債残高	1,062,005	993,514	916,674	836,805	755,276	675,490	596,342	522,122	460,697	410,414	366,832	326,910	291,627	260,574	234,365	207,675																																																																																																																																																																																												

(様式2)

## 現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	番号	項目名
24-32	下水道事業	2	農業集落排水

専門部会

番号	部会名
15	上下水道部会

現 況		課 題	調整方針	調整区分																					
日 南 市	北 郷 町																								
なし	1. 事業概要 <table border="1"> <tr> <td>事業許可面積</td> <td>23.9 ha</td> </tr> <tr> <td>整備面積</td> <td>23.9 ha</td> </tr> <tr> <td>整備率</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>処理人口</td> <td>504人</td> </tr> <tr> <td>普及率</td> <td>10.0%</td> </tr> </table>	事業許可面積	23.9 ha	整備面積	23.9 ha	整備率	100%	処理人口	504人	普及率	10.0%	なし	北郷町のみ	①下水道事業（公共下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽）については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、概ね5年を目途に全体計画の見直しを行う。	A 1										
事業許可面積	23.9 ha																								
整備面積	23.9 ha																								
整備率	100%																								
処理人口	504人																								
普及率	10.0%																								
	2. 受益者分担金 徴収していない		北郷町のみ	②下水道等の受益者負担金(分担金)については、旧市町で計画した事業は現行どおりとし、合併後、概ね5年を目途に検討を行う。	A 1																				
	3. 使用料金 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従量使用料</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>料金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般汚水</td> <td rowspan="4">8 m<sup>3</sup>まで 1,600円</td> <td>第1段階</td> <td>9m<sup>3</sup>以上20m<sup>3</sup>以下</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>21m<sup>3</sup>以上50m<sup>3</sup>以下</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>51m<sup>3</sup>以上100m<sup>3</sup>以下</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>101m<sup>3</sup>以上</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table>	種別	基本料金	従量使用料		汚水量	料金(円)	一般汚水	8 m <sup>3</sup> まで 1,600円	第1段階	9m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> 以下	80	第2段階	21m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 以下	90	第3段階	51m <sup>3</sup> 以上100m <sup>3</sup> 以下	110	第4段階	101m <sup>3</sup> 以上	120		北郷町のみ	③下水道等の使用料については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、概ね5年を目途に調整する。	A 1
種別	基本料金			従量使用料																					
		汚水量	料金(円)																						
一般汚水	8 m <sup>3</sup> まで 1,600円	第1段階	9m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> 以下	80																					
		第2段階	21m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 以下	90																					
		第3段階	51m <sup>3</sup> 以上100m <sup>3</sup> 以下	110																					
		第4段階	101m <sup>3</sup> 以上	120																					
	4. 督促手数料 ①督促手数料 ・督促手数料の額 一通につき1000円		北郷町のみ	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2																				
	5. 指定工事店手数料 なし		北郷町のみ	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2																				
	6. 占用料 ①占用の額及び徴収方法 北郷町道路占用料徴収条例の規定を準用		北郷町のみ	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2																				
	7. 延滞金 ①延滞金 ・使用料 規定なし ・受益者分担金 なし		北郷町のみ	・その他（延滞金については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、概ね5年を目途に調整する。）	C 3																				
	8. 水洗便所改造資金融資あっせん ①融資あっせんの要件 ・公示の日から3年以内の改造工事 ・1箇所につき50万円以内 ・償還期間 5年以内 ・利率年利 9%以内 ・（長期プライムレートの率に0.8%足した率）		北郷町のみ	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2																				
	9. 水洗便所改造資金融資あっせん利子補給 ①利子補給 <table border="1"> <tr> <th>下水の処理開始の日から工事完了の日までの期間</th> <th>補給率</th> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>1年を超え2年以内</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>2年を超え3年以内</td> <td>50%</td> </tr> </table>	下水の処理開始の日から工事完了の日までの期間	補給率	1年以内	100%	1年を超え2年以内	80%	2年を超え3年以内	50%		北郷町のみ	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2												
下水の処理開始の日から工事完了の日までの期間	補給率																								
1年以内	100%																								
1年を超え2年以内	80%																								
2年を超え3年以内	50%																								
	10. 会計制度 ・特別会計		北郷町のみ	・現行のまま新市に引き継ぐ。	B 1																				
	11. 指定工事店制度 ・公共下水道の制度を準用		北郷町のみ	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2																				

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	番号	項目名
24-32	下水道事業	2	農業集落排水

専門部会

番号	部会名
15	上下水道部会

現 況		課 題	調整方針	調整区分																																						
日 南 市	北 郷 町																																									
なし	<p>12. 農業集落排水事業の決算状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 歳入総額</td> <td>39,956</td> </tr> <tr> <td>2 歳出総額</td> <td>37,189</td> </tr> <tr> <td>3 歳入歳出差引額</td> <td>2,767</td> </tr> <tr> <td>4 翌年度へ繰越すべき財源</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>5 実質収支額</td> <td>2,767</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 主な歳入の内訳</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 受益者分担金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2 使用料</td> <td>5,732</td> </tr> <tr> <td>3 国・県補助金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>4 一般会計繰入金</td> <td>26,350</td> </tr> <tr> <td>    基準内</td> <td>7,708</td> </tr> <tr> <td>    基準外</td> <td>18,642</td> </tr> <tr> <td>5 町債</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 主な歳出の内訳</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 管理費</td> <td>9,853</td> </tr> <tr> <td>2 建設改良費</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3 公債費</td> <td>27,336</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 起債残高</td> <td>253,189</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考</p> <p>(1) 処理人口1人当たりの繰出し金 (基準外)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>18,642千円</td> <td rowspan="2">=</td> <td rowspan="2">36,988円</td> </tr> <tr> <td>504人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	1 歳入総額	39,956	2 歳出総額	37,189	3 歳入歳出差引額	2,767	4 翌年度へ繰越すべき財源	0	5 実質収支額	2,767	1 受益者分担金	0	2 使用料	5,732	3 国・県補助金	0	4 一般会計繰入金	26,350	基準内	7,708	基準外	18,642	5 町債	0	1 管理費	9,853	2 建設改良費	0	3 公債費	27,336	1 起債残高	253,189	18,642千円	=	36,988円	504人	なし	出典年次：H18 単位：千円	
区 分	金 額																																									
1 歳入総額	39,956																																									
2 歳出総額	37,189																																									
3 歳入歳出差引額	2,767																																									
4 翌年度へ繰越すべき財源	0																																									
5 実質収支額	2,767																																									
1 受益者分担金	0																																									
2 使用料	5,732																																									
3 国・県補助金	0																																									
4 一般会計繰入金	26,350																																									
基準内	7,708																																									
基準外	18,642																																									
5 町債	0																																									
1 管理費	9,853																																									
2 建設改良費	0																																									
3 公債費	27,336																																									
1 起債残高	253,189																																									
18,642千円	=	36,988円																																								
504人																																										

(様式2)

## 現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	番号	項目名
24-32	下水道事業	3	漁業集落排水

専門部会

番号	部会名
15	上下水道部会

日南市		北郷町		南郷町		課題	調整方針	調整区分	
1. 事業概要		なし		1. 事業概要					相違あり
事業許可面積	11 ha			事業許可面積	7 ha				
整備面積	11 ha			整備面積	7 ha	相違あり	②下水道等の受益者負担金(分担金)については、旧市町で計画した事業は現行どおりとし、合併後、概ね5年を目途に検討を行う	A 1	
整備率	100 %			整備率	100%				
処理人口	164 人			処理人口	155人	相違あり	③下水道等の使用料については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、概ね5年を目途に調整する。	A 1	
普及率	0.4 %			普及率	1.4%				
2. 受益者分担金 1戸当たり 81,000 円				2. 受益者分担金 徴収していない		相違あり			
3. 使用料の算定方法				3. 使用料の算定方法					
種別	基本料金	超過料金		種別	基本料金	従量使用料		相違あり	
	汚水量 料金	汚水量	料金		汚水量 料金	汚水量	料金		
一般汚水	10m <sup>3</sup> まで726円	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	109円	10m <sup>3</sup> まで 1,500円	10m <sup>3</sup> まで	第1段階 11m <sup>3</sup> から 20m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき70円	相違あり	③下水道等の使用料については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、概ね5年を目途に調整する。
		20m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	121円			第2段階 21m <sup>3</sup> から 50m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき80円		
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	133円			第3段階 51m <sup>3</sup> から 100m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき90円		
		100m <sup>3</sup> を超える部分	145円			第4段階 101m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき100円		
浴場	1立方メートルにつき	32円							
4. 督促手数料 なし				4. 督促手数料 督促料 100円/件		相違あり	・合併までに、南郷町の例により調整する。	C 3	
5. 指定工事店手数料 なし				5. 指定工事店手数料 なし		相違なし	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2	
6. 占用料 なし				6. 占用料 なし		相違なし	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2	
7. 延滞金 ①延滞金 ・使用料 規定なし ・受益者分担金 年14.5%の割合を乗じて計算した額				7. 延滞金 なし		相違あり	・その他（延滞金については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、概ね5年を目途に調整する。）	C 3	
8. 水洗便所改造資金融資あっせん ①融資あっせんの要件 ・公示の日から5年以内の改造工事 ・一箇所につき40万円以内 ・償還期間 3年以内 ・利率年利 9%以内 ・（長期プライムレートの率に0.3%足した率）				8. 水洗便所改造資金融資斡旋 なし		相違あり	・その他（合併までに北郷町の公共下水道事業の例により調整する。）	C 3	
9. 水洗便所改造資金融資あっせん利子補給 下水の処理開始の日から工事完了の日までの期間		補給率		9. 水洗便所改造資金融資あっせん利子補給 なし		相違あり	・合併までに、日南市の例により調整する。	C 3	
		1年以内				相違なし	・現行のまま新市に引き継ぐ。	B 1	
		1年を超え2年以内							
		2年を超え3年以内							
10. 会計制度 ・特別会計				10. 会計制度 ・特別会計		相違なし	・現行のまま新市に引き継ぐ。	B 1	
11. 指定工事店制度 ・公共下水道の制度を準用				11. 指定工事店制度 ・南郷町集落排水事業設備指定工事業者に関する規則		相違なし	・現行のまま新市に引き継ぐ。	C 2	

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	番号	項目名
24-32	下水道事業	3	漁業集落排水

専門部会

番号	部会名
15	上下水道部会

日南市		北郷町		南郷町		課題	調整方針	調整区分
12. 漁業集落排水事業の決算状況				12. 漁業集落排水事業の決算状況				
区分	金額			区分	金額			
1 歳入総額	18,411			1 歳入総額	14,200			
2 歳出総額	17,606			2 歳出総額	14,013			
3 歳入歳出差引額	805			3 歳入歳出差引額	187			
4 翌年度へ繰越すべき財源	0			4 翌年度へ繰越すべき財源	0			
5 実質収支額	805			5 実質収支額	187			
(1) 主な歳入の内訳				(1) 主な歳入の内訳				
1 受益者分担金	149			1 受益者分担金 (車間市分)	631			
2 使用料	1,405			2 使用料	1,826			
3 国・県補助金	0			3 国・県補助金	0			
4 一般会計繰入金	14,500			4 一般会計繰入金	11,625			
基準内	4,245			基準内	2,608			
基準外	10,255			基準外	9,017			
5 市債	0			5 町債	0			
6 基金繰入金	1,738							
(2) 主な歳出の内訳				(2) 主な歳出の内訳				
1 管理費	10,219			1 管理費	5,499			
2 建設改良費	0			2 建設改良費	0			
3 公債費	7,387			3 公債費	8,514			
(3) その他				(3) その他				
1 起債残高	219,724			1 起債残高	45,079			
参考				参考				
(1) 処理人口1人当たりの繰出し金 (基準外)				(1) 処理人口1人当たりの繰出し金 (基準外)				
$\frac{10,255 \text{千円}}{164 \text{人}} = 62,530 \text{円}$				$\frac{9,017 \text{千円}}{155 \text{人}} = 58,174 \text{円}$				

合併協定項目		協議項目		専門部会		提案年月日	確認年月日
番号	項目名	番号	項目名	番号	部会名		
24-32	下水道事業			15	上下水道部会	平成19年10月23日	
【参考】 前回の合併協議会での調整方針	<p>下水道事業（公共下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽）については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後に全体計画の見直しを行う。</p> <p>下水道等の受益者負担金(分担金)については、旧市町で計画した事業は現行どおりとし、合併後、新たに計画整備する事業については、<u>負担公平の原則から、新市において適正な負担額を決定する。</u></p> <p>下水道等の使用料については、<u>新市移行後も当分の間現行どおりとする。</u></p>						
調整方針 (調整の内容)	<p>下水道事業（公共下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽）については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、<u>概ね5年を目途に</u>全体計画の見直しを行う。</p> <p>下水道等の受益者負担金(分担金)については、旧市町で計画した事業は現行どおりとし、合併後、<u>概ね5年を目途に検討を行う。</u></p> <p>下水道等の使用料については、<u>現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、概ね5年を目途に調整する。</u></p>						
解 説 (語句の説明、関係法令など)		留 意 事 項 (選択肢に対するメリット、デメリットなど)			先 進 事 例 (参考にした他市、先進協議会の状況など)		
<p>1. 下水道法（用語の定義）</p> <p>第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる</p> <p>(1) 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。</p> <p>(2) 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。</p> <p>(3) 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。</p> <p>2. 農業・漁業集落排水事業</p> <p>… 農村・漁村集落のそれぞれにおいて、し尿・生活雑排水等の汚れを集めて処理する施設を整備する事業</p>		<p>1. 下水道</p> <p>(1) メリット 比較的人口の集中する都市部においては、社会資本の整備の面からも必要であり投資効率が良い。</p> <p>(2) デメリット 集落が散在している場合や、地形的制約等により整備が難しいことがある。また、財政負担が大きい。</p> <p>2. 合併処理浄化槽</p> <p>(1) メリット 短い工事期間に少ない費用で設置できるため、人口の集中地域などを除けば、公共下水道以上のメリットがあると言われている。また、財政負担も小さい。</p> <p>(2) デメリット 維持管理が不十分な場合、悪質な排水が公共用水域に放流される危険性がある。また、定期的な清掃が必要であり、発生する汚泥等は、収集して処分する必要がある。</p>			<p>1. 都城市（平成18年1月1日 新設合併）</p> <p>(1) 下水道の使用料は、新市に移行後も現行のままとし、合併後5年を目途に調整を行う。</p> <p>(2) 下水道事業受益者負担金については、新市に移行後も現行のままとし、下水道の使用料と調整のうえ、5年を目途に検討を行う。ただし、4町の整備済み地区からは賦課徴収はしない。</p> <p>2. 西条市（平成16年11月1日 新設合併）</p> <p>(1) 公共下水道整備事業（全体計画）については、新市移行後早い時期に、小松町を含めた全体計画の見直しを行う。</p> <p>(2) 下水道使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>(3) 受益者負担金等について 単価については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 納期については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。</p>		

合併協定項目		協議項目		専門部会		提案年月日	確認年月日
番号	項目名	番号	項目名	番号	部会名		
24-32	下水道事業			15	上下水道部会	平成19年10月23日	
【参考】 前回の合併協議会での調整方針							
調整方針 (調整の内容)							
解 説 (語句の説明、関係法令など)		留 意 事 項 (選択肢に対するメリット、デメリットなど)		先 進 事 例 (参考にした他市、先進協議会の状況など)			
<p>3．合併処理浄化槽 ... 下水道などが整備されていない地域で、し尿と併せて生活雑排水を処理する浄化槽</p> <p>4．単独処理浄化槽 ... 下水道などが整備されていない地域で、し尿だけを処理する浄化槽</p>				<p>(前納報奨金については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>(4)生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>(5)水洗便所改造資金融資及び利子補給については東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに融資を受けたものについては、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>(6)西条市西ひうち下水道の使用料並びに分担金については、現行のとおりとする。</p>			



(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-35	学校給食関係事業	

専門部会

番号	部会名
16	学校教育部会

日南市		北郷町		南郷町		課題	調整方針	調整区分																																																																								
<b>1. 学校給食調理施設(調理方式)</b> (1) 給食センター方式 箇所数 2箇所 建設年度 細田: H13 中央: H19 対応規模 細田: 500食 中央: 3000食 小学校 細田: 3校 中央: 6校 中学校 細田: 1校 中央: 4校 (2) 単独校方式 小学校 1校 中学校 なし (3) 親子方式(複数校方式) 小学校 3校 中学校 2校 (4) 給食未実施校 小学校 なし 中学校 なし		<b>1. 学校給食調理施設(調理方式)</b> (1) 給食センター方式 箇所数 1箇所 建設年度 H14 対応規模 600食 小学校 2校 中学校 1校 (2) 単独校方式 小学校 なし 中学校 なし (3) 親子方式(複数校方式) 小学校 なし 中学校 なし (4) 給食未実施校 小学校 なし 中学校 なし		<b>1. 学校給食調理施設(調理方式)</b> (1) 給食センター方式 なし <b>5年以内に共同調理場方式に一元化し移行する</b> (2) 単独校方式 小学校 2校 中学校 1校 (3) 親子方式(複数校方式) 小学校 1校 中学校 1校 (4) 給食未実施校 小学校 なし 中学校 なし		相違あり	学校給食施設及び調理方式については、合併後も当分の間、現行どおり(計画分については計画どおり)とする。	A4																																																																								
<b>2. 学校給食運営方法</b> (1) 調理 直営 (2) 配送 委託 (3) 施設管理 直営 (4) 資材管理 直営		<b>2. 学校給食運営方法</b> (1) 調理 委託 (2) 配送 委託 (3) 施設管理 直営 (4) 資材管理 直営		<b>2. 学校給食運営方法</b> (1) 調理 直営 (2) 配送 委託 (3) 施設管理 直営 (4) 資材管理 直営		相違あり	学校給食の運営方法については、合併後も当分の間、現行どおりとする。	A4																																																																								
<b>3. 学校給食職員の配置</b> 平成19年9月1日 <table border="1"> <thead> <tr> <th>役職等</th> <th>人数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所長</td> <td>2.0</td> <td>兼務(市職員、校長)</td> </tr> <tr> <td>事務職</td> <td>1.5</td> <td>市職員、兼務</td> </tr> <tr> <td>栄養職員</td> <td>6.0</td> <td>県職員5 市職員1</td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td>24.0</td> <td>市職員</td> </tr> <tr> <td>配送員</td> <td>9.0</td> <td>外部委託職員</td> </tr> <tr> <td>臨時職員</td> <td>16.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>59.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		役職等	人数	備考	所長	2.0	兼務(市職員、校長)	事務職	1.5	市職員、兼務	栄養職員	6.0	県職員5 市職員1	調理員	24.0	市職員	配送員	9.0	外部委託職員	臨時職員	16.5		計	59.0		<b>3. 学校給食職員の配置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役職等</th> <th>人数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所長</td> <td>1.0</td> <td>町職員</td> </tr> <tr> <td>事務職</td> <td>0.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栄養職員</td> <td>1.0</td> <td>県職員</td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td>6.0</td> <td>外部委託職員</td> </tr> <tr> <td>配送員</td> <td>1.0</td> <td>外部委託職員</td> </tr> <tr> <td>臨時職員</td> <td>0.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		役職等	人数	備考	所長	1.0	町職員	事務職	0.0		栄養職員	1.0	県職員	調理員	6.0	外部委託職員	配送員	1.0	外部委託職員	臨時職員	0.0		計	9.0		<b>3. 学校給食職員の配置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役職等</th> <th>人数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所長</td> <td>0.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務職</td> <td>0.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栄養教諭</td> <td>1.0</td> <td>県職員</td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td>11.0</td> <td>町職員</td> </tr> <tr> <td>配送員</td> <td>1.0</td> <td>外部委託職員</td> </tr> <tr> <td>臨時職員</td> <td>13.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>26.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		役職等	人数	備考	所長	0.0		事務職	0.0		栄養教諭	1.0	県職員	調理員	11.0	町職員	配送員	1.0	外部委託職員	臨時職員	13.0		計	26.0		相違あり	その他(合併後も当分の間、現行どおりとし、新市において検討する。)	B2
役職等	人数	備考																																																																														
所長	2.0	兼務(市職員、校長)																																																																														
事務職	1.5	市職員、兼務																																																																														
栄養職員	6.0	県職員5 市職員1																																																																														
調理員	24.0	市職員																																																																														
配送員	9.0	外部委託職員																																																																														
臨時職員	16.5																																																																															
計	59.0																																																																															
役職等	人数	備考																																																																														
所長	1.0	町職員																																																																														
事務職	0.0																																																																															
栄養職員	1.0	県職員																																																																														
調理員	6.0	外部委託職員																																																																														
配送員	1.0	外部委託職員																																																																														
臨時職員	0.0																																																																															
計	9.0																																																																															
役職等	人数	備考																																																																														
所長	0.0																																																																															
事務職	0.0																																																																															
栄養教諭	1.0	県職員																																																																														
調理員	11.0	町職員																																																																														
配送員	1.0	外部委託職員																																																																														
臨時職員	13.0																																																																															
計	26.0																																																																															
<b>4. 学校給食費</b> (1) 小学校(児童・職員) 月額3,900円 (2) 中学校(生徒・職員) 月額4,400円 (3) 給食センター職員 月額3,900円		<b>4. 学校給食費</b> (1) 小学校(児童・職員) 月額3,700円 (2) 中学校(生徒・職員) 月額4,200円 (3) 給食センター職員 月額4,200円		<b>4. 学校給食費</b> (1) 小学校(児童・職員) 月額3,800円 (2) 中学校(生徒・職員) 月額4,300円 (3) 給食センター職員 該当者なし		相違あり	給食費については、日南市の例を参考にしながら、合併後速やかに調整する。	A4																																																																								
<b>5. 米飯給食</b> 週3回		<b>5. 米飯給食</b> 週3回		<b>5. 米飯給食</b> 週2回(原國小・中学校は、週3回)		相違あり	合併までに、日南市及び北郷町の例により調整する。	C1																																																																								
<b>6. 給食費の徴収方法</b> 各学校のPTA事務に委託		<b>6. 給食費の徴収方法</b> 各学校のPTA事務に委託		<b>6. 給食費の徴収方法</b> 各学校のPTA事務に委託		相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	C2																																																																								
<b>7. 学校給食会</b> あり ・理事12名(市教委 校長、PTA会長、栄養職員) ・役員: 会長1名、副会長2名、監事2名 ・事務局職員3名(内市職員兼務2名) → 理事会を毎月1回開催		<b>7. 学校給食会</b> なし		<b>7. 学校給食会</b> なし		日南市のみ	合併までに、日南市の例により調整する。	C1																																																																								

(様式1)

合併協定項目の調整方針

合併協定項目		協議項目		専門部会		提案年月日	確認年月日
番号	項目名	番号	項目名	番号	部会名		
24-35	学校給食関係事業			16	学校教育部会	平成19年10月23日	

**【参考】**  
**前回の合併協議会での調整方針**  
 学校給食施設及び調理方式については、新市施行後も当分の間、現行どおり（計画分にあつては計画どおり）とする。  
 学校給食の運営方法については、新市施行後も当分の間、現行どおりとする。  
 給食費については、日南市の例を参考にしながら新しい給食費を合併時まで定める。

**調整方針**  
 (調整の内容)  
 学校給食施設及び調理方式については、合併後も当分の間、現行どおり（計画分については計画どおり）とする。  
 学校給食の運営方法については、合併後も当分の間、現行どおりとする。  
 給食費については、日南市の例を参考にしながら、合併後速やかに調整する。

解 説 (語句の説明、関係法令など)	留 意 事 項 (選択肢に対するメリット、デメリットなど)	先 進 事 例 (参考にした他市、先進協議会の状況など)																					
<p>1. 学校給食法 (この法律の目的)</p> <p>第1条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実を図ることを目的とする。 (学校給食の目標)</p> <p>第2条 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。</p> <p>(1) 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。</p> <p>(2) 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。</p> <p>(3) 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。</p> <p>(4) 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。</p>	<p>1. 調理方式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選択肢</th> <th>メリット</th> <th>デメリット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行どおり</td> <td>当分の間は、新たな施設整備が不要</td> <td>将来的には、運営コストが比較的高い</td> </tr> <tr> <td>自校方式に一元化</td> <td>児童・生徒に身近な場所で調理が可能</td> <td>運営コストが高くなる</td> </tr> <tr> <td>共同調理方式に一元化</td> <td>将来的に、運営コストの縮減が可能</td> <td>初期投資(施設整備)が必要、運搬システムの構築が必要</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 運営方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選択肢</th> <th>メリット</th> <th>デメリット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直営 (新市が直接運営)</td> <td>市町職員(給食調理員)の身分の確保</td> <td>運営コストが高くなる</td> </tr> <tr> <td>委託 (民間委託により運営)</td> <td>運営コストの抑制、民間のノウハウの活用</td> <td>市町職員(給食調理員)の身分の取扱い</td> </tr> </tbody> </table>	選択肢	メリット	デメリット	現行どおり	当分の間は、新たな施設整備が不要	将来的には、運営コストが比較的高い	自校方式に一元化	児童・生徒に身近な場所で調理が可能	運営コストが高くなる	共同調理方式に一元化	将来的に、運営コストの縮減が可能	初期投資(施設整備)が必要、運搬システムの構築が必要	選択肢	メリット	デメリット	直営 (新市が直接運営)	市町職員(給食調理員)の身分の確保	運営コストが高くなる	委託 (民間委託により運営)	運営コストの抑制、民間のノウハウの活用	市町職員(給食調理員)の身分の取扱い	<p>1. 小林市(平成18年3月20日 新設合併)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食の業務運営ならびに調理施設(給食センター、単独校)は、現行のとおり新市に引き継ぎ、施設の老朽化(建設計画)・児童生徒数(食数)等諸条件を踏まえ、共同調理場方式を含め検討する。</li> <li>給食費については、各調理施設の献立の違い及び各地域、各学校の状況を踏まえ現行のとおり新市に引き継ぎ、公平負担の観点から新市において調整する。</li> </ul> <p>2. 都城市(平成18年1月1日 新設合併)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給食費については、現行どおりとし、合併後速やかに調整する。</li> </ul> <p>3. 美郷町(平成18年1月1日 新設合併)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調理施設 合併後速やかに旧村単位で、共同施設に移行する方向で検討する。</li> <li>給食費 合併時は現行どおりとし、合併後速やかに統一する。</li> </ul>
選択肢	メリット	デメリット																					
現行どおり	当分の間は、新たな施設整備が不要	将来的には、運営コストが比較的高い																					
自校方式に一元化	児童・生徒に身近な場所で調理が可能	運営コストが高くなる																					
共同調理方式に一元化	将来的に、運営コストの縮減が可能	初期投資(施設整備)が必要、運搬システムの構築が必要																					
選択肢	メリット	デメリット																					
直営 (新市が直接運営)	市町職員(給食調理員)の身分の確保	運営コストが高くなる																					
委託 (民間委託により運営)	運営コストの抑制、民間のノウハウの活用	市町職員(給食調理員)の身分の取扱い																					

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-36	幼稚園関係事業	

専門部会

番号	部会名
16	学校教育部会

現況			課題	調整方針	調整区分												
日南市	北郷町	南郷町															
<p>1. 公立幼稚園の概要</p> <p>該当なし</p> <p>&lt;参考&gt; 1. 保育所数・定員 (1) 公立 6箇所(435人) (2) へき地 1箇所(30人) (3) 私立 4箇所(270人) 2. 児童館数・定員 2箇所(120人)</p>	<p>1. 公立幼稚園の概要</p> <table border="1"> <tr><td>対象</td><td>満4歳～5歳児</td></tr> <tr><td>入園料</td><td>6,500円</td></tr> <tr><td>授業料</td><td>5,200円</td></tr> <tr><td>職員</td><td>園長・常勤臨時1, 正職1, 臨時2</td></tr> <tr><td>送迎</td><td>なし</td></tr> <tr><td>定員</td><td>80人</td></tr> </table> <p>&lt;参考&gt; 1. 保育所数・定員 (1) 公立 2箇所(120人) (2) へき地 なし (3) 私立 なし 2. 児童館数・定員 なし</p>	対象	満4歳～5歳児	入園料	6,500円	授業料	5,200円	職員	園長・常勤臨時1, 正職1, 臨時2	送迎	なし	定員	80人	<p>1. 公立幼稚園の概要</p> <p>該当なし</p> <p>&lt;参考&gt; 1. 保育所数・定員 (1) 公立 1箇所(60人) (2) へき地 なし (3) 私立 4箇所(225人) 4箇所のうち2箇所に分園あり 2. 児童館数・定員 なし</p>	北郷町のみ	北郷町立の幼稚園については、合併前に認定こども園として保育所と統合し、新市に引き継ぐ。新市において新市全体の幼稚園・保育所・児童館の統廃合や再配置・再編、民間委託等を検討する。	A5
対象	満4歳～5歳児																
入園料	6,500円																
授業料	5,200円																
職員	園長・常勤臨時1, 正職1, 臨時2																
送迎	なし																
定員	80人																
<p>2. 私立幼稚園就園奨励補助金</p> <p>あり 国の制度事業</p> <p>7箇所 493名</p>	<p>2. 私立幼稚園就園奨励補助金</p> <p>該当なし</p>	<p>2. 私立幼稚園就園奨励補助金</p> <p>あり 国の制度事業</p> <p>1箇所 68名</p>	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	C2												
<p>3. 私立幼稚園運営費補助金</p> <p>あり</p> <p>76,500円/1箇所 × 7箇所</p>	<p>3. 私立幼稚園運営費補助金</p> <p>該当なし</p>	<p>3. 私立幼稚園運営費補助金</p> <p>該当なし</p>	日南市のみ	合併までに、日南市の例により調整する。	C2												

(様式1)

合併協定項目の調整方針

合併協定項目		協議項目		専門部会		提案年月日	確認年月日
番号	項目名	番号	項目名	番号	部会名		
24-36	幼稚園関係事業			16	学校教育部会	平成19年10月23日	
【参考】 前回の合併協議会での調整方針	北郷町立の幼稚園については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市において新市全体の幼稚園・保育所・児童館の統廃合や再配置・再編、民間委託等を検討する。						
調整方針 (調整の内容)	北郷町立の幼稚園については、合併前に認定こども園として保育所と統合し、新市に引き継ぐ。新市において新市全体の幼稚園・保育所・児童館の統廃合や再配置・再編、民間委託等を検討する。						
解 説 (語句の説明、関係法令など)		留 意 事 項 (選択肢に対するメリット、デメリットなど)		先 進 事 例 (参考にした他市、先進協議会の状況など)			
1. 幼稚園 (1) 学校教育法 第7章 (目的) 第77条 幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。 (目標) 第78条 幼稚園は、前条の目的を実現するために次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。 (1) 健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。 (2) 園内において、集団生活を体験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。 (3) 身近な社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。 (4) 言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。 (5) 音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。		1. 公立幼稚園の存続については、その設置目的や地域の特殊性、地域バランス等を考慮しながら、検討する必要がある。 2. また、新市における未就学児及びその保護者にとって、新市全体の幼稚園・保育所・児童館等の配置や設置目的がどうあるべきか十分に検討する必要がある。 2. 保育所 (1) 児童福祉法 (保育所) 第39条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。 2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。		1. 都城市(平成18年1月1日 新設合併) 幼稚園・学校の新設及び統廃合については、現行どおり新市に引き継ぎ、施設の現状や園児・児童生徒の推移を見ながら、合併後、新市において検討するものとする。 3. 認定こども園 (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (2) 概要 ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設 ・幼稚園と保育所の機能の両方を併せ持った施設 (3) 認定 都道府県知事が条例を定めて認定			

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-37	文化振興関係事業	

専門部会

番号	部会名
17	生涯学習部会

現況			課題	調整方針	調整区分																																							
日南市	北郷町	南郷町																																										
1. 自主文化事業 4件 ・自主文化事業費 6,000,000円	1. 自主文化事業 2件 ・自主文化事業費 4,500,000円	1. 自主文化事業 ・年間公演回数 5回程度 ・公演謝金予算 5,000千円	相違なし	その他(現行どおりとし、合併後に、速やかに調整する。)	C1																																							
2. 文化祭 芸能発表 24団体 作品展 20団体 470点 3日間 呈茶 4箇所	2. 文化祭 (産業文化まつり文化芸能部) 芸能発表 10団体 作品出品数 730点 町補助金 500,000円(H18)	2. 文化祭 芸能発表 文化協会加盟団体26団体 作品展 15部門 308点 1週間	相違なし	その他(現行どおりとし、合併後に、速やかに調整する。)	C1																																							
3. 美術展 出品数 147点 出品料 1,000円	3. 美術展 なし	3. 美術展 なし	相違あり	現行のまま新市に引き継ぐ。	C3																																							
4. 日南文化芸術協会 ・37団体 ・H19予算 644,200円 ・市補助金 400,000円 ・年会費 5,000円 ・事務局 協会内	4. 北郷町文化協会 ・10団体 ・H19予算 229,000円 ・町補助金 190,000円 ・年会費 2,000円 ・事務局 教育課	4. 南郷町文化協会 ・加盟団体 39団体・3個人 ・H19年度予算 881,000円 ・町補助金 446,000円 ・年会費 3,000円 ・事務局 教育課	相違なし	その他(現行どおりとし、合併後に、速やかに調整する。)	C1																																							
5. 文化会館 <table border="1"> <tr><td>施設名</td><td>日南市文化センター</td></tr> <tr><td>大ホール</td><td>1室、多目的ホール2室</td></tr> <tr><td>座席数</td><td>大ホール601席</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>2,938㎡</td></tr> <tr><td>管理費</td><td>15,026千円</td></tr> <tr><td>管理体制</td><td>正職員 0人 嘱託職員 1人 臨時職員 1人</td></tr> </table> 多目的ホール2室を中央公民館として位置付け	施設名	日南市文化センター	大ホール	1室、多目的ホール2室	座席数	大ホール601席	延床面積	2,938㎡	管理費	15,026千円	管理体制	正職員 0人 嘱託職員 1人 臨時職員 1人	5. 文化会館 <table border="1"> <tr><td>施設名</td><td>北郷町ふれあい交流センター</td></tr> <tr><td>ホール、会議室</td><td></td></tr> <tr><td>座席数</td><td>ホール224席</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>721㎡</td></tr> <tr><td>管理費</td><td>12,603千円</td></tr> <tr><td>管理体制</td><td>正職員 0人 嘱託職員 0人 臨時職員 1人</td></tr> </table>	施設名	北郷町ふれあい交流センター	ホール、会議室		座席数	ホール224席	延床面積	721㎡	管理費	12,603千円	管理体制	正職員 0人 嘱託職員 0人 臨時職員 1人	5. 文化会館 <table border="1"> <tr><td>施設名</td><td>南郷町ハートフルセンター</td></tr> <tr><td>大ホール、小ホール、会議室、楽屋</td><td></td></tr> <tr><td>座席数</td><td>大ホール801席・小ホール300席</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>4,474㎡</td></tr> <tr><td>管理費</td><td>43,491千円</td></tr> <tr><td>職員</td><td>2人</td></tr> <tr><td>管理体制</td><td>嘱託職員 1人 委託職員 1人</td></tr> </table> 生涯学習館は南郷町立中央公民館として位置付け	施設名	南郷町ハートフルセンター	大ホール、小ホール、会議室、楽屋		座席数	大ホール801席・小ホール300席	延床面積	4,474㎡	管理費	43,491千円	職員	2人	管理体制	嘱託職員 1人 委託職員 1人	相違なし	文化会館については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において、規模や機能の異なる各施設の効果的・効率的な活用を図ることとする。ただし、使用料、減免規程については、別紙1の基本的な考え方に基づき、合併時までに統一する。	A5	
施設名	日南市文化センター																																											
大ホール	1室、多目的ホール2室																																											
座席数	大ホール601席																																											
延床面積	2,938㎡																																											
管理費	15,026千円																																											
管理体制	正職員 0人 嘱託職員 1人 臨時職員 1人																																											
施設名	北郷町ふれあい交流センター																																											
ホール、会議室																																												
座席数	ホール224席																																											
延床面積	721㎡																																											
管理費	12,603千円																																											
管理体制	正職員 0人 嘱託職員 0人 臨時職員 1人																																											
施設名	南郷町ハートフルセンター																																											
大ホール、小ホール、会議室、楽屋																																												
座席数	大ホール801席・小ホール300席																																											
延床面積	4,474㎡																																											
管理費	43,491千円																																											
職員	2人																																											
管理体制	嘱託職員 1人 委託職員 1人																																											
6. 文化会館使用料(大ホール)(円) <table border="1"> <tr><th>使用区分</th><th>平日</th><th>土・日曜日、祝日</th></tr> <tr><td>入場料を徴収しない場合</td><td>20,000</td><td>24,000</td></tr> <tr><td>1000円未満の入場料を徴収する場合</td><td>40,000</td><td>48,000</td></tr> <tr><td>1000円以上3000円未満の入場料を徴収する場合</td><td>53,000</td><td>61,000</td></tr> <tr><td>3000円以上の入場料を徴収するとき、又は営利を目的とする場合</td><td>64,000</td><td>71,000</td></tr> </table> ・使用料の減免 なし	使用区分	平日	土・日曜日、祝日	入場料を徴収しない場合	20,000	24,000	1000円未満の入場料を徴収する場合	40,000	48,000	1000円以上3000円未満の入場料を徴収する場合	53,000	61,000	3000円以上の入場料を徴収するとき、又は営利を目的とする場合	64,000	71,000	6. 文化会館使用料(ホール)(円) <table border="1"> <tr><th>使用区分</th><th>平日</th><th>土・日曜日、祝日</th></tr> <tr><td>入場料を徴収しない場合</td><td>8,650</td><td>10,490</td></tr> <tr><td>入場料を徴収する場合</td><td>17,300</td><td>21,000</td></tr> </table> ・使用料の減免 あり	使用区分	平日	土・日曜日、祝日	入場料を徴収しない場合	8,650	10,490	入場料を徴収する場合	17,300	21,000	6. 文化会館使用料(円) <table border="1"> <tr><th>使用区分</th><th>平日</th><th>土・日曜日、祝日</th></tr> <tr><td>大ホール 入場料を徴収しない場合</td><td>43,000</td><td>53,000</td></tr> <tr><td>大ホール 入場料を徴収する場合</td><td>73,000</td><td>88,000</td></tr> <tr><td>小ホール 入場料を徴収しない場合</td><td>9,000</td><td>11,500</td></tr> <tr><td>小ホール 入場料を徴収する場合</td><td>16,000</td><td>21,000</td></tr> </table> ・使用料の減免 あり	使用区分	平日	土・日曜日、祝日	大ホール 入場料を徴収しない場合	43,000	53,000	大ホール 入場料を徴収する場合	73,000	88,000	小ホール 入場料を徴収しない場合	9,000	11,500	小ホール 入場料を徴収する場合	16,000	21,000	相違あり	文化会館については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において、規模や機能の異なる各施設の効果的・効率的な活用を図ることとする。ただし、使用料、減免規程については、別紙1の基本的な考え方に基づき、合併時までに統一する。  *使用料は、附帯設備(ライト等)の料金を含みません。	A5
使用区分	平日	土・日曜日、祝日																																										
入場料を徴収しない場合	20,000	24,000																																										
1000円未満の入場料を徴収する場合	40,000	48,000																																										
1000円以上3000円未満の入場料を徴収する場合	53,000	61,000																																										
3000円以上の入場料を徴収するとき、又は営利を目的とする場合	64,000	71,000																																										
使用区分	平日	土・日曜日、祝日																																										
入場料を徴収しない場合	8,650	10,490																																										
入場料を徴収する場合	17,300	21,000																																										
使用区分	平日	土・日曜日、祝日																																										
大ホール 入場料を徴収しない場合	43,000	53,000																																										
大ホール 入場料を徴収する場合	73,000	88,000																																										
小ホール 入場料を徴収しない場合	9,000	11,500																																										
小ホール 入場料を徴収する場合	16,000	21,000																																										

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-37	文化振興関係事業	

専門部会

番号	部会名
17	生涯学習部会

現況			課題	調整方針	調整区分
日南市	北郷町	南郷町			
7. 指定文化財 国指定 3 国選定 1 県指定 11 市指定 23 国登録 22 「日南市文化財保護条例」「同施行規則」 「日南市伝統的建造物群保存地区保存条例」 「同施行規則」	7. 指定文化財 県指定 1 町指定 21 「北郷町文化財保護条例」「同施行規則」	7. 指定文化財 国指定 1 県指定 6 町指定 1 「南郷町文化財保護条例」「同規則」	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	C3
8. 伝統的建造物群保存地区 ・面積 約19.8㏎ ・人口 360人 ・世帯数 158世帯 ・全建物数 321棟 ・伝統的建造物 建築物 11 工作物 127 ・環境物件 23 ・平成18年度補助金 7,879,000円	8. 伝統的建造物群保存地区 なし	8. 伝統的建造物群保存地区 なし	相違あり	現行のまま新市に引き継ぐ。	C2
9. 文化財保護啓発 (H18年度予算) 日南ユネスコ協会 70,000円 文化財愛護少年団 20,000円	9. 文化財保護啓発 (H19年度予算) 北郷中学校文化財愛護少年団 91,000円 海田家維持管理事業 48,000円	9. 文化財保護啓発 なし	相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	C2
10. 文化財冊子 『日南市の文化財』(第3版) 『日南市文化財調査資料集』第1集～第38集 『日南市埋蔵文化財調査報告書』第1集～第22集	10. 文化財冊子 『北郷町文化財紀要』第1集～第5集 『北郷町文化財調査報告書』第1集～第12集	10. 文化財冊子 『南郷町の文化財』 『南郷町の文化財マップ』 『埋蔵文化財調査報告書』2地区(4巻) 『埋蔵文化財分布調査書』	相違なし	その他(現行どおりとし、合併後に、速やかに調整する。)	C1
11. 文化財保護審議会 日南市文化財保存調査委員 ・委員数 10名 ・任期 3年 「日南市文化財保護条例」「同施行規則」 「日南市文化財保存調査委員規則」 日南市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員 ・委員数 15名 ・任期 2年 「日南市伝統的建造物群保存地区保存条例」 「同施行規則」	11. 文化財保護審議会 北郷町文化財保存調査委員会 ・委員数 4名 ・任期 3年	11. 文化財保護審議会 南郷町文化財保護審議会委員 ・委員数 5名 ・任期 3年	相違なし	合併までに日南市の例により調整する。	C1

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-37	文化振興関係事業	

専門部会

番号	部会名
17	生涯学習部会

日南市		北郷町		南郷町		課題	調整方針	調整区分																															
12. 資料館等		12. 資料館等		12. 資料館等		相違あり	資料館等の施設については、現行のまま新市に引き継ぎ、旧市町の歴史資料の収集、保管、展示、情報発信施設の整備について検討する。	A3																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>延べ床面積</th> <th>設置年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 歴史資料館</td><td>262.91㎡</td><td>昭和53.7.2</td></tr> <tr><td>2 松尾の丸</td><td>800.02㎡</td><td>昭和54.7.31</td></tr> <tr><td>3 振徳堂</td><td>233.00㎡</td><td>昭和51.5.12</td></tr> <tr><td>4 豫章館</td><td>251.00㎡</td><td>昭和58.4.1</td></tr> <tr><td>5 旧伊東伝左衛門家</td><td>115.27㎡</td><td>昭和61.4.1</td></tr> <tr><td>6 商家資料館</td><td>269.00㎡</td><td>昭和58.5.1</td></tr> <tr><td>7 伊東記念館</td><td>163.93㎡</td><td>平成3年</td></tr> <tr><td>8 四半的射場</td><td>18.00㎡</td><td>平成元年</td></tr> <tr><td>9 旧山本猪平家</td><td>398.82㎡</td><td>平成10年</td></tr> <tr><td>10 小村寿太郎生家</td><td>168.02㎡</td><td>平成16年</td></tr> </tbody> </table> <p>・管理体制：財団法人「飢肥」城下町保存会に委託(嘱託10名、臨時6名)          ・管理費 54,900千円 (小村記念館を含む)          ・「飢肥城由緒施設の設置及び管理に関する条例」</p>		施設名	延べ床面積	設置年月日	1 歴史資料館	262.91㎡			昭和53.7.2	2 松尾の丸	800.02㎡	昭和54.7.31	3 振徳堂	233.00㎡	昭和51.5.12	4 豫章館	251.00㎡	昭和58.4.1	5 旧伊東伝左衛門家	115.27㎡	昭和61.4.1	6 商家資料館	269.00㎡	昭和58.5.1	7 伊東記念館	163.93㎡	平成3年	8 四半的射場	18.00㎡	平成元年	9 旧山本猪平家	398.82㎡	平成10年	10 小村寿太郎生家	168.02㎡	平成16年	なし		なし
施設名	延べ床面積	設置年月日																																					
1 歴史資料館	262.91㎡	昭和53.7.2																																					
2 松尾の丸	800.02㎡	昭和54.7.31																																					
3 振徳堂	233.00㎡	昭和51.5.12																																					
4 豫章館	251.00㎡	昭和58.4.1																																					
5 旧伊東伝左衛門家	115.27㎡	昭和61.4.1																																					
6 商家資料館	269.00㎡	昭和58.5.1																																					
7 伊東記念館	163.93㎡	平成3年																																					
8 四半的射場	18.00㎡	平成元年																																					
9 旧山本猪平家	398.82㎡	平成10年																																					
10 小村寿太郎生家	168.02㎡	平成16年																																					
13. 伝統芸能 泰平踊り保存会(2団体) 81,000円		13. 伝統芸能 無形民俗文化財 町指定(潮嶽神社関係) ・御神子舞 補助金なし ・棒踊り 補助金なし ・獅子舞 補助金なし		13. 伝統芸能 民俗芸能保存会(7団体) 151,000円		相違なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	C1																															

(様式1)

合併協定項目の調整方針

合併協定項目		協議項目		専門部会		提案年月日	確認年月日
番号	項目名	番号	項目名	番号	部会名		
24-37	文化振興関係事業			17	生涯学習部会	平成19年10月23日	
【参考】 前回の合併協議会での調整方針	文化会館については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において、規模や機能の異なる各施設の効果的・効率的な活用を図ることとする。ただし、使用料、減免規定については、別紙1の基本的な考え方に基づき、合併時まで統一する。 資料館等の施設については、現行のまま新市に引き継ぎ、旧市町の歴史資料の収集、保管、展示、情報発信施設の整備について検討する。						
調整方針 (調整の内容)	文化会館については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において、規模や機能の異なる各施設の効果的・効率的な活用を図ることとする。ただし、使用料、減免規定については、別紙1の基本的な考え方に基づき、合併時まで統一する。 資料館等の施設については、現行のまま新市に引き継ぎ、旧市町の歴史資料の収集、保管、展示、情報発信施設の整備について検討する。						
解 説 (語句の説明、関係法令など)		留 意 事 項 (選択肢に対するメリット、デメリットなど)			先 進 事 例 (参考にした他市、先進協議会の状況など)		
文化芸術振興基本法 (基本理念) 第二条 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又は、これを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。 (地方公共団体の責務) 第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (地方公共団体の施策) 第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。 (平成十三年十二月七日施行)		1. 新市における文化会館については、文化サービスの水準の向上に留意しながら、施設の特色を生かし、各施設間の連携を図る必要がある。 2. 文化会館使用料及び減免については、施設の使用状況等も勘案しながら、新市内の異なる施設が使用目的に応じて、同一条件で使用できるよう均衡化を図る必要がある。 3. 資料館(博物館)等については、新市の歴史資料を調査研究することにより、新市としてのまとまりと郷土愛の涵養に努める必要がある。  博物館法 第二条 「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して、教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関 (以下略)			1. 薩摩川内市 (平成16年10月12日 合併) (1) 文化財の保護・活用・伝承 当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 (2) 文化活動等 新市に移行後、速やかに調整する。 (3) 伝統的建造物群保存地区保存審議会及び保護業務 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 西東京市 (平成13年1月21日 合併) (1) 文化財の保護に関すること 現行のまま新市へ引き継ぐ。 3. さぬき市 (平成14年4月1日 合併) (1) 主要行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。 (2) 指定文化財等は、新市に引き継ぐこととする。 (3) 各事業等は、新市において継続して実施する。		



(別紙1)

新市における文化会館の使用料の統一にあたっての基本的な考え方(案)

1. 大ホールについては、日南市の例を基本とし、使用区分を4段階として合併時まで統一する。
2. 小ホールについては、南郷町の例を基本とし、使用区分を4段階として合併時まで統一する。
3. 減免規定については、合併時まで統一する。

<参考1>

ホールのみを終日(9:00~22:00)使用した場合(附属設備(照明、マイク、空調機器、楽屋等)を除く)

(1)大ホール

(単位:円)

使用区分		日南市文化センター	南郷ハートフルセンター	
		現行	現行	改定案
入場料を徴収しないとき	平日	20,000	43,000	26,000
	土・日曜日、祝日等	24,000	53,000	32,000
1,000円未満の入場料を徴収するとき	平日	40,000	73,000	53,000
	土・日曜日、祝日等	48,000	88,000	64,000
1,000円以上3,000円未満の入場料を徴収するとき	平日	53,000	73,000	70,000
	土・日曜日、祝日等	61,000	88,000	80,000
3,000円以上の入場料を徴収するとき、 又は商品の宣伝、展示、 販売等営利を目的として 使用するとき	平日	64,000	73,000	84,000
	土・日曜日、祝日等	71,000	88,000	94,000

(2) 小ホール

(単位：円)

使用区分		南郷ハートフルセンター		北郷町ふれあい交流センター	
		現行	改定案	現行	改定案
入場料を徴収しないとき	平日	9,000	9,000	8,650	6,700
	土・日曜日、祝日等	11,500	11,500	10,490	8,500
1,000円未満の入場料を徴収するとき	平日	16,000	12,000	17,300	8,900
	土・日曜日、祝日等	21,000	16,000	21,000	11,900
1,000円以上3,000円未満の入場料を徴収するとき	平日	16,000	16,000	17,300	11,900
	土・日曜日、祝日等	21,000	21,000	21,000	15,600
3,000円以上の入場料を徴収するとき、 又は商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として使用する	平日	16,000	18,000	17,300	13,400
	土・日曜日、祝日等	21,000	24,000	21,000	17,900

<参考2>

主な平成18年度実績

項目	日南市文化センター	南郷ハートフルセンター	北郷町ふれあい交流センター	備考
使用件数 (件)	92	76 (大36・小40)	120	
使用料収入 (円)	3,910,170	1,639,300	441,240	会議室分を含む
減免額 (円)	0	578,482	105,295	

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-40	図書館関係事業	

専門部会

番号	部会名
17	生涯学習部会

現況		課題	調整方針	調整区分	
日南市	北郷町	南郷町			
<p>1. 図書館の現況</p> <p>(1)施設名 1 日南市立図書館 2 日南市立図書館分館 3 支所等図書室(7箇所)</p> <p>(2)休館日 毎週月曜日 毎月第三日曜日 祝日 年末・年始</p> <p>(3)開館時間 火～土 午前9時30分 ～午後6時 日 午前9時30分 ～午後5時</p> <p>(4)配置人員 専任職員 2人 兼務職員 1人 嘱託職員 4人 臨時職員 0人 計 7人</p>	<p>1. 図書館の現況</p> <p>(1)施設名 1 北郷町立図書館</p> <p>(2)休館日 毎週月曜日 毎月第三日曜日 祝日 年末・年始 毎月1日</p> <p>(3)開館時間 火～金 午前9時 ～午後6時 土日 午前9時 ～午後5時</p> <p>(4)配置人員 専任職員 0人 兼務職員 4人 嘱託職員 0人 臨時職員 3人 計 7人</p>	<p>1. 図書館の現況</p> <p>(1)施設名 1 南郷町立図書館 2 支所等図書室(1箇所)</p> <p>(2)休館日 毎週月曜日 年末・年始 月末</p> <p>(3)開館時間 火～金 午前9時 ～午後6時 土日祝 午前9時 ～午後5時</p> <p>(4)配置人員 専任職員 1人 兼務職員 2人 嘱託職員 2人 臨時職員 0人 計 5人</p>	相違あり	<p>図書館の施設や蔵書等については現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、既存の施設や蔵書等を効果的・効率的に連携させるため、合併時まで、既存施設のうち1箇所を本館として位置付けるよう調整する。</p> <p>休館日及び開館時間については、南郷町の例(休館日は毎週月曜日及び月末とし、開館時間は平日が午前9時～午後6時まで、土日祝日が午前9時から午後5時までとする。)を基本として、合併時まで統一する。</p>	A3
<p>2. 蔵書状況</p> <p>(1)蔵書数 103,974 冊</p>	<p>2. 蔵書状況</p> <p>(1)蔵書数 69,288 冊</p>	<p>2. 蔵書状況</p> <p>(1)蔵書数 51,856 冊</p>	相違あり	A3	
<p>3. 貸出状況</p> <p>(1)貸出登録者数 13,284 人</p> <p>(2)貸出冊数 148,169 冊</p> <p>(3)貸出期間 14 日</p>	<p>3. 貸出状況</p> <p>(1)貸出登録者数 4,385 人</p> <p>(2)貸出冊数 23,934 冊</p> <p>(3)貸出期間 10 日</p>	<p>3. 貸出状況</p> <p>(1)貸出登録者数 8,422 人</p> <p>(2)貸出冊数 46,326 冊</p> <p>(3)貸出期間 14 日</p>	相違あり	A3	
<p>4. 蔵書購入状況</p> <p>(1)資料費 7,439 千円</p>	<p>4. 蔵書購入状況</p> <p>(1)資料費 2,000 千円</p>	<p>4. 蔵書購入状況</p> <p>(1)資料費 1,828 千円</p>	相違あり	A3	
<p>5. 図書管理システム</p> <p>(1)システム 三菱MELIL</p> <p>(2)図書データ TRC</p>	<p>5. 図書管理システム</p> <p>(1)システム 富士通ilising</p> <p>(2)図書データ TRC</p>	<p>5. 図書管理システム</p> <p>(1)システム 三菱MELIL</p> <p>(2)図書データ 日販</p>	相違あり	<p>合併後、速やかにシステムを統合する</p>	B1
<p>6. 図書情報公開等(HP)あり</p>	<p>6. 図書情報公開等(HP)なし</p>	<p>6. 図書情報公開等(HP)あり</p>	日南市、南郷町のみ	<p>合併後、速やかにシステムを統合する</p>	B1

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-40	図書館関係事業	

専門部会

番号	部会名
17	生涯学習部会

現況			課題	調整方針	調整区分	
日南市	北郷町	南郷町				
7.ブックスタート あり	7.ブックスタート あり	7.ブックスタート あり	相違なし	図書館サービスについては、地域の特殊性や地域バランスを考慮しつつ、現行のサービス水準を維持するよう、合併時までに再編する。	C1	
8.インターネット予約 あり	8.インターネット予約 なし	8.インターネット予約 なし	日南市のみ		B1	
9.読書感想文コンクール あり	9.読書感想文コンクール なし	9.読書感想文コンクール あり	日南市、南郷町のみ		C1	
10.広報紙(図書館だより) あり	10.広報紙(図書館だより) あり	10.広報紙(図書館だより) あり	相違なし		C1	
11.団体支援 あり	11.団体支援 あり	11.団体支援 あり	相違なし		C1	
12.移動図書館 なし	12.移動図書館 あり	12.移動図書館 なし	北郷町のみ		A3	
13.読み聞かせ あり	13.読み聞かせ あり	13.読み聞かせ あり	相違なし		C1	
14.展示会・上映会 なし	14.展示会・上映会 なし	14.展示会・上映会 あり	南郷町のみ		C1	
15.学校図書館司書制度 あり	15.学校図書館司書制度 なし	15.学校図書館司書制度 あり	日南市、南郷町のみ		B1	
16.地域図書館 あり	16.地域図書館 なし	16.地域図書館 あり	日南市、南郷町のみ		B1	
17.図書館条例等 あり	17.図書館条例等 あり	17.図書館条例等 あり	相違あり		合併までに、新しい内容・体制等に統一する。	C1
18.図書館協議会 あり	18.図書館協議会 あり	18.図書館協議会 あり	相違あり		合併までに、新しい内容・体制等に統一する。	C1

(様式1)

## 合併協定項目の調整方針

合併協定項目		協議項目		専門部会		提案年月日	確認年月日												
番号	項目名	番号	項目名	番号	部会名														
24-40	図書館関係事業			17	生涯学習部会	平成19年10月23日													
【参考】 前回の合併 協議会での 調整方針	<p>図書館の施設や蔵書等については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、既存の施設や蔵書等を効果的・効率的に連携させるため、合併時までに、既存施設のうち1箇所を本館として位置付けるよう調整する。</p> <p>休館日及び開館時間については、南郷町の例（休館日は毎週月曜日及び月末とし、開館時間は平日が午前9時から午後6時まで、土日祝日が午前9時から午後5時までとする。）により、合併時までに統一する。</p> <p>図書館サービスについては、地域の特殊性や地域バランスを考慮しつつ、現行のサービス水準を維持するよう、合併時までに再編する。</p>																		
調整方針 (調整の内容)	<p>図書館の施設や蔵書等については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、既存の施設や蔵書等を効果的・効率的に連携させるため、合併時までに、既存施設のうち1箇所を本館として位置付けるよう調整する。</p> <p>休館日及び開館時間については、南郷町の例（休館日は毎週月曜日及び月末とし、開館時間は平日が午前9時から午後6時まで、土日祝日が午前9時から午後5時までとする。）を基本として、合併時までに統一する。</p> <p>図書館サービスについては、地域の特殊性や地域バランスを考慮しつつ、現行のサービス水準を維持するよう、合併時までに再編する。</p>																		
解 説 (語句の説明、関係法令など)		留 意 事 項 (選択肢に対するメリット、デメリットなど)			先 進 事 例 (参考にした他市、先進協議会の状況など)														
<p>1. 図書館法 (設置) 第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。</p>		<p>1. 3市町のそれぞれにある既存の図書館や蔵書、コンピューターシステムなど、現行のまま、新市に引き継ぐのか、1～2箇所に統廃合するのか、検討する必要がある。</p> <p>2. 上記1のいずれを選択しても、図書館の蔵書をそれぞれの地域の身近な施設で、閲覧・貸出・返却できるようにし、利便性の低下を防ぎ、向上を図る必要がある。</p> <p>また、住民に開かれた図書館として、交流の場となるよう、調整する必要がある。</p>			<p>1. 西条市 (平成16年11月1日 新設合併) 図書館については現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、移動図書サービスについては、新市移行後速やかに西条市の例を基本に調整する。休館日については西条市の例により調整する。開館時間については9時30分から19時までとする。</p>														
		<table border="1"> <tr> <td>施設や設備、蔵書等の取扱い</td> <td>期待できる効果</td> <td>課題</td> </tr> <tr> <td>現行のまま</td> <td>サービス水準の低下抑制</td> <td>コスト</td> </tr> <tr> <td></td> <td>各図書館のネットワーク化</td> <td></td> </tr> <tr> <td>統廃合</td> <td>行政コストの縮減</td> <td>地域間格差</td> </tr> </table>			施設や設備、蔵書等の取扱い	期待できる効果	課題	現行のまま	サービス水準の低下抑制	コスト		各図書館のネットワーク化		統廃合	行政コストの縮減	地域間格差			
施設や設備、蔵書等の取扱い	期待できる効果	課題																	
現行のまま	サービス水準の低下抑制	コスト																	
	各図書館のネットワーク化																		
統廃合	行政コストの縮減	地域間格差																	

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-43	姉妹都市交流事業	

専門部会

番号	部会名
13	商工観光部会

現況			課題	調整方針	調整区分
日南市	北郷町	南郷町			
<p>1. 姉妹都市等(都市・学校・港)</p> <p>沖縄県那覇市 &lt;1969年(昭和44年) 4月24日姉妹都市提携&gt; 那覇市とは、古くから油津港と那覇港を結ぶ交易を通して、経済・文化の交流が行われており、また戦時中には那覇市民をはじめ多くの沖縄県民が本市に疎開したことなどから姉妹都市の盟約を結んだ。市民レベルの交流から、<b>少年野球、少年少女バレーなどのスポーツ交流による児童の交流等を中心に行っている。</b></p> <p>愛知県犬山市 &lt;2000年(平成12年) 8月10日姉妹都市提携&gt; 初代飢肥城主「伊東祐兵」の二女「於山」が、初代犬山城主「成瀬正成」の弟「成瀬正武」に嫁いだ歴史的経緯により交流がはじまり、姉妹都市の盟約を結んだ。ナンジャモンジャ(ひとつばたご)の木や飢肥杉のベンチなどを相互に送ったり、犬山市のからくり人形と車山、本市の泰平踊の披露などの交流を行っている。</p> <p>ポーツマス市 (アメリカ合衆国 ニューハンプシャー州) &lt;1985年(昭和60年) 9月5日姉妹都市提携&gt; 本市出身の小村寿太郎侯が首席全権大使として、日露講話条約をポーツマス市で締結したことによる縁により姉妹都市の盟約を結んだ。<b>子ども達を中心とした訪問団の派遣、受入等を行っている。</b></p> <p>アルバニー港(オーストラリア) &lt;2000年(平成12年) 2月26日姉妹港提携&gt; 平成13年からウッドチップの輸入が開始されるのを機会に両港の経済・文化交流を深めるため姉妹港となった。中高生のホームステイによる相互訪問やウッドチップの輸入等の交流を行っている。</p>	<p>1. 姉妹都市等(都市・学校・港)</p> <p>セント・ゲイブリエル中学校 (シンガポール共和国) &lt;1998年(平成10年) 6月8日姉妹校提携&gt; 1984年より北郷町とシンガポール共和国は、相互に親善使節団を派遣し、文化交流等各分野にわたって積極的な交流を続け絆を深めてきた。 この絆をさらに深めシンガポールの文化・歴史など異文化を体験し学ぶことによって、自分たちの郷土の文化・歴史を再認識し将来に向けて自分たちで考え、行動できるような精神を養い、これからの国際社会における責任や役割などを認識してもらうために、1998年6月8日北郷町で、同年8月4日シンガポールで姉妹校盟約の調印を行い、両校の友好親善を誓い合った。 これまでに9回受入、派遣を実施している。</p> <p>ポーツマス市 (アメリカ合衆国 ニューハンプシャー州) &lt;1992年(平成4年) 5月12日姉妹都市提携&gt; 日露講話条約日本全権大使小村寿太郎侯の地が日南市であり、当条約ゆかりの地ポーツマス市との友好を深めるため以前より日南市のポーツマス親善訪問団に同行してきた経過があり、この交流をさらに緊密で広がりのあるものにするため、1991年12月町議会においてポーツマス市との姉妹都市締結を決議し、1992年5月12日ポーツマス市において姉妹都市盟約の調印を行い、両市町の友好親善を誓い合った。</p>	<p>1. 姉妹都市等(都市・学校・港)</p> <p><del>南郷ファイブサミット &lt;1991年(平成3年) 10月29日姉妹町村提携&gt; 青森県、宮城県、福島県、宮崎県にある「南郷」という同名の縁で結ばれた絆を基礎として、お互いに友好を温めながら産業、教育、文化の交流を図り、地域の発展と住民の生活、文化の向上を念願して5町村の姉妹町村の縁が結ばれた。</del></p> <p><del>各町村の持ち回りにて全国南郷サミット会議を開催し盟約の趣旨を促進するべく図ってきた。</del></p> <p><del>各市町村物産品をイベント等にて販売するなど地域の情報を発信してきた。</del></p> <p><b>2005年(平成17年)2月10日 姉妹町村縁組解散</b></p> <p>ポーツマス市 (アメリカ合衆国 ニューハンプシャー州) &lt;1992年(平成4年) 5月12日姉妹都市提携&gt; 両市町は教育、文化、産業の交流を通じて両市町間の相互理解と友好を深めながら住民福祉の増進を図ろうとするものである。このことが日本両国の親善を増進するばかりでなく、世界の平和と繁栄に貢献することを確信し、ここに両市町が議会の賛同のもとに姉妹都市として盟約を結ぶ。 両市町間にて、隔年ごとに人材を派遣しながら、小村寿太郎侯という偉人を縁に国際感覚を養い、文化の交流を図ってきた。</p> <p><b>現在、人材派遣事業は実施していない。</b></p>	相違あり	・姉妹都市交流については、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、相手方都市の意向を確認した上で、改めて調印を行う。	A5

(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-43	姉妹都市交流事業	

専門部会

番号	部会名
13	商工観光部会

現況			課題	調整方針	調整区分
日南市	北郷町	南郷町			
<p>2. ホームステイ派遣</p> <p><del>ポーツマス市 手紙・メール等を通じた文化交流</del></p> <p>犬山市 隔年ごとに小中学生約15名を3日間派遣。</p> <p>アルバニー市 日南ユネスコ協会に委託し、隔年ごとに中学生10名以内を10日間程度派遣。</p>	<p>2. ホームステイ派遣</p> <p>なし</p>	<p>2. ホームステイ派遣</p> <p><del>青森県南郷村、宮城県南郷町、福島県南郷村へ、本町の小・中学生(9名)を4日間の日程で派遣。</del></p> <p>(現在事業実施していない)</p>	日南市のみ	・合併後に、日南市の例により調整する。	C1
<p>3. ホームステイ受入</p> <p><del>ポーツマス市 隔年ごとに高校生45名程度を4週間程度受入れ</del></p> <p>犬山市 隔年ごとに15名程度を3日間程度受け入れ</p> <p>アルバニー市 日南ユネスコ協会に委託し、隔年ごとに中学生10名程度を10日間程度受入れ</p>	<p>3. ホームステイ受入</p> <p>なし</p>	<p>3. ホームステイ受入</p> <p><del>青森県南郷村及び宮城県南郷町の小・中学生(8名)を本町でのホームステイ受入実施。</del></p> <p>(現在事業実施していない)</p>	日南市のみ	・合併後に、日南市の例により調整する。	C1
<p>4. 交流大会・行事</p> <p><del>ポーツマス市には、節目の年に市の関係者が訪問し、犬山・那覇両市については、まつりなどに毎年参加。</del></p>	<p>4. 交流大会・行事</p> <p>なし</p>	<p>4. 交流大会・行事</p> <p><del>全国南郷サミット宮崎南部会議時に本町を訪れた姉妹町村住民と、当協会の会員の交流大会を実施。</del></p> <p>(現在事業実施していない)</p>	日南市のみ	・合併後に、日南市の例により調整する。	C1
<p>5. 姉妹都市友好協会</p> <p>約140の団体・個人の会員で構成し、<del>日南商工会議所名誉会長が会長。</del></p>	<p>5. 姉妹都市友好協会</p> <p>なし</p>	<p>5. 姉妹都市友好協会</p> <p><del>本町と姉妹都市の照約を締結している4つの町村及びポーツマス市のほかマーシャル諸島共和国との相互友好親善活動を行い、地域、階層、ジャンルを問わず国内国際交流事業を積極的に支援。</del></p> <p>(平成17年度解散)</p>	日南市のみ	・合併後に、日南市の例により調整する。	C1
<p>6. 広報・PR</p> <p>年に1度、姉妹都市友好協会の会報を発行し、事業内容の広報などを行っている。</p>	<p>6. 広報・PR</p> <p>なし</p>	<p>6. 広報・PR</p> <p><del>「広報なんごう」や「お知らせなんごう」はもちろん各種のSNS等を活用して活動状況を広報。</del></p> <p>(現在事業実施していない)</p>	日南市のみ	・合併後に、日南市の例により調整する。	C1

(様式1)

合併協定項目の調整方針

合併協定項目		協議項目		専門部会		提案年月日	確認年月日
番号	項目名	番号	項目名	番号	部会名		
24-43	姉妹都市交流事業			13	商工観光部会	平成19年10月23日	
【参考】 前回の合併協議会での調整方針	姉妹都市交流については、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、相手方都市の意向を確認した上で、改めて調印を行う。						
調整方針 (調整の内容)	姉妹都市交流については、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、相手方都市の意向を確認した上で、改めて調印を行う。						
解 説 (語句の説明、関係法令など)		留 意 事 項 (選択肢に対するメリット、デメリットなど)		先 進 事 例 (参考にした他市、先進協議会の状況など)			
1. 姉妹都市  親善と文化交流等を目的として、特別に提携した複数の都市、町、学校、港をいう。		1. 3市町の姉妹都市のそれぞれの意向や過去の経緯等を踏まえ、検討する必要がある。  2. 財政状況の課題等を踏まえ、総合的な政策判断の必要がある。		1. 南さつま市(鹿児島県) (平成17年11月7日 新設合併) 姉妹都市事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、相手方都市の意向を確認した上で改めて調印等を行う。  2. 日置市(鹿児島県) (平成17年5月1日 新設合併) 姉妹都市、友好都市交流については、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、相手方都市の意向を確認した上で、改めて調印等を行う。  3. 美郷町 (平成18年1月1日 新設合併) 相手先の意向もあることから、合併後は現行どおりとし、合併後の新たな体制の中で速やかに調整する。  4. 都城市 (平成18年1月1日 新設合併) 都城市の友好交流都市は、合併後も新市で継続し、各種交流事業は、合併後新市で検討する。			



(様式2)

現況・課題・調整方針整理表

合併協定項目

番号	項目名	項目名
24-47	人口問題対策事業	

専門部会

番号	部会名
2	企画政策部会

現況		課題	調整方針	調整区分	
日南市	北郷町	南郷町			
<p>1. 地域活性化対策事業</p> <p>(1) 元気日南プロジェクト支援事業</p> <p>— 市民活動全般にわたって、支援・助成する。</p> <p>— 発足支援</p> <p>— 市民活動団体発足時に3万円助成</p> <p>— 育成支援</p> <p>— 市民活動団体が継続して活動できるように助成</p> <p>— 総事業の50%補助、50万円限度</p> <p>— 3回限り</p> <p>— 自立支援</p> <p>— 市民活動団体が自立した活動ができるように助成</p> <p>— 総事業の80%補助、100万円限度</p> <p>— 3回限り</p> <p>(平成18年度をもって事業終了)</p>	<p>1. 地域活性化対策事業(廃止)</p> <p>(1) 夢づくり活動事業</p> <p>— 地域づくり調査、研究</p> <p>— イベント開催</p> <p>— 地域内環境整備</p> <p>— (1団体につき限度額20万円)</p> <p>(平成18年度をもって条例失効)</p>	<p>1. 地域活性化対策事業</p> <p>(1) 南郷町新ひむかつくり運動町民会議</p> <p>90万円の定額補助</p> <p>栄松ビーチオープンフェスティバル、産業文化福祉まつり等を開催：企画財政課で総括実施</p> <p>(2) まちづくりイベント開催事業</p> <p>補助先 南郷町もえる商売団</p> <p>補助額 30万円(定額)</p> <p>事業 栄松ビーチオープンフェスティバル、コンサートなどのイベント</p> <p>(3) 地域活性化グループ育成事業</p> <p>補助先 南郷黒潮太鼓グループ</p> <p>補助額 30万円(定額)</p> <p>事業 「南鼓祭」開催、太鼓指導等</p>	南郷町のみ	合併時においては、現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。	A5
<p>2. 定住化促進事業(廃止)</p> <p>(平成15年度をもって条例失効)</p>	<p>2. 定住化促進事業(廃止)</p> <p>(1) 結婚祝金事業 1組につき10万円</p> <p>(2) 出産祝金事業</p> <p>— 第3子以上 1子につき10万円</p> <p>(3) 後継者等就業奨励 10万円</p> <p>(平成18年度をもって条例失効)</p>	<p>2. 南郷町ふるさと定住促進事業(廃止)</p> <p>(平成15年度をもって条例失効)</p> <p>赤ちゃん誕生祝い金 3万円</p>	南郷町のみ	合併時においては、現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。	A5
	<p>3. 地域資源活用事業</p> <p>(1) 木造住宅助成事業</p> <p>— 延床面積、3.3㎡あたり1万円</p> <p>— 上限50万円、町内で生産・製造された珞肥杉を使用し住宅を新築した場合</p> <p>(2) 新エネルギー助成事業</p> <p>— 1件あたり10万円</p> <p>— 太陽光システム設置</p> <p>(1) 珞肥杉需要拡大助成金事業</p> <p>— 延床面積、3.3㎡あたり住宅1万円</p> <p>— 倉庫等5千円、上限20万円</p> <p>— 町内で生産・製造された珞肥杉を使用し、新築した場合に助成</p>				
<p>4. 移住・交流促進事業</p> <p>(1) にちなんいいもの発信事業</p> <p>目的</p> <p>日南の「いいもの(物・モノ・者)」全国に発信し、日南市をより身近に感じてもらい、定住に結びつける。</p> <p>事業内容</p> <p>ア 日南いいものファンクラブの会員募集</p> <p>イ 定住用のパンフレットの作成</p> <p>ウ お試し滞在</p> <p>エ 交流居住のPRや相談会(東京等)</p> <p>オ 空家等の住居情報の提供</p> <p>ア・イは18年度より、ウ～オは19年度より</p>	<p>4. 移住・交流促進事業</p> <p>空家情報提供</p>	<p>4. 移住・交流促進事業</p> <p>空家情報提供</p>	相違あり	合併までに、日南市の例により調整する。	C1

(様式1)

合併協定項目の調整方針

合併協定項目		協議項目		専門部会		提案年月日	確認年月日
番号	項目名	番号	項目名	番号	部会名		
24-47	人口問題対策事業			2	企画政策部会	平成19年10月23日	
【参考】 前回の合併協議会での調整方針	地域活性化事業、定住化促進事業及び地域資源活用事業については、当該事業制定の趣旨を尊重した総合的・一体的な制度等を、合併後、新市において速やかに制定する。						
調整方針 (調整の内容)	地域活性化事業及び定住化促進事業については、合併時においては現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。						
解 説 (語句の説明、関係法令など)	留 意 事 項 (選択肢に対するメリット、デメリットなど)			先 進 事 例 (参考にした他市、先進協議会の状況など)			
	地域活性化及び定住化促進につながるか、経緯、実績等を勘案し、公共的必要性・有効性を検討する必要がある。			1 都城地区合併協議会 補助金、交付金等の取扱い 補助金、交付金については、従来からの経緯、実績等に配慮し調整するものとするが、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。 当面次のように取り扱う。 (1) 1市4町で同一あるいは同種の団体に対する補助金は、団体の意向、協力をもとめつつ統合等の推進も考慮し調整を図る。 (2) 一つの市町のみにある団体に対する補助金は、制度の経緯、実績を踏まえ新市において調整を図る。 (3) 1市4町で同一あるいは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。 (4) 一つの市町でのみ実施している補助金は、事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を図る。 児童福祉事業 (2) 出産祝金支給については、合併時においては現行のとおりとし、新市において速やかに制度の見直しを行うものとする。			